

函館市危険物事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市危険物規程（平成16年函館市消防本部訓令第9号。以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、危険物事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(用語の略称)

第2条 この要綱における法令の略称は、次のとおりとする。

- (1) 法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 省令 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 告示 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 施行令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (6) 対象火気省令 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）をいう。

(申請の審査表)

第3条 次の各号に掲げる申請は、当該各号に定める様式（以下「審査表」という。）により審査するものとする。

- (1) 規程第2条の規定による申請 別記第1号様式
- (2) 規程第5条の規定による申請 別記第2号様式から別記第14号様式まで
- (3) 規程第6条の規定による申請 別記第15号様式
- (4) 規程第8条の規定による申請 別記第16号様式

(検査結果等の記録および保管)

第4条 指導課長（以下「課長」という。）は、規程第10条および規

程第 1 1 条に定める検査結果を前条第 2 号の審査表および別記第 1 7 号様式の検査経過表に記録するものとする。この場合において、検査に立ち会う申請者（申請者から委任を受けた者を含む。）から検査経過表に署名を求めるものとする。

2 課長は、前条の審査表および前項の検査経過表を審査表および検査経過表に係る申請書に添付して保管するものとする。

（交付簿等）

第 5 条 次の各号に掲げる交付をするときは、当該各号に定める様式に記載するものとする。

- (1) 規程第 2 0 条第 1 項第 1 号の規定による交付 別記第 1 8 号様式
- (2) 規程第 2 0 条第 1 項第 2 号の規定による交付 別記第 1 9 号様式
- (3) 規程第 2 0 条第 1 項第 3 号の規定による交付 別記第 2 0 号様式

2 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 規程第 2 0 条第 2 項第 1 号の規定による通知 別記第 2 1 号様式
- (2) 規程第 2 0 条第 2 項第 2 号の規定による通知 別記第 2 2 号様式
- (3) 規程第 2 0 条第 2 項第 3 号の規定による通知 別記第 2 3 号様式
- (4) 規程第 2 0 条第 2 項第 4 号の規定による通知 別記第 2 4 号様式

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 9 日決裁）

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日決裁）

この要綱は、平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 3 0 日決裁）

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 2 4 日決裁）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 2 7 日決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日決裁）

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

附 則（令和4年2月8日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月10日決裁）

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

附 則（令和6年6月20日決裁）

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

審査表（仮貯蔵等承認申請）

[法第10条第1項]

審査事項			審査区分	書面	現地調査	
仮貯蔵または仮取扱いの期間						
仮貯蔵（タンクコンテナ等※によるものを除く）・仮取扱い	屋外	承認できない危険物の有無				
		仮貯蔵または仮取扱いを行う場所が火災予防上安全な場所				
		仮貯蔵または仮取扱いを行う場所の周囲に柵等を設けて他の部分と明確に区分していること。				
	屋内	建	壁（不燃材料）			
			柱（不燃材料）			
		築物	はり（不燃材料）			
			床（不燃材料）			
			屋根または天井（不燃材料）			
	内	電気設備（電気工作物に係る法令の規定）				
	貯蔵または取扱いの基準	政令第24条の基準に適合していること。				
		政令第25条の基準に適合していること。				
		政令第26条の基準に適合していること。				
		政令第27条の基準に適合していること。				
	タンクコンテナ等※	添付書類	屋外	建築物等の配置図		
周囲の見取図						
内		屋外	建築物等の配置図			
			周囲の見取図			
		建築物の仮貯蔵に供する部分の構造図				
技術		屋内	湿潤でなく，かつ，排水および通風のよい場所			
			保有空地（3メートル以上）			
		外	ロープ等で区画			
		屋内	壁（耐火構造または不燃材料）			
			柱（耐火構造または不燃材料）			
内	床（耐火構造または不燃材料）					

に よ る 仮 貯 蔵	の 基		はり（耐火構造または不燃材料）			
			屋根（耐火構造または不燃材料）			
			出入口（防火設備，網入ガラス）			
			専用室であること。			
	準 等	火 災 予 防 に 係 る 共 通 事 項		関係のないものをみだりに出入させない措置		
				不要な物件を置かないこと。		
				危険物以外の物品を貯蔵しないこと。		
				タンクコンテナ等を積み重ねる場合，地盤面からタンクコンテナ等の頂部までの高さ		
				タンクコンテナ等の相互間に，点検空間保有		
				巡回によるタンクコンテナ等の異常の有無および仮貯蔵状況の確認		
	標識・掲示板					
	消火設備					
	危険物取扱者					
手数料						
特記事項						

※ タンクコンテナ等とは，タンクコンテナまたは箱型のコンテナ（ドライコンテナ，リーファーコンテナ等）をいう。

別記第2号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（製造所）

[政令第9条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建	地階の禁止					
	壁	不燃材料				
		延焼のおそれのある外壁（耐火構造・出入口以外の開口部禁止）				
	柱（不燃材料）					
	はり（不燃材料）					
	階段（不燃材料）					
	築	屋根	不燃材料で造り軽量な不燃材料でふく			
			第2類危険物（粉状のものおよび引火性固体を除く。）のみを取り扱う場合，耐火構造とすること可能			
		窓および出入口	防火設備			
	延焼のおそれがある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）					
網入ガラス						
床	不燃材料					
	液状の危険物を取り扱うもの（危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備）					
物	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
	屋外に設けた危険物を取り扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
		地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）						
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）						
電気設備						
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）						
避雷設備（指定数量の倍数10以上）						
危険物を取り扱うタンクの基準（屋外タンクは防油堤設置）						

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	管	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)			
重量保護措置						
外面の防食措置		金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
下		強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
			埋設方法			
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)						
アルキルアルミニウム等の製造所の基準の特例(省令第13条の8)						
アセトアルデヒド等の製造所の基準の特例(省令第13条の9)						
ヒドロキシルアミン等の基準の特例(省令第13条の10)						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

審査表（製造所（高引火点危険物））

[政令第9条第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（高引火点危険物（引火点100度以上の第4類の危険物）を100度未満の温度で取り扱うものに限る。）						
保安距離（不活性ガスの高圧ガス施設・特別高圧電線を除く）						
保有空地（3メートル以上）						
標識・掲示板						
建築物	壁	不燃材料				
		延焼のおそれのある外壁（耐火構造・出入口以外の開口部禁止）				
	柱（不燃材料）					
	はり（不燃材料）					
	階段（不燃材料）					
	屋根（不燃材料）					
	窓および出入口	防火設備または不燃材料もしくはガラスで造られた戸				
		延焼のおそれがある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）				
		延焼のおそれがある外壁に設置のガラス（網入ガラス）				
	床	不燃材料				
		液状の危険物を取り扱うもの（危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備）				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
	屋外に設けた危険物取扱い設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備						
第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）						
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）						
電気設備						
危険物を取り扱うタンクの基準（屋外タンクは防油堤設置・防油堤の高さの規制は除く）						

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)					
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 管 下	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化 プラ スチ ック 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

別記第3号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（独立平家建の屋内貯蔵所）

〔政令第10条第1項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
保安距離					
保有空地					
標識・掲示板					
建	独立専用建物（平家建）				
	軒高（6メートル未満）				
	床の位置（地盤面以上）				
	床面積制限（1,000平方メートル以下）				
物	壁	耐火構造			
		指定数量の10倍以下・延焼のおそれのない外壁，柱および床（不燃材料）			
	柱	第2類の危険物（引火性固体を除く。）のみを貯蔵・延焼のおそれのない外壁，柱および床（不燃材料）			
		第4類の危険物（引火点70度未満のものを除く。）のみを貯蔵・延焼のおそれのない外壁，柱および床（不燃材料）			
		延焼のおそれのある外壁（出入口以外の開口部禁止）			
	床	禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床（床面に水が浸入，浸透しない構造）			
		液状の危険物を貯蔵する床（浸透しない構造，傾斜，貯留設備）			
はり（不燃材料）					
屋	不燃材料	第2類の危険物（粉状のものおよび引火性固体を除く。）のみを貯蔵するもの（耐火構造可能）			
		軽量な不燃材料でふく			
	天井禁止（第5類の危険物のみを貯蔵する場合は不燃材料等の天井可能）				
造	窓および出入口	防火設備			
		延焼のおそれのある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）			
		網入ガラス			
架	不燃材料				
		堅固な基礎に固定			
等	台				

	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
	容器が容易に落下しない措置			
採光・照明設備・換気設備				
強制排出設備（引火点70度未満の危険物を貯蔵するもの）				
電気設備				
避雷設備（指定数量の倍数10以上）				
発火温度に達しない温度に保つ構造（第5類の危険物のうちセルロイド等）				
通風装置・冷房装置等（第5類の危険物のうちセルロイド等）				
指定過酸化物の特例				
アルキルアルミニウム等の特例				
ヒドロキシルアミン等の特例				
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警 報 設 備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

その2

審査表 (独立平家建(高層倉庫)の屋内貯蔵所)

[政令第10条第1項・省令第16条の2]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定(第2類・第4類に限定)						
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物 構 造 等	独立専用建物(平家建)					
	軒高(6メートル以上20メートル未満)					
	床の位置(地盤面以上)					
	床面積制限(1,000平方メートル以下)					
	壁	耐火構造				
		延焼のおそれのある外壁(出入口以外の開口部禁止)				
	柱	禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床(床面に水が浸入、浸透しない構造)				
		液状の危険物を貯蔵する床(浸透しない構造、傾斜、貯留設備)				
	床					
	はり(耐火構造)					
屋	不燃材料					
	第2類危険物(粉状のものおよび引火性固体を除く。)のみを貯蔵するもの(耐火構造可能)					
	軽量な不燃材料でふく					
根						
天井禁止						
窓および出入口	特定防火設備					
	延焼のおそれのある外壁(自動閉鎖式)					
架	不燃材料					
	堅固な基礎に固定					
	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
台	容器が容易に落下しない措置					
採光・照明設備・換気設備						
強制排出設備(引火点70度未満の危険物を貯蔵するもの)						

電気設備			
避雷設備			
著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
警報設備（自動火災報知設備に限る）			
危険物保安監督者または危険物取扱者			
手数料			
特記事項			

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (第2類 (引火性固体を除く。) ・第4類 (引火点70度未満を除く。))						
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建	独立専用建物の限定					
	階高 (6メートル未満)					
	床の位置 (地盤面以上)					
	床面積制限 (1,000平方メートル以下)					
	物	壁	耐火構造			
			延焼のおそれのある外壁 (出入口以外の開口部禁止)			
		柱	禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床 (床面に水が浸入, 浸透しない構造)			
			液状の危険物を貯蔵する床 (浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備)			
	床					
	はり (耐火構造)					
構	屋	不燃材料				
		第2類危険物 (粉状のものおよび引火性固体を除く。)のみを貯蔵するもの (耐火構造可能)				
	根	軽量な不燃材料でふく				
天井禁止						
階段 (不燃材料)						
造	窓および出入口	防火設備				
		延焼のおそれのある外壁 (自動閉鎖の特定防火設備)				
		網入ガラス				
	防火区画 (2階以上の床に開口部禁止・耐火構造の壁または防火設備で区画された階段室を除く。)					
等	架台	不燃材料				
		堅固な基礎に固定				

	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
	容器が容易に落下しない措置			
採光・照明設備・換気設備				
電気設備				
避雷設備（指定数量の倍数10以上）				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

審査表 (階層設置の屋内貯蔵所)

[政令第10条第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (第3類アルキルアルミニウム等および第5類指定過酸化物以外の危険物)					
危険物の数量 (20倍以下)					
標識・掲示板					
建	建築物および階数の制限 (壁・柱・床・はりが耐火構造である建築物の1階または2階のいずれかに設置)				
	階高 (6メートル未満)				
	床の位置 (地盤面以上)				
	床面積制限 (75平方メートル以下)				
物	建築物の他の部分と区画する壁または床 (70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止)				
	壁・柱・床	耐火構造			
		禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床 (床面に水が浸入、浸透しない構造)			
	液状の危険物を貯蔵する床 (浸透しない構造、傾斜、貯留設備)				
構	はり (耐火構造)				
	屋根 (耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造)				
	窓の禁止				
	出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)				
造	防火上有効なダンパー等 (換気設備・強制排出設備に設置)				
	架	不燃材料			
堅固な基礎に固定					
荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
容器が容易に落下しない措置					
等	台				
採光・照明設備・換気設備					
強制排出設備 (引火点70度未満の危険物を貯蔵するもの)					
電気設備					
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)					
発火温度に達しない温度に保つ構造 (第5類の危険物のうちセルロイド等)					

通風装置・冷房装置等(第5類の危険物のうちセルロイド等)				
ヒドロキシルアミン等の特例				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

審査表 (特定屋内貯蔵所)

[政令第10条第4項・省令第16条の2の3]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定(第3類アルキルアルミニウム等および第5類指定過酸化物以外の危険物)					
危険物の数量(50倍以下)					
保有空地					
標識・掲示板					
建	独立専用建物(平家建)				
	軒高(6メートル未満)				
	床の位置(地盤面以上)				
	床面積制限(150平方メートル以下)				
物	壁・柱・床	耐火構造			
		禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床(床面に水が浸入、浸透しない構造)			
		液状の危険物を貯蔵する床(浸透しない構造、傾斜、貯留設備)			
構	はり(耐火構造)				
	屋根(耐火構造)				
	窓の禁止				
	出入口(自動閉鎖の特定防火設備)				
造	架	不燃材料			
		堅固な基礎に固定			
		荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
	台	容器が容易に落下しない措置			
採光・照明設備・換気設備					
強制排出設備(引火点70度未満の危険物を貯蔵するもの)					
電気設備					
避雷設備(指定数量の倍数10以上)					
発火温度に達しない温度に保つ構造(第5類の危険物のうちセルロイド等)					
通風装置・冷房装置等(第5類の危険物のうちセルロイド等)					

ヒドロキシルアミン等の特例			
消火困難な製造所等に係る消火設備			
警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者			
手数料			
特記事項			

審 査 表 (特定屋内貯蔵所 (高層倉庫))

[政令第10条第4項・省令第16条の2の3]

審 査 事 項		審 査 区 分	書 面	現 地 調 査		
				中 間	完 成	
危険物の指定 (第2類・第4類に限定)						
危険物の数量 (50倍以下)						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物 構 造 等	独立専用建物 (平家建)					
	軒高 (6メートル以上20メートル未満)					
	床面の位置 (地盤面以上)					
	床面積制限 (150平方メートル以下)					
	壁 ・ 柱 ・ 床	耐火構造				
		禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床 (床面に水が浸入, 浸透しない構造)				
		液状の危険物を貯蔵する床 (浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備)				
	はり (耐火構造)					
	屋根 (耐火構造)					
	窓の禁止					
	出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)					
架 台	不燃材料					
	堅固な基礎に固定					
	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
	容器が容易に落下しない措置					
採光・照明設備・換気設備						
強制排出設備 (引火点70度未満の危険物を貯蔵するもの)						
電気設備						
避雷設備						
著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
警報設備 (自動火災報知設備に限る)						

危険物保安監督者または危険物取扱者			
手数料			
特記事項			

審査表 (独立平家建の屋内貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第10条第5項・省令第16条の2の4]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (第4類の高引火点危険物)						
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物 構 造 等	独立専用建物 (平家建)					
	軒高 (6メートル未満)					
	床の位置 (地盤面以上)					
	床面積制限 (1,000平方メートル以下)					
	壁	不燃材料 (延焼のおそれのある外壁を除く。)				
		延焼のおそれのある外壁 (耐火構造・出入口以外の開口部禁止)				
		床面に水が浸入, 浸透しない構造				
	柱					
		床に危険物が浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備				
	床					
はり (不燃材料)						
	屋根 (不燃材料)					
窓および出入口	防火設備または不燃材料, ガラスで造られた戸					
	延焼のおそれのある外壁 (自動閉鎖の特定防火設備, 網入ガラス)					
架	不燃材料					
	堅固な基礎に固定					
	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
	容器が容易に落下しない措置					
台						
採光・照明設備・換気設備						
電気設備						
消火設備	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

審査表 (高層倉庫の屋内貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第10条第5項・省令第16条の2の4]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (第4類の高引火点危険物)					
保安距離					
保有空地					
標識・掲示板					
建	独立専用建物 (平家建)				
	軒高 (6メートル以上20メートル未満)				
	床の位置 (地盤面以上)				
	床面積制限 (1,000平方メートル以下)				
物	壁・柱	耐火構造			
		延焼のおそれのある外壁 (出入口以外の開口部禁止)			
		床面に水が浸入, 浸透しない構造			
	床	床に危険物が浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備			
構	はり (耐火構造)				
	屋根	不燃材料			
		軽量な不燃材料でふく			
	天井禁止				
造	窓および出入口	特定防火設備			
		延焼のおそれのある外壁 (自動閉鎖式)			
等	架	不燃材料			
		堅固な基礎に固定			
		荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
	台	容器が容易に落下しない措置			
採光・照明設備・換気設備					
電気設備					
避雷設備					

著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
警報設備（自動火災報知設備に限る）			
危険物保安監督者または危険物取扱者			
手数料			
特記事項			

審査表 (平家建以外の屋内貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第10条第5項・省令第16条の2の5]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (第4類の高引火点危険物)						
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物	独立専用建物の限定					
	階高 (6メートル未満)					
	床の位置 (地盤面以上)					
	床面積制限 (1,000平方メートル以下)					
	壁 ・ 柱 ・	不燃材料				
		延焼のおそれのある外壁 (耐火構造・出入口以外の開口部禁止)				
		床面に水が浸入, 浸透しない構造				
	床	床に危険物が浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備				
	構	はり (不燃材料)				
		屋根 (不燃材料)				
階段 (不燃材料)						
窓および 出入口		防火設備または不燃材料, ガラスで造られた戸				
	延焼のおそれのある外壁 (自動閉鎖の特定防火設備, 網入ガラス)					
造	防火区画 (2階以上の床に開口部禁止・耐火構造の壁または防火設備で区画された階段室を除く。)					
等	架	不燃材料				
		堅固な基礎に固定				
		荷重によって生ずる応力に対して安全なもの				
	台	容器が容易に落下しない措置				
採光・照明設備・換気設備						
電気設備						

消火設備	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

審査表 (特定屋内貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第10条第5項・省令第16条の2の6]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (第4類の高引火点危険物)						
危険物の数量 (50倍以下)						
標識・掲示板						
建物	独立専用建物 (平家建)					
	軒高 (6メートル未満)					
	床の位置 (地盤面以上)					
	床面積制限 (150平方メートル以下)					
	壁・柱・床	耐火構造				
		床面に水が浸入, 浸透しない構造				
		床に危険物が浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備				
	構造	はり (耐火構造)				
		屋根 (耐火構造)				
		窓の禁止				
出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)						
等	架	不燃材料				
		堅固な基礎に固定				
		荷重によって生ずる応力に対して安全なもの				
	台	容器が容易に落下しない措置				
採光・照明設備・換気設備						
電気設備						
その他の製造所等に係る消火設備						
警報設備						
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

審査表 (特定屋内貯蔵所 (高層倉庫・高引火点危険物))

[政令第10条第5項・省令第16条の2の6]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (第4類の高引火点危険物)						
危険物の数量 (50倍以下)						
保有空地						
標識・掲示板						
建物	独立専用建物 (平家建)					
	軒高 (6メートル以上20メートル未満)					
	床の位置 (地盤面以上)					
	床面積制限 (150平方メートル以下)					
	壁・柱・床	耐火構造				
		床面に水が浸入, 浸透しない構造				
		床に危険物が浸透しない構造, 傾斜, 貯留設備				
	構造	はり (耐火構造)				
		屋根 (耐火構造)				
		窓の禁止				
出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)						
等	架	不燃材料				
		堅固な基礎に固定				
		荷重によって生ずる応力に対して安全なもの				
	台	容器が容易に落下しない措置				
採光・照明設備・換気設備						
電気設備						
避雷設備						
著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
警報設備 (自動火災報知設備に限る)						
危険物保安監督者または危険物取扱者						

手数料			
特記事項			

その12

審査表 (リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所 (独立専用建物))

[政令第10条第6項・省令第16条の2の8]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (第2類または第4類)						
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物	独立専用建物					
	床面から上階の床面の下面 (上階がない場合には、軒) までの高さ (12メートル未満)					
	床の位置 (地盤面以上 (各階))					
	壁 ・ 柱 ・	耐火構造				
		延焼のおそれのある外壁 (出入口以外の開口部禁止)				
		2階以上の床 (開口部の禁止 (耐火構造の壁または防火設備で区画された階段室は除く。))				
	床	禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床 (床面に水が浸入、浸透しない構造)				
	はり (耐火構造)					
	階段 (不燃材料)					
	屋 根	不燃材料				
第2類危険物 (粉状のものおよび引火性固体を除く。) のみを貯蔵するもの (耐火構造可能)						
軽量な不燃材料でふく						
天井禁止						
窓 お よ び 出 入 口	防火設備					
	延焼のおそれのある外壁 (自動閉鎖の特定防火設備)					
	網入ガラス					
架 台	不燃材料					
	堅固な基礎に固定					
	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
	容器が容易に落下しない措置					

貯蔵する蓄電池の充電率（60%以下）					
蓄電池の貯蔵方法	水が浸透する素材で包装または梱包				
	架台による貯蔵	水平遮へい板および天板の設置禁止			
		架台の段数（3以下）			
		床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）			
	パレットによる貯蔵	積み重ねて貯蔵の場合	積み重ねの段数（3以下）		
			床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）		
		1段で貯蔵の場合	1のパレットにおける蓄電池の合計容量（50キロワット時以下）		
パレットの床面積を20平方メートル以下ごとに区分（各区分の間隔2.4メートル以上）					
		床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（1.5メートル以下）			
消火設備	第2種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）				
	第4種の消火設備				
	第5種の消火設備				
警報設備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
危険物保安監督者または危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

その13

審査表 (リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所 (屋内貯蔵所の用に供する部分以外を有する建築物に設けるもの))

[政令第10条第6項・省令第16条の2の9]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (第2類または第4類)					
危険物の数量 (20倍以下)					
標識・掲示板					
建	床面から上階の床面の下面 (上階がない場合には、軒) までの高さ (1.2メートル未満)				
	床の位置 (地盤面以上 (各階))				
	建築物の他の部分と区画する壁または床 (70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止)				
	壁	耐火構造			
物	・	延焼のおそれのある外壁 (出入口以外の開口部禁止)			
	・	2階以上の床 (開口部の禁止 (耐火構造の壁または防火設備で区画された階段室は除く。))			
	床	禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床 (床面に水が浸入、浸透しない構造)			
構	はり (耐火構造)				
	階段 (不燃材料)				
	屋根 (耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造)				
	窓の禁止				
	出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)				
	防火上有効なダンパー等 (換気設備・強制排出設備に設置)				
等	架	不燃材料			
		堅固な基礎に固定			
		荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
	台	容器が容易に落下しない措置			
貯蔵する蓄電池の充電率 (60%以下)					
蓄電池の	水が浸透する素材で包装または梱包				
	架台による貯蔵	水平遮へい板および天板の設置禁止			
		架台の段数 (3以下)			
	床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ (4.5メートル以下)				

貯蔵方法	パレットによる貯蔵	積み重ねて貯蔵の場合	積み重ねの段数（3以下）			
			床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）			
	1段で貯蔵の場合	1のパレットにおける蓄電池の合計容量（50キロワット時以下）				
		パレットの床面積を20平方メートル以下ごとに区分（各区分の間隔2.4メートル以上）				
		床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（1.5メートル以下）				
消火設備	第2種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）					
	第4種の消火設備					
	第5種の消火設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

その14

審査表（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所）

〔政令第10条第6項・省令第16条の2の10〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（第2類または第4類）						
危険物の数量（50倍以下）						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物 構 造 等	独立専用建物					
	床面から上階の床面の下面（上階がない場合には、軒）までの高さ（12メートル未満）					
	床の位置（地盤面以上（各階））					
	壁 ・ 柱 ・ 床	耐火構造				
		延焼のおそれのある外壁（出入口以外の開口部禁止）				
		2階以上の床（開口部の禁止（耐火構造の壁または防火設備で区画された階段室は除く。））				
		禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵する床（床面に水が浸入、浸透しない構造）				
	はり（耐火構造）					
	階段（不燃材料）					
	屋根（耐火構造）					
窓の禁止						
出入口（自動閉鎖の特定防火設備）						
架 台	不燃材料					
	堅固な基礎に固定					
	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
	容器が容易に落下しない措置					
貯蔵する蓄電池の充電率（60%以下）						
蓄 電 池 の	水が浸透する素材で包装または梱包					
	架台による貯蔵	水平遮へい板および天板の設置禁止				
		架台の段数（3以下）				
	床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）					

貯蔵方法	パレットによる貯蔵	積み重ねて貯蔵の場合	積み重ねの段数（3以下）			
			床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）			
	1段で貯蔵の場合	1のパレットにおける蓄電池の合計容量（50キロワット時以下）				
		パレットの床面積を20平方メートル以下ごとに区分（各区分の間隔2.4メートル以上）				
		床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（1.5メートル以下）				
消火設備	第2種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）					
	第4種の消火設備					
	第5種の消火設備					
警報設備						
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

その15

審査表 (リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物(高引火点)の屋内貯蔵所(独立専用建物))

[政令第10条第6項・省令第16条の2の11]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定(第2類または第4類の高引火点危険物)						
保安距離						
保有空地						
標識・掲示板						
建 物 構 造 等	独立専用建物					
	床面から上階の床面の下面(上階がない場合には、軒)までの高さ(12メートル未満)					
	床の位置(地盤面以上(各階))					
	壁 ・ 柱 ・ 床	耐火構造				
		延焼のおそれのある外壁(出入口以外の開口部禁止)				
		2階以上の床(開口部の禁止(耐火構造の壁または防火設備で区画された階段室は除く。))				
	床	禁水性物品または第4類の危険物を貯蔵(床面に水が浸入、浸透しない構造)				
	はり(耐火構造)					
	階段(不燃材料)					
	屋根(不燃材料)					
窓および出入口	防火設備または不燃材料、ガラスで造られた戸					
	延焼のおそれのある外壁(自動閉鎖の特定防火設備、網入ガラス)					
架 台	不燃材料					
	堅固な基礎に固定					
	荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
	容器が容易に落下しない措置					
貯蔵する蓄電池の充電率(60%以下)						
蓄電池の	水が浸透する素材で包装または梱包					
	架台による貯蔵	水平遮へい板および天板の設置禁止				
		架台の段数(3以下)				

貯蔵方法		床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）				
	パレットによる貯蔵	積み重ねて貯蔵の場合	積み重ねの段数（3以下）			
			床面から最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（4.5メートル以下）			
		1段で貯蔵の場合	1のパレットにおける蓄電池の合計容量（50キロワット時以下）			
	パレットの床面積を20平方メートル以下ごとに区分（各区分の間隔2.4メートル以上）					
		床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さ（1.5メートル以下）				
消火設備	第2種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）					
	第4種の消火設備					
	第5種の消火設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

別記第4号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（特定屋外タンク貯蔵所）

[政令第11条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
保安距離						
敷地内距離						
保有空地						
標識・掲示板						
基礎 お よ び 地 盤	基礎	タンク荷重によって生ずる応力に対して安全なもの				
		盛り	構造			
			基礎の補強			
		土	基礎上面と地下水との間隔			
	すべりを生ずるおそれがないもの					
	地盤	強度				
		海等に面している場合のすべりの安全率				
		完成検査前検査（標準貫入試験・平板載荷試験等）				
	屋 外 貯 蔵 タ ン ク	材料の規格				
		構造	荷重等によって生ずる応力および変形に対して安全なもの			
タンク本体に生ずる応力						
タンクの保有水平耐力						
厚さ		側板の最小厚さ				
		底板の最小厚さ				
		屋根の最小厚さ				
		アニュラ板の最小厚さ				
液面揺動により損傷を生じない浮き屋根の構造（必要とされる浮き屋根を有するものに限る）						
タンク容積の算定						
完成検査前検査	水張検査					
	水圧検査					

溶接方法	側板				
	側板とアニュラ板				
	アニュラ板とアニュラ板				
	すみ肉溶接のサイズの大きさ				
溶接部	完成検査前検査	放射線透過試験			
		磁粉探傷試験			
		浸透探傷試験			
試験等	漏れ試験	真空試験			
		加圧漏れ試験			
		浸透液漏れ試験			
耐震・耐風圧構造					
支柱の構造					
放爆構造					
外面塗装					
底板外面の防食措置					
液量自動表示装置					
水抜管の取付位置					
浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時損傷防止措置					
通気管	種類				
	無弁通気管	直径			
		雨水浸入防止構造			
		引火防止装置			
	大気付通気管	作動圧力			
引火防止装置					
安全装置					
注入口	位置（火災予防上支障ない場所）				
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造				
	弁またはふたを設置				

		接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）				
		掲示板（引火点21度未満）				
ポ ン プ 設 備	ポ	保有空地				
		屋外貯蔵タンクまでの離隔距離				
		堅固な基礎上に固定				
	ン	ポ	壁（不燃材料）			
			柱（不燃材料）			
		床	不燃材料			
			床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）			
			危険物が浸透しない構造			
			傾斜			
	貯留設備					
	プ	はり（不燃材料）				
		屋	不燃材料			
			根	金属板等の軽量な不燃材料でふく		
		出 入 口 お よ び 窓	防火設備			
			網入りガラス			
		採光・照明設備・換気設備				
		強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
	室	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の 囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置				
		地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う				
		傾斜・貯留設備				
貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）						
備		掲示板（引火点21度未満）				
弁	材質					
	危険物が漏れない構造					

		遠隔操作によって閉鎖する機能を有すること。(10,000キロリットル以上のタンク)			
		開閉操作を行うための予備動力源(10,000キロリットル以上のタンク)			
配		十分な強度有すること。			
		水圧試験			
		危険物により劣化しないこと。			
		熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)			
		加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)			
地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
地 下		接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)			
		重量保護措置			
	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
埋設方法					
管		地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置(可とう管等)			
電気設備					
避雷設備(指定数量の倍数10以上)					
防 油	容量				
	高さ				
	面積制限				
堤	防油堤内の屋外貯蔵タンク設置数				

構内道路	幅員			
	道路の取付方法			
周囲が構内道路に接するよう設置				
防油堤と屋外貯蔵タンクとの離隔距離				
材質				
構造				
仕切堤	高さ			
	材質			
屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止				
配管貫通部の損傷防止装置				
排水設備	水抜口設置			
	開閉弁を防油堤の外部に設置			
	開閉状況確認装置（タンク容量1,000キロリットル以上）			
危険物流出自動検知装置（タンク容量10,000キロリットル以上）				
階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）				
被覆設備（固体の禁水性物品）				
水没設備（二硫化炭素）				
アルキルアルミニウム等に係る基準の特例				
アセトアルデヒド等に係る基準の特例				
ヒドロキシルアミン等に係る基準の特例				
岩盤タンクに係る基準の特例				
地中タンクに係る基準の特例				
海上タンクに係る基準の特例				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (準特定屋外タンク貯蔵所)

[政令第11条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
保安距離					
敷地内距離					
保有空地					
標識・掲示板					
基礎 お よ び 地 盤	基礎	タンク荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
		基礎の構造			
		基礎上面と地下水との間隔			
		基礎の補強			
	地	すべりを生ずるおそれがないもの			
		強度	規定範囲内の地盤が堅固なもの		
			支持力の安全率・計算沈下量・地盤を構成する地質の制限		
	等	上記と同等以上の堅固さ			
	盤	海等に面している場合のすべりの安全率			
	屋 外 貯 蔵 タ ン ク	材料の規格			
厚さ					
タンク容積の算定					
完成 検査 前 検査		水張検査			
		水圧検査			
構造		荷重等によって生ずる応力および変形に対して安全なもの			
		側板に生ずる常時の円周方向引張応力			
		側板に生ずる地震時の軸方向圧縮応力			
		タンクの保有水平耐力			
耐震・耐風圧構造					
支柱の構造					
放爆構造					

	外面塗装					
	底板外面の防食措置					
	液量自動表示装置					
	水抜管の取付位置					
	浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時損傷防止措置					
通 気 管	種類					
	無 弁 通 気 管	直径				
		雨水浸入防止構造				
		引火防止装置				
	大 気 付 通 気 管	作動圧力				
		引火防止装置				
安全装置						
注 入 口	位置（火災予防上支障ない場所）					
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造					
	弁またはふたを設置					
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）					
	掲示板（引火点21度未満）					
ポ ン	保有空地					
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離					
	堅固な基礎上に固定					
プ レ ン プ 室 設 備	ポ ン	壁（不燃材料）				
		柱（不燃材料）				
	プ レ ン プ 室	床	不燃材料			
			床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）			
			危険物が浸透しない構造			
			傾斜			
	貯留設備					

	はり（不燃材料）					
	屋根	不燃材料				
		金属板等の軽量な不燃材料でふく				
	出入口および窓	防火設備				
		網入りガラス				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
	ポンプ室以外	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置				
		地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う				
		傾斜・貯留設備				
貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）						
掲示板（引火点21度未満）						
弁	材質					
	危険物が漏れない構造					
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
腐食防止塗装						
支持物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				

	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
		地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置（可とう管等）				
電気設備						
避雷設備（指定数量の倍数10以上）						
防油堤	容量					
	高さ					
	面積制限					
	防油堤内の屋外貯蔵タンク設置数					
	構内道路	幅員				
		道路の取付方法				
	周囲が構内道路に接するよう設置					
	防油堤と屋外貯蔵タンクとの離隔距離					
	材質					
	構造					
	屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止					
	配管貫通部の損傷防止装置					
	排水設備	水抜口設置				
		開閉弁を防油堤の外部に設置				
	堤		階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）			
	被覆設備（固体の禁水性物品）					
	水没設備（二硫化炭素）					
アルキルアルミニウム等に係る基準の特例						
アセトアルデヒド等に係る基準の特例						
ヒドロキシルアミン等に係る基準の特例						

岩盤タンクに係る基準の特例				
地中タンクに係る基準の特例				
海上タンクに係る基準の特例				
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警 報 設 備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (屋外タンク貯蔵所)

[政令第11条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
保安距離					
敷地内距離					
保有空地					
標識・掲示板					
屋	材料				
	厚さ				
外	タンク容積の算定				
貯	完成検査	水張検査			
	前検査	水圧検査			
蔵	耐震・耐風圧構造				
	支柱の構造				
	放爆構造				
タ	外面塗装				
	底板外面の防食措置				
ン	液量自動表示装置				
	水抜管の取付位置				
ク	浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時損傷防止措置				
通	種類				
	気	無弁	直径		
通		雨水浸入防止構造			
気管		引火防止装置			
管	大気付	作動圧力			
	通気管	引火防止装置			
安全装置					

注 入 口	位置（火災予防上支障ない場所）					
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造					
	弁またはふたを設置					
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）					
	掲示板（引火点21度未満）					
ポ ン プ 室 以 外 備	保有空地					
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離					
	堅固な基礎上に固定					
	ポ	壁（不燃材料）				
		柱（不燃材料）				
	ン	床	不燃材料			
			床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）			
			危険物が浸透しない構造			
			傾斜			
			貯留設備			
			はり（不燃材料）			
	プ	屋 根	不燃材料			
			金属板等の軽量な不燃材料でふく			
	設	出 入 口 お よ び 窓	防火設備			
			網入りガラス			
		採光・照明設備・換気設備				
		強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
	ポ ン プ 室 以 外	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の 囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置				
		地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う				
		傾斜・貯留設備				
貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）						
備	掲示板（引火点21度未満）					

弁	材質					
	危険物が漏れない構造					
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	支持物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	管	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)			
重量保護措置						
外面の防食措置			金属製配管塗覆装			
			コーティング			
			電気防食			
強化プラスチック製			設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
			埋設方法			
地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置(可とう管等)						
電気設備						
避雷設備(指定数量の倍数10以上)						
防油	容量					
	高さ					
	面積制限					
堤	防油堤内の屋外貯蔵タンク設置数					

構内道路	幅員			
	道路の取付方法			
周囲が構内道路に接するよう設置				
防油堤と屋外貯蔵タンクとの離隔距離				
材質				
構造				
屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止				
配管貫通部の損傷防止装置				
排水設備	水抜口設置			
	開閉弁を防油堤の外部に設置			
	開閉状況確認装置（タンク容量1,000キロリットル以上）			
	危険物流出自動検知装置（タンク容量10,000キロリットル以上）			
階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）				
被覆設備（固体の禁水性物品）				
水没設備（二硫化炭素）				
アルキルアルミニウム等に係る基準の特例				
アセトアルデヒド等に係る基準の特例				
ヒドロキシルアミン等に係る基準の特例				
岩盤タンクに係る基準の特例				
地中タンクに係る基準の特例				
海上タンクに係る基準の特例				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				

手数料			
特記事項			

審査表 (内部浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所)

[政令第11条第2項]

審査事項			審査区分	書面	現地調査		
					中間	完成	
保安距離							
敷地内距離							
保有空地							
標識・掲示板							
基礎 お よ び 地 盤	基礎	タンク荷重によって生ずる応力に対して安全なもの					
		盛り	構造				
			基礎の補強				
		土	基礎上面と地下水との間隔				
	地盤	すべりを生ずるおそれがないもの					
		強度					
		海等に面している場合のすべりの安全率					
	完成検査前検査 (標準貫入試験・平板載荷試験等)						
	屋 外 貯 蔵 タ ン ク	材料の規格					
		構造	荷重等によって生ずる応力および変形に対して安全なもの				
タンク本体に生ずる応力							
タンクの保有水平耐力							
厚さ		側板の最小厚さ					
		底板の最小厚さ					
		屋根の最小厚さ					
		アニュラ板の最小厚さ					
タンク容積の算定							
完成検査前検査		水張検査					
	水圧検査						
溶接方法	側板						
	側板とアニュラ板						

		アニュラ板とアニュラ板			
		すみ肉溶接のサイズの大きさ			
溶接部試験等	完成検査前検査	放射線透過試験			
		磁粉探傷試験			
		浸透探傷試験			
	漏れ試験	真空試験			
		加圧漏れ試験			
		浸透液漏れ試験			
耐震・耐風圧構造					
支柱の構造					
放爆構造					
外面塗装					
底板外面の防食措置					
液量自動表示装置					
水抜管の取付位置					
浮き蓋の構造	浮き蓋の構造	1枚板構造			
		2枚板構造			
		簡易フロート型（ステンレス製）構造			
		簡易フロート型（ステンレス製以外）構造			
基準	可燃性の蒸気を屋外に有効に排出する設備				
	浮き蓋の状態を点検する設備				
	噴き上げ防止措置				
注入口	位置（火災予防上支障ない場所）				
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造				
	弁またはふたを設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）				
	掲示板（引火点21度未満）				

ポ	保有空地					
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離					
ン ン プ プ 室 ン ン 室 以 外 備	堅固な基礎上に固定					
	ポ	壁（不燃材料）				
		柱（不燃材料）				
	床	不燃材料				
		床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）				
		危険物が浸透しない構造				
		傾斜				
		貯留設備				
		はり（不燃材料）				
	屋	不燃材料				
		金属板等の軽量な不燃材料でふく				
	出 入 口 お よ び 窓	防火設備				
		網入りガラス				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
ポ ン プ 室 以 外	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置					
	地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う					
	傾斜・貯留設備					
	貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）					
備	掲示板（引火点21度未満）					
弁	材質					
	危険物が漏れない構造					
	遠隔操作によって閉鎖する機能を有すること。（10,000キロリットル以上のタンク）					
	開閉操作を行うための予備動力源（10,000キロリットル以上のタンク）					

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 下	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	管	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置(可とう管等)				
電気設備						
避雷設備(指定数量の倍数10以上)						
防 油	容量					
	高さ					
	面積制限					
	防油堤内の屋外貯蔵タンク設置数					
堤	構 内 道 路	幅員				
		道路の取付方法				

周囲が構内道路に接するよう設置				
防油堤と屋外貯蔵タンクとの離隔距離				
材質				
構造				
仕切堤	高さ			
	材質			
屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止				
配管貫通部の損傷防止装置				
排水設備	水抜口設置			
	開閉弁を防油堤の外部に設置			
	開閉状況確認装置（タンク容量1,000キロリットル以上）			
危険物流出自動検知装置（タンク容量10,000キロリットル以上）				
階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）				
水没設備（二硫化炭素）				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (特定屋外タンク貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第11条第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
保安距離					
敷地内距離					
保有空地					
標識・掲示板					
基礎 お よ び 地 盤	基礎	タンク荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
		盛り り 土	構造		
			基礎の補強		
			基礎上面と地下水との間隔		
	地盤	すべりを生ずるおそれがないもの			
		強度			
		海等に面している場合のすべりの安全率			
	完成検査前検査 (標準貫入試験・平板載荷試験等)				
	屋 外 貯 蔵 タ ン ク	材料の規格			
		構造	荷重等によって生ずる応力および変形に対して安全なもの		
タンク本体に生ずる応力					
タンクの保有水平耐力					
厚さ		側板の最小厚さ			
		底板の最小厚さ			
		屋根の最小厚さ			
		アニュラ板の最小厚さ			
液面揺動により損傷を生じない浮き屋根の構造 (必要とされる浮き屋根を有するものに限る)					
タンク容積の算定					
完成 検査 前 検査	水張検査				
	水圧検査				

溶接方法	側板				
	側板とアニュラ板				
	アニュラ板とアニュラ板				
	すみ肉溶接のサイズの大きさ				
溶接部	完成検査前検査	放射線透過試験			
		磁粉探傷試験			
		浸透探傷試験			
試験等	漏れ試験	真空試験			
		加圧漏れ試験			
		浸透液漏れ試験			
耐震・耐風圧構造					
支柱の構造					
放爆構造					
外面塗装					
底板外面の防食措置					
液量自動表示装置					
水抜管の取付位置					
浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時損傷防止措置					
通気管	種類				
	無弁通気管	直径			
		雨水浸入防止構造			
		引火防止装置			
	大気付通気管	作動圧力			
引火防止装置					
安全装置					
注入口	位置（火災予防上支障ない場所）				
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造				
	弁またはふたを設置				

	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）				
ポンプ設備	保有空地				
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離				
	堅固な基礎上に固定				
	ポ	壁（不燃材料）			
		柱（不燃材料）			
	ン	床	不燃材料		
			床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）		
			危険物が浸透しない構造		
			傾斜		
			貯留設備		
			はり（不燃材料）		
	プ	屋根	不燃材料		
			金属板等の軽量な不燃材料でふく		
		出入口および窓	防火設備（延焼のおそれのある部分）		
			網入りガラス（延焼のおそれのある部分）		
	不燃材料およびガラス（延焼のおそれのない部分）				
	室	採光・照明設備・換気設備			
	ン プ 室 以 外	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置			
		地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う			
		傾斜・貯留設備			
貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）					
備	掲示板（引火点21度未満）				
弁	材質				
	危険物が漏れない構造				
	遠隔操作によって閉鎖する機能を有すること。（10,000キロリットル以上のタンク）				
	開閉操作を行うための予備動力源（10,000キロリットル以上のタンク）				

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	管	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)			
重量保護措置						
外面の防食措置		金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
下		強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
			埋設方法			
地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置(可とう管等)						
電気設備						
防油	容量					
	高さ					
	面積制限					
	材質					
	構造					
堤	仕切堤	高さ				
		材質				

屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止				
配管貫通部の損傷防止装置				
排水設備	水抜口設置			
	開閉弁を防油堤の外部に設置			
	開閉状況確認装置（タンク容量1,000キロリットル以上）			
危険物流出自動検知装置（タンク容量10,000キロリットル以上）				
階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）				
岩盤タンクに係る基準の特例				
地中タンクに係る基準の特例				
海上タンクに係る基準の特例				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
保安距離					
敷地内距離					
保有空地					
標識・掲示板					
基礎 お よ び 地 盤	基礎	タンク荷重によって生ずる応力に対して安全なもの			
		基礎の構造			
		基礎上面と地下水との間隔			
		基礎の補強			
	地	すべりを生ずるおそれがないもの			
		強度	規定範囲内の地盤が堅固なもの		
			支持力の安全率・計算沈下量・地盤を構成する地質の制限		
	等	上記と同等以上の堅固さ			
	盤	海等に面している場合のすべりの安全率			
	屋 外 貯 蔵 タ ン ク	材料の規格			
厚さ					
タンク容積の算定					
完成 検査 前 検査		水張検査			
		水圧検査			
構造		荷重等によって生ずる応力および変形に対して安全なもの			
		側板に生ずる常時の円周方向引張応力			
		側板に生ずる地震時の軸方向圧縮応力			
		タンクの保有水平耐力			
耐震・耐風圧構造					
支柱の構造					
放爆構造					

	外面塗装				
	底板外面の防食措置				
	液量自動表示装置				
	水抜管の取付位置				
	浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時損傷防止措置				
通 気 管	種類				
	無 弁 通 気 管	直径			
		雨水浸入防止構造			
		引火防止装置			
	大 気 付 通 気 管	作動圧力			
		引火防止装置			
安全装置					
注 入 口	位置（火災予防上支障ない場所）				
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造				
	弁またはふたを設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）				
ポ ン ブ 設 備 室	保有空地				
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離				
	堅固な基礎上に固定				
	ポ ン ブ	壁（不燃材料）			
			柱（不燃材料）		
	床	不燃材料			
		床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）			
		危険物が浸透しない構造			
		傾斜			
		貯留設備			
はり（不燃材料）					

	屋根	不燃材料					
		金属板等の軽量な不燃材料でふく					
	出入口および窓	防火設備（延焼のおそれのある部分）					
		網入りガラス（延焼のおそれのある部分）					
		不燃材料およびガラス（延焼のおそれがない部分）					
	採光・照明設備・換気設備						
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）						
	ポンプ室以外	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置					
		地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う					
		傾斜・貯留設備					
貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）							
弁	材質						
	危険物が漏れない構造						
配	十分な強度有すること。						
	水圧試験						
	危険物により劣化しないこと。						
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）						
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）						
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止				
			腐食防止塗装				
		支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
			耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
	地下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
重量保護措置							
外面の防食措置		金属製配管塗覆装					
		コーティング					
		電気防食					

	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置（可とう管等）					
電気設備						
防油堤	容量					
	高さ					
	面積制限					
	材質					
	構造					
	屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止					
	配管貫通部の損傷防止装置					
	排水設備	水抜口設置				
		開閉弁を防油堤の外部に設置				
	堤	階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）				
岩盤タンクに係る基準の特例						
地中タンクに係る基準の特例						
海上タンクに係る基準の特例						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

その7

審査表 (屋外タンク貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第11条第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
保安距離					
敷地内距離					
保有空地					
標識・掲示板					
屋	材料				
	厚さ				
外	タンク容積の算定				
貯	完成検査	水張検査			
	前検査	水圧検査			
蔵	耐震・耐風圧構造				
	支柱の構造				
	放爆構造				
タ	外面塗装				
	底板外面の防食措置				
ン	液量自動表示装置				
	水抜管の取付位置				
ク	浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時損傷防止措置				
通	種類				
	無 弁 通 気 管	直径			
		雨水浸入防止構造			
		引火防止装置			
管	大気付 通気管	作動圧力			
	大気付 通気管	引火防止装置			
安全装置					

注 入 口	位置（火災予防上支障ない場所）					
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造					
	弁またはふたを設置					
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）					
ポ	保有空地					
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離					
	堅固な基礎上に固定					
ン ン プ ブ 設 室 ポ ン プ 室 以 外 備	ポ	壁（不燃材料）				
		柱（不燃材料）				
	床	不燃材料				
		床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）				
		危険物が浸透しない構造				
		傾斜				
		貯留設備				
		はり（不燃材料）				
	屋 根	不燃材料				
		金属板等の軽量な不燃材料でふく				
出 入 口 お よ び 窓	防火設備					
	網入りガラス					
採光・照明設備・換気設備						
強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）						
ポ ン プ 室 以 外 備	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の 囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置					
	地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う					
	傾斜・貯留設備					
	貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）					
弁	材質					
	危険物が漏れない構造					

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)				
重量保護措置						
外面の防食措置		金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
下		強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
	埋設方法					
管	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置(可とう管等)					
電気設備						
防	容量					
	高さ					
	面積制限					
油	材質					
	構造					
	屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止					
堤	配管貫通部の損傷防止装置					

排水設備	水抜口設置			
	開閉弁を防油堤の外部に設置			
	開閉状況確認装置（タンク容量1,000キロリットル以上）			
	危険物流出自動検知装置（タンク容量10,000キロリットル以上）			
	階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）			
岩盤タンクに係る基準の特例				
地中タンクに係る基準の特例				
海上タンクに係る基準の特例				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

その8

審査表 (内部浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所 (高引火点危険物))

[政令第11条第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
保安距離						
敷地内距離						
保有空地						
標識・掲示板						
基礎 お よ び 地 盤	基礎	タンク荷重によって生ずる応力に対して安全なもの				
		盛り	構造			
			基礎の補強			
		土	基礎上面と地下水との間隔			
	地盤	すべりを生ずるおそれがないもの				
		強度				
		海等に面している場合のすべりの安全率				
	完成検査前検査 (標準貫入試験・平板載荷試験等)					
	屋 外 貯 蔵 タ ン ク	材料の規格				
		構造	荷重等によって生ずる応力および変形に対して安全なもの			
タンク本体に生ずる応力						
タンクの保有水平耐力						
厚さ		側板の最小厚さ				
		底板の最小厚さ				
		屋根の最小厚さ				
		アニュラ板の最小厚さ				
タンク容積の算定						
完成検査前検査		水張検査				
	水圧検査					
溶接方法	側板					
	側板とアニュラ板					

		アニュラ板とアニュラ板			
		すみ肉溶接のサイズの大きさ			
溶接部試験等	完成検査前検査	放射線透過試験			
		磁粉探傷試験			
		浸透探傷試験			
	漏れ試験	真空試験			
		加圧漏れ試験			
		浸透液漏れ試験			
耐震・耐風圧構造					
支柱の構造					
放爆構造					
外面塗装					
底板外面の防食措置					
液量自動表示装置					
水抜管の取付位置					
浮き蓋の構造	浮き蓋の構造	1枚板構造			
		2枚板構造			
		簡易フロート型（ステンレス製）構造			
		簡易フロート型（ステンレス製以外）構造			
基準	可燃性の蒸気を屋外に有効に排出する設備				
	浮き蓋の状態を点検する設備				
	噴き上げ防止措置				
注入口	位置（火災予防上支障ない場所）				
	注入ホースまたは注入管と結合でき、危険物が漏れない構造				
	弁またはふたを設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれがある液体危険物）				

ポ	保有空地						
	屋外貯蔵タンクまでの離隔距離						
	堅固な基礎上に固定						
ン	ポ	壁（不燃材料）					
		柱（不燃材料）					
	ン	床	不燃材料				
			床の周囲に囲いの設置（高さ0.2メートル以上）				
			危険物が浸透しない構造				
			傾斜				
			貯留設備				
	プ	はり（不燃材料）					
		屋	不燃材料				
			金属板等の軽量な不燃材料でふく				
入口および窓		防火設備（延焼のおそれのある部分）					
		網入りガラス（延焼のおそれのある部分）					
		不燃材料およびガラス（延焼のおそれのない部分）					
室		採光・照明設備・換気設備					
ポンプ室以外	ポンプ直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置またはこれと同等以上の効果のある措置						
	地盤面を危険物が浸透しない材料で覆う						
	傾斜・貯留設備						
	貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）						
弁	材質						
	危険物が漏れない構造						
	遠隔操作によって閉鎖する機能を有すること。（10,000キロリットル以上のタンク）						
	開閉操作を行うための予備動力源（10,000キロリットル以上のタンク）						
配管	十分な強度有すること。						
	水圧試験						
	危険物により劣化しないこと。						

		熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)				
		加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)				
地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 下	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないように設置(可とう管等)					
電気設備						
防 油 堤	容量					
	高さ					
	面積制限					
	材質					
	構造					
	仕 切 堤	高さ				
		材質				
屋外貯蔵タンク附属配管および消火配管以外の設置禁止						
配管貫通部の損傷防止装置						

排水設備	水抜口設置			
	開閉弁を防油堤の外部に設置			
	開閉状況確認装置（タンク容量1,000キロリットル以上）			
	危険物流出自動検知装置（タンク容量10,000キロリットル以上）			
	階段等の設置（防油堤の高さが1メートルを超えるもの）			
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

別記第5号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（屋内タンク貯蔵所（平家建））

[政令第12条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
タンク間隔等（タンクと専用室の壁およびタンク相互間0.5メートル以上）					
標識・掲示板					
危険物の数量制限（指定数量の40倍以下，第4石油類・動植物油類以外の第4類20,000リットル以下）					
屋内貯蔵タンク	平家建建築物のタンク専用室に設置				
	タンク本体（材質・板厚）				
	タンク容積の算定				
	完成検査前検査（水張検査・水圧検査）				
	外面さび止め塗装				
通気	無弁通気管				
	直径（30ミリメートル以上）				
	雨水浸入防止構造（先端は水平より下に45度以上曲げること。）				
気	先	屋外で地上4メートル以上の高さ			
		建築物の開口部から1メートル以上			
	端	敷地境界線から1.5メートル以上（引火点40度未満の危険物）			
管	引火防止装置				
	滞油するおそれのある屈曲の禁止				
安全装置					
危険物の量の自動表示装置					
注入口	位置（火災予防上支障ない場所）				
	注入ホース等と結合することができる構造				
	弁または蓋の設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物）				
	掲示板（引火点21度未満）				
弁（材質・危険物が漏れない構造）					
水抜管（タンク側板に設置）					

ボ ン ク 専 用 室 の 存 在 す る 建 築 物 以 外 の 場 所 に 設 置	タンク	堅固な基礎に固定						
	ンク 専用 室	ポ	壁（不燃材料）					
		柱（不燃材料）						
		床（不燃材料）						
		ン	はり（不燃材料）					
			屋根（不燃材料，軽量な不燃材料でふく）					
			床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）					
		プ	床の浸透防止・傾斜・貯留設備					
			窓・出入口（防火設備・網入ガラス）					
			採光・照明設備・換気設備					
			強制排出設備（引火点70度未満の危険物）					
	室	ポンプ	地盤面の周囲に0.15メートル以上の囲いの設置					
		室	地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備					
		以外	貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）					
	ボ ン ク 専 用 室 の 存 在 す る 建 築 物 に 設 置 外	タンク	堅固な基礎に固定					
		ンク 専用 室	タンク	周囲に不燃材料の囲いの設置（出入口のしきいの高さ以上）				
			ポンプ	設備の基礎の高さ（出入口のしきいの高さ以上）				
		タ ン ク 専 用 室	タ	壁（不燃材料）				
			ン	柱（不燃材料）				
			ク	床（不燃材料）				
はり（不燃材料）								
屋根（不燃材料，軽量な不燃材料でふく）								
床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）								
床の浸透防止・傾斜・ためます								
専 用 室		窓 お よ び 出 入 口	防火設備					
			網入りガラス					
		採光・照明設備						
以外		換気設備						

		強制排出設備（引火点70度未満の危険物）			
		掲示板（引火点21度未満）			
タ	壁	耐火構造（引火点70度以上の第4類危険物で延焼のおそれのない外壁・不燃材料）			
		延焼のおそれのある外壁（出入口以外の開口部禁止）・自動閉鎖の特定防火設備）			
ン	床	耐火構造（引火点70度以上の第4類危険物・不燃材料）			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備			
ク	はり（不燃材料）				
	屋根（不燃材料）				
専	天井の禁止				
	窓および出入口	防火設備			
		延焼のおそれのある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）			
網入りガラス					
用	出入口のしきいの高さ（0.2メートル以上）				
	採光・照明設備				
	換気設備				
	強制排出設備（引火点70度未満の危険物）				
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
管	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			

地	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）						
	重量保護措置						
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装					
		コーティング					
		電気防食					
	強化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類					
		材質・口径					
		接続方法					
		埋設方法					
	下	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないよう設置（可とう管等）					
電気設備							
アルキルアルミニウム等の製造所の基準の特例							
アセトアルデヒド等の製造所の基準の特例							
ヒドロキシルアミン等の基準の特例							
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
	消火困難な製造所等に係る消火設備						
	その他の製造所等に係る消火設備						
警報設備							
危険物保安監督者または危険物取扱者							
手数料							
特記事項							

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (引火点40度以上の第4類の危険物に限定)						
タンク間隔等 (タンクと専用室の壁およびタンク相互間0.5メートル以上)						
標識・掲示板						
危険物の数量制限 (指定数量の40倍以下, 第4石油類・動植物油類以外の第4類20,000リットル以下)						
屋内貯蔵タンク	タンク専用室に設置					
	タンク本体 (材質・板厚)					
	タンク容積の算定					
	完成検査前検査 (水張検査・水圧検査)					
	外面さび止め塗装					
通気管	無弁通気管					
	直径 (30ミリメートル以上)					
	雨水浸入防止構造 (先端は水平より下に45度以上曲げること。)					
	先	屋外で地上4メートル以上の高さ				
		建築物の開口部から1メートル以上				
	端	敷地境界線から1.5メートル以上 (引火点40度未満の危険物)				
	引火防止装置					
	滞油するおそれのある屈曲の禁止					
安全装置						
危険物の量の自動表示装置						
注	位置 (火災予防上支障ない場所)					
	注入ホース等と結合することができる構造					
入	弁または蓋の設置					
	接地電極 (静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物)					
口	掲示板 (引火点21度未満)					
弁 (材質・危険物が漏れない構造)						
水抜管 (タンク側板に設置)						

ポ ン ク 専 用 室 の 存 在 す る 建 築 物 以 外 の 場 所 に 設 置	タンク	堅固な基礎に固定					
	ポ ン ク 専 用 室	壁	(不燃材料)				
		柱	(不燃材料)				
		床	(不燃材料)				
	ン ク 専 用 室	はり	(不燃材料)				
		屋根	(不燃材料, 軽量な不燃材料でふく)				
		床の周囲に囲いの設置	(0.2メートル以上)				
		床の浸透防止・傾斜・貯留設備					
		窓・出入口	(防火設備・網入ガラス)				
		採光・照明設備					
	プ ン ク 専 用 室	換気設備					
		強制排出設備	(引火点70度未満の危険物)				
		ポンプ室以外	地盤面の周囲に0.15メートル以上の囲いの設置				
	プ ン ク 専 用 室	地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備					
		貯留設備に油分離装置	(非水溶性の第4類危険物)				
タンク		堅固な基礎に固定					
タンク専用室	タンク専用室	周囲に不燃材料の囲いの設置	(出入口のしきいの高さ以上)				
	ポンプ設備の基礎の高さ	(出入口のしきいの高さ以上)					
タ ン ク 専 用 室 の 存 在 す る 建 築 物 に 設 置 外	タ ン ク 専 用 室	壁	(耐火構造)				
		柱	(耐火構造)				
		床	(耐火構造)				
		はり	(耐火構造)				
	専 用 室	屋 根	上階がある場合	上階の床を耐火構造			
			上階がない場合	不燃材料			
		天井の禁止					
	窓の禁止						
床の周囲に囲いの設置	(0.2メートル以上)						
床の浸透防止・傾斜・貯留設備							

		出入口（自動閉鎖の特定防火設備）			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出設備（引火点70度未満の危険物）			
		防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）			
	揭示板（引火点21度未満）				
タ ン ク 専 用 室	壁（耐火構造）				
	柱（耐火構造）				
	床	耐火構造			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備			
	はり（耐火構造）				
	屋 根	上階がある場合、上階の床を耐火構造			
		上階がない場合、不燃材料			
	天井の禁止				
	窓の禁止				
	出入口（自動閉鎖の特定防火設備）				
	危険物流出防止措置の方法				
	危険物流出防止措置の材質・容量				
採光・照明設備・換気設備					
強制排出設備（引火点70度未満の危険物）					
防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）					
配 管	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			

	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造 耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 下	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化 プ ラ ス チ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないよう設置 (可とう管等)						
電気設備						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					
警報設備						
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

別記第6号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（地下タンク貯蔵所（鋼製タンク））

[政令第13条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
タンク室に設置					
タンク室	タ	地下貯蔵タンクとタンク室の間隔（0.1メートル以上）			
	ン	乾燥砂充てん			
	ク	構 必要な強度（許容応力）			
	室	造 水密コンクリート造等			
地下貯蔵タンク	地	地下貯蔵タンク頂部の位置（地盤面下0.6メートル以上）			
	下	タンク相互間隔（1メートル以上，容量の総和が100倍以下のとき0.5メートル以上）			
	貯	タンク本体（材質・板厚）			
	蔵	必要な強度（許容応力）			
	タ	タンク容積の算定			
	ン	完成検査前検査（水圧検査）			
	ク	外面保護			
		電気防食措置			
		地下貯蔵タンクの内面コーティング			
気管	無弁通気管	直径（30ミリメートル以上）			
		雨水浸入防止構造（先端は水平より下に45度以上曲げるごと。）			
		引火防止装置			
	大気付通気管	作動圧力			
		引火防止装置			
		滞油するおそれのある屈曲の禁止			
	先端位置	先	屋外で地上4メートル以上		
端		建築物の開口部から1メートル以上			
置		敷地境界線から1.5メートル以上（引火点40度未満）			
管	取付位置（地下貯蔵タンク頂部）				

	地下部分	重量保護措置			
		接合部の損傷点検措置（溶接を除く。）			
	蒸気回収弁				
安全装置					
危険物の量の自動表示装置					
注 入 口	設置位置（屋外の火災予防上支障ない場所）				
	注入ホース等と結合することができ危険物が漏れないもの				
	弁または蓋の設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物）				
	掲示板（引火点21度未満）				
ポ ン プ タ ン ク 外 備	地 下 貯 蔵 タ ン ク 外	堅固な基礎に固定			
		ポ ン プ 室 以 外	壁（不燃材料）		
	柱（不燃材料）				
	タ ン ク 外	床（不燃材料）			
		はり（不燃材料）			
	タ ン ク 外	屋根（不燃材料，軽量な不燃材料でふく）			
		床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）			
	タ ン ク 外	床の浸透防止・傾斜・貯留設備			
		窓・出入口（防火設備・網入ガラス）			
	タ ン ク 外	採光・照明設備・換気設備			
		強制排出設備（引火点40度未満の危険物）			
	タ ン ク 外	周囲に0.15メートル以上の囲いの設置			
		地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備			
	タ ン ク 外	貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）			
	外	掲示板（引火点21度未満）			
油 中 ポ ン プ 設 備	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製容器に収納			
		固定子冷却構造（運転時）			
		電動機内空気滞留防止構造			

		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）				
		締切運転時の温度上昇防止措置				
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）				
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
標識・掲示板						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
地 上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
管	タンク頂部に取付					

電気設備				
危険物の漏れを検知する設備	危険物の微少な漏れを検知する設備（高精度液面計等）			
	漏えい検知管（地下貯蔵タンクの周囲に4箇所以上設置）			
アセトアルデヒド等の特例				
ヒドロキシルアミン等の特例				
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）				
警報設備				
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

その2

審査表 (地下タンク貯蔵所 (鋼製二重殻タンク))

[政令第13条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
タンク室	地下貯蔵タンクとタンク室の間隔 (0.1メートル以上)				
	乾燥砂充てん				
	構造	必要な強度 (許容応力)			
		水密コンクリート造等			
タンク室省略	危険物の指定 (第4類)				
	ふた (厚さ0.3メートル以上の鉄筋コンクリート造・水平投影の縦横各0.6メートル以上)				
	重量防止構造				
	基礎	堅固な基礎に固定			
砕石基礎					
地下貯蔵タンク	地下貯蔵タンク頂部の位置 (地盤面下0.6メートル以上)				
	タンク相互間隔 (1メートル以上, 容量の総和が100倍以下のとき0.5メートル以上)				
	タンク本体 (内殻の材質・板厚)				
	スペーサーの位置				
	タンク容積の算定				
	完成検査前検査 (水圧検査)				
	外面保護				
	外殻 (構造・材質・厚さ)				
	漏えい検知装置 (鋼板の腐食防止措置を講じた液体)				
	警報装置 (位置等)				
通気管	無弁通気管	直径 (30ミリメートル以上)			
		雨水浸入防止構造 (先端は水平より下に45度以上曲げること。)			
		引火防止装置			
	大気付通気管	作動圧力			
		引火防止装置			

		滞油するおそれのある屈曲の禁止				
先端位置	屋外で地上4メートル以上					
	建築物の開口部から1メートル以上					
	敷地境界線から1.5メートル以上（引火点40度未満）					
取付位置（地下貯蔵タンク頂部）						
地下部分	重量保護措置					
	接合部の損傷点検措置（溶接を除く。）					
蒸気回収弁						
安全装置						
危険物の量の自動表示装置						
注入口	設置位置（屋外の火災予防上支障ない場所）					
	注入ホース等と結合することができ危険物が漏れないもの					
	弁または蓋の設置					
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物）					
	掲示板（引火点21度未満）					
ポ ン 貯 蔵 タ ン ク 外 備	地	堅固な基礎に固定				
		ポ	壁（不燃材料）			
	柱（不燃材料）					
	貯	床（不燃材料）				
		ン	はり（不燃材料）			
	屋根（不燃材料，軽量な不燃材料でふく）					
	タ	床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）				
		ン	床の浸透防止・傾斜・貯留設備			
	窓・出入口（防火設備・網入ガラス）					
	ク	採光・照明設備・換気設備				
		外	強制排出設備（引火点40度未満の危険物）			
	室					

	ポンプ室以外	周囲に0.15メートル以上の囲いの設置			
		地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備			
		貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）			
		掲示板（引火点21度未満）			
油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製容器に収納			
		固定子冷却構造（運転時）			
		電動機内空気滞留防止構造			
ポン		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）			
		締切運転時の温度上昇防止措置			
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
プ	設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
備		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
標識・掲示板					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			
管	地下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）			
		重量保護措置			

	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	強化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
		埋設方法			
タンク頂部に取付					
電気設備					
アセトアルデヒド等の特例					
ヒドロキシルアミン等の特例					
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）					
警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

その3

審査表（地下タンク貯蔵所（鋼製強化プラスチック製二重殻タンク））

〔政令第13条第2項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
タンク室	地下貯蔵タンクとタンク室の間隔（0.1メートル以上）				
	乾燥砂充てん				
	構造	必要な強度（許容応力）			
		水密コンクリート造等			
タンク室省略	危険物の指定（第4類）				
	ふた（厚さ0.3メートル以上の鉄筋コンクリート造・水平投影の縦横各0.6メートル以上）				
	重量防止構造				
	基礎	堅固な基礎に固定			
砕石基礎					
地下貯蔵タンク	地下貯蔵タンク頂部の位置（地盤面下0.6メートル以上）				
	タンク相互間隔（1メートル以上、容量の総和が100倍以下のとき0.5メートル以上）				
	タンク本体（内殻の材質・板厚）				
	タンク容積の算定				
	完成検査前検査（水圧検査）				
	外面保護				
	外殻（構造・材質・厚さ）				
	漏えい検知装置				
	警報装置（位置等）				
	通気管	無弁通気管	直径（30ミリメートル以上）		
雨水浸入防止構造（先端は水平より下に45度以上曲げること。）					
引火防止装置					
大気付通気管		作動圧力			
		引火防止装置			

		滞油するおそれのある屈曲の禁止			
先端位置	屋外で地上4メートル以上				
	建築物の開口部から1メートル以上				
	敷地境界線から1.5メートル以上（引火点40度未満）				
		取付位置（地下貯蔵タンク頂部）			
地下部分	重量保護措置				
	接合部の損傷点検措置（溶接を除く。）				
		蒸気回収弁			
		安全装置			
		危険物の量の自動表示装置			
注入口	設置位置（屋外の火災予防上支障ない場所）				
	注入ホース等と結合することができ危険物が漏れないもの				
	弁または蓋の設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物）				
	掲示板（引火点21度未満）				
ポ ン 貯 蔵 タ ン ク 外 備	地 下	堅固な基礎に固定			
		ポ ン	壁（不燃材料）		
	柱（不燃材料）				
	床（不燃材料）				
	蔵 タ ン ク	ポ ン	はり（不燃材料）		
			屋根（不燃材料、軽量な不燃材料でふく）		
		床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）			
	外 備	ポ ン	床の浸透防止・傾斜・貯留設備		
			窓・出入口（防火設備・網入ガラス）		
			採光・照明設備・換気設備		
		強制排出設備（引火点40度未満の危険物）			

	ポンプ室以外		周囲に0.15メートル以上の囲いの設置				
			地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備				
			貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）				
	掲示板（引火点21度未満）						
	油中ポンプ	電動機の構造		固定子は危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製容器に収納			
				固定子冷却構造（運転時）			
				電動機内空気滞留防止構造			
	ポンプ	電線		（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）			
				締切運転時の温度上昇防止措置			
				電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
ポンプ設置	設置方法		地下貯蔵タンクとフランジ接合				
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）				
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）					
標識・掲示板							
配管	地上	十分な強度有すること。					
		水圧試験					
		危険物により劣化しないこと。					
		熱により容易に変形しないこと。					
		加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地下	外面の防食措置		地盤面上接地禁止			
				腐食防止塗装			
		支持物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
	地下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
重量保護措置							

	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	強化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
		埋設方法			
タンク頂部に取付					
電気設備					
アセトアルデヒド等の特例					
ヒドロキシルアミン等の特例					
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）					
警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

その4

審査表 (地下タンク貯蔵所 (強化プラスチック製二重殻タンク))

[政令第13条第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (自動車ガソリン・灯油・軽油・A重油)					
タ	地下貯蔵タンクとタンク室の間隔 (0.1メートル以上)				
	乾燥砂充てん				
ン	構	必要な強度 (許容応力)			
	造	水密コンクリート造等			
ク	ふた (厚さ0.3メートル以上の鉄筋コンクリート造・水平投影の縦横各0.6メートル以上)				
	重量防止構造				
室	基礎 (砕石基礎)				
地	地下貯蔵タンク頂部の位置 (地盤面下0.6メートル以上)				
下	タンク相互間隔 (1メートル以上, 容量の総和が100倍以下のとき0.5メートル以上)				
	タンク本体 (内殻の材質)				
貯	構造の安全性 (材料試験・内圧試験・外圧試験)				
蔵	タンク容積の算定				
タ	完成検査前検査 (水圧検査)				
	外殻 (材質)				
ン	漏えい検知装置				
	警報装置 (位置等)				
通	気	無弁	直径 (30ミリメートル以上)		
		通	雨水浸入防止構造 (先端は水平より下に45度以上曲げること。)		
		気管	引火防止装置		
気	管	大気付	作動圧力		
		通気管	引火防止装置		
管	滞油するおそれのある屈曲の禁止				

先 端 位 置	屋外で地上4メートル以上					
	建築物の開口部から1メートル以上					
	敷地境界線から1.5メートル以上（引火点40度未満）					
取付位置（地下貯蔵タンク頂部）						
地 下 部 分	重量保護措置					
	接合部の損傷点検措置（溶接を除く。）					
蒸気回収弁						
安全装置						
危険物の量の自動表示装置						
注 入 口	設置位置（屋外の火災予防上支障ない場所）					
	注入ホース等と結合することができ危険物が漏れないもの					
	弁または蓋の設置					
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物）					
	掲示板（引火点21度未満）					
ポ ン 貯 蔵 プ タ ン 設 備	地	堅固な基礎に固定				
		下 貯 蔵 プ タ ン 室 ク ポン プ 室 以 外	ポ	壁（不燃材料）		
	柱（不燃材料）					
	床（不燃材料）					
	はり（不燃材料）					
	屋根（不燃材料、軽量な不燃材料でふく）					
	床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）					
	床の浸透防止・傾斜・貯留設備					
	窓・出入口（防火設備・網入ガラス）					
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（引火点40度未満の危険物）					
	ク ポン プ 室 以 外		周囲に0.15メートル以上の囲いの設置			
			地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備			
			貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）			

		揭示板（引火点21度未満）			
油 中	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充てんされた 金属製容器に収納			
		固定子冷却構造（運転時）			
		電動機内空気滞留防止構造			
ポ ン		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよ う保護）			
		縮切運転時の温度上昇防止措置			
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出 時）			
プ 設 備	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の 外装で保護された場合を除く）			
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏え いが点検できるピット内に設置）			
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポ ンプ機器に接続するもの）				
標識・揭示板					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
	地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止		
腐食防止塗装					
支 持 物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			
地 下 管	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）				
	重量保護措置				
	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			

	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
		埋設方法			
タンク頂部に取付					
電気設備					
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）					
警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

その5

審査表 (地下タンク貯蔵所 (漏れ防止))

[政令第13条第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
漏れ防止構造	被覆	上方 (防水措置・厚さ15センチメートル以上)				
		側方 (防水措置・厚さ30センチメートル以上)				
		下方 (防水措置・厚さ30センチメートル以上)				
	配管貫通部の処置 (スリーブ・箱抜き)					
地下貯蔵タンク	地下貯蔵タンク頂部の位置 (地盤面下0.6メートル以上)					
	タンク相互間隔 (1メートル以上, 容量の総和が100倍以下のとき0.5メートル以上)					
	タンク本体 (材質・板厚)					
	必要な強度 (許容応力)					
	タンク容積の算定					
	ふた (厚さ0.3メートル以上の鉄筋コンクリート造・水平投影の縦横各60センチメートル以上)					
	重量防止構造					
	基礎 (堅固な基礎に固定)					
	完成検査前検査 (水圧検査)					
気管	無弁通気管	直径 (30ミリメートル以上)				
		雨水浸入防止構造 (先端は水平より下に45度以上曲げること。)				
		引火防止装置				
	大気付通気管	作動圧力				
		引火防止装置				
	滞油するおそれのある屈曲の禁止					
	先端位置	屋外で地上4メートル以上				
		建築物の開口部から1メートル以上				
		敷地境界線から1.5メートル以上 (引火点40度未満)				
取付位置 (地下貯蔵タンク頂部)						

	地下部分	重量保護措置			
		接合部の損傷点検措置（溶接を除く。）			
	蒸気回収弁				
安全装置					
危険物の量の自動表示装置					
注 入 口	設置位置（屋外の火災予防上支障ない場所）				
	注入ホース等と結合することができ危険物が漏れないもの				
	弁または蓋の設置				
	接地電極（静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物）				
	掲示板（引火点21度未満）				
ポ ン プ タ ン ク 外 備	地 下 貯 蔵 タ ン ク 外	堅固な基礎に固定			
		ポ ン プ 室 以 外	壁（不燃材料）		
	柱（不燃材料）				
	タ ン ク 外	床（不燃材料）			
		はり（不燃材料）			
	タ ン ク 外	屋根（不燃材料，軽量な不燃材料でふく）			
		床の周囲に囲いの設置（0.2メートル以上）			
	タ ン ク 外	床の浸透防止・傾斜・貯留設備			
		窓・出入口（防火設備・網入ガラス）			
	タ ン ク 外	採光・照明設備・換気設備			
		強制排出設備（引火点40度未満の危険物）			
	タ ン ク 外	周囲に0.15メートル以上の囲いの設置			
		地盤面の浸透防止・傾斜・貯留設備			
	タ ン ク 外	貯留設備に油分離装置（非水溶性の第4類危険物）			
	外	掲示板（引火点21度未満）			
油 中 ポ ン プ 設 備	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製容器に収納			
		固定子冷却構造（運転時）			
		電動機内空気滞留防止構造			

		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）				
		締切運転時の温度上昇防止措置				
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）				
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
標識・掲示板						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
地 上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
管	タンク頂部に取付					

電気設備			
危険物の漏れを検知する設備			
アセトアルデヒド等の特例			
ヒドロキシルアミン等の特例			
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）			
警報設備			
危険物保安監督者または危険物取扱者			
手数料			
特記事項			

審査表（簡易タンク貯蔵所）

[政令第14条]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
屋外設置（保有空地1メートル以上）					
タ	壁	耐火構造			
		引火点70度以上の第4類危険物のみを貯蔵する場合，延焼のおそれのない外壁（不燃材料）			
ン	柱	耐火構造			
		引火点70度以上の第4類危険物のみを貯蔵する場合（不燃材料）			
ク	床	耐火構造			
		引火点70度以上の第4類のみを貯蔵する場合（不燃材料）			
		浸透防止・傾斜・貯留設備			
専	はり（不燃材料）				
	屋根（不燃材料）				
	天井の禁止				
室	窓および出入口	防火設備			
		延焼のおそれのある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）			
		網入ガラス			
内	採光・照明設備				
	換気設備				
	強制排出設備（引火点70度未満の危険物）				
	タンクと壁の間隔（0.5メートル以上）				
置	タンク基数3以内				
	同一品質1以内				
標識・掲示板					
簡易貯蔵タンク	地盤面・架台等に固定				
	容量制限（600リットル以下）				
	タンク本体（材質・板厚）				
	タンク容量の算定				

	完成検査前検査（水圧検査）					
	外面さび止め塗装					
通 気 管	無弁通気管					
	直径（25ミリメートル以上）					
	先端の高さ（屋外で地上1.5メートル以上）					
	雨水浸入防止構造（先端は水平より下に45度以上曲げること。）					
	引火防止措置					
給 油 機 器 設 備	ポン プ 機 器	固定給油設備の最大吐出量				
		固定注油設備の最大吐出量				
	危険物の漏れ等火災予防上安全な構造					
	ホ ー ス 機 器	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
		給油ホース等の先端弁・継手				
		引張力によるホース等破断時の漏れ防止措置				
		給油ホース等の地盤面接触防止構造				
	給油ホース等の長さ（5メートル以下）					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
	配 管	金属製				
水圧試験により漏えい等がないもの						
難燃性を有する材料で造られた外装						
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）						
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）						
警報設備						
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

別記第8号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（移動タンク貯蔵所）

〔政令第15条第1項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
常 置 場 所	屋外の防火上安全な場所					
	建	壁（耐火構造または不燃材料）				
		床（耐火構造または不燃材料）				
	築	はり（耐火構造または不燃材料）				
		屋根（耐火構造または不燃材料）				
	物	1階に常置すること。				
移 動 貯 蔵 タ ン ク	タンク本体（材質・板厚）					
	タンク容積の算定					
	完成検査前検査（水圧検査）					
	容量制限（30,000リットル以下）					
	外面のさび止め塗装					
	間	容量（4,000リットル以下）				
		材質・板厚				
	蔵	マンホールおよび注入口のふたの材質				
		マンホールおよび注入口のふたの板厚				
	仕 切	防 波 板	2,000リットル以上のタンク室に設置			
材質						
取付位置						
面積						
切	板	構造				
		安全装置				
可燃性蒸気回収設備の構造						
側 面 枠	取付角度					
	構造					
	材質					

	厚さ			
	取付方法			
	あて板			
防 護	構造			
	材質			
	板厚			
枠	高さ			
底 弁 閉 鎖 装 置	手動閉鎖装置の設置			
	自動閉鎖装置の設置（引火点70度以上の第4類危険物の排出口または直径40ミリメートル以下の排出口を除く。）			
	手動閉鎖装置レバーの構造			
	手動閉鎖装置レバーの長さ			
	手動閉鎖装置の表示			
底弁損傷防止措置				
配管（先端弁の設置）				
電気設備（可燃性蒸気が滞留する場所に設ける場合、可燃性蒸気に引火しない構造）				
静電 気除 去装 置	接地導線			
	計量棒への静電気災害発生防止装置			
結合金具を備えた注入ホース				
結合金具の材質				
類・品名・最大数量の表示設備				
標識				
アルキルアルミニウム等の特例				
アセトアルデヒド等の特例				
ヒドロキシルアミン等の特例				
国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動貯蔵タンク				
その他の製造所等に係る消火設備				
手数料				
特記事項				

審査表 (移動タンク貯蔵所 (積載式))

[政令第15条第2項・省令第24条の5]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
常 置 場 所	屋外の防火上安全な場所				
	建	壁 (耐火構造または不燃材料)			
		床 (耐火構造または不燃材料)			
	築	はり (耐火構造または不燃材料)			
		屋根 (耐火構造または不燃材料)			
	物	1階に常置すること。			
移動貯蔵タンクおよび附属装置が鋼製の箱枠に収納されていること。					
移 動 貯 蔵 タ ン ク 積 載	タンク本体(材質・板厚)				
	タンク容積の算定				
	完成検査前検査 (水圧検査)				
	容量制限 (30,000リットル以下)				
	外面のさび止め塗装				
	間 仕 切	材質・板厚			
構造					
ク	積替え時の強度				
マンホールおよび注入口のふたの材質					
マンホールおよび注入口のふたの板厚					
安全装置					
可燃性蒸気回収設備の構造					
底 弁 閉 鎖 装 置	手動閉鎖装置の設置				
	自動閉鎖装置の設置 (引火点70度以上の第4類危険物の排出口または直径40ミリメートル以下の排出口を除く。)				
	手動閉鎖装置レバーの構造				
	手動閉鎖装置レバーの長さ				
	手動閉鎖装置の表示				
底弁損傷防止措置					
配管 (先端弁の設置)					

電気設備（可燃性蒸気が滞留する場所に設ける場合、可燃性蒸気に引火しない構造）				
静電 気除 去装 置	接地導線			
	計量棒への静電気災害発生防止装置			
箱	強度			
枠	附属装置との間隔			
緊結金具またはすみ金具の強度				
許可行政庁名等の表示				
類・品名・最大数量の表示設備				
標識				
国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動貯蔵タンク				
アルキルアルミニウム等の特例				
アセトアルデヒド等の特例				
ヒドロキシルアミン等の特例				
その他の製造所等に係る消火設備				
手数料				
特記事項				

審査表 (移動タンク貯蔵所 (給油タンク車))

[政令第15条第3項・省令第24条の6]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
常 置 場 所	屋外の防火上安全な場所					
	建	壁 (耐火構造または不燃材料)				
		床 (耐火構造または不燃材料)				
	築	はり (耐火構造または不燃材料)				
		屋根 (耐火構造または不燃材料)				
	物	1階に常置すること。				
移 動 貯 蔵 タ ン ク	タンク本体 (材質・板厚)					
	タンク容積の算定					
	完成検査前検査 (水圧検査)					
	容量制限 (30,000リットル以下)					
	外面のさび止め塗装					
	間	容量 (4,000リットル以下)				
		材質・板厚				
	蔵	マンホールおよび注入口のふたの材質				
		マンホールおよび注入口のふたの板厚				
	仕 切	防 波 板	2,000リットル以上のタンク室に設置			
材質						
取付位置						
面積						
切	構造					
	安全装置					
火炎噴出防止装置 (エンジン排気筒先端部)						
誤発進防止装置						
給 油 設 備	配管の材質					
	水圧試験					
	給油ホース先端弁の構造 (危険物の漏れ防止装置)					

	外装（難燃性材料）			
	危険物の緊急移送停止装置（ポンプ停止等）			
	自動閉鎖の開閉装置（デッドマン・コントロールシステム等）			
	結合金具（真ちゅう等）			
	静電気除去装置			
	ホース耐圧性能			
	船舶 への 給油	給油ホースによる給油タンク車への引張防止措置		
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置		
側 面	取付角度			
	構造			
	材質			
	厚さ			
	取付方法			
枠	あて板			
防 護 枠	構造			
	材質			
	板厚			
	高さ			
底 弁 閉 鎖 装 置	手動閉鎖装置の設置			
	自動閉鎖装置の設置（引火点70度以上の第4類危険物の排出口または直径40ミリメートル以下の排出口を除く。）			
	手動閉鎖装置レバーの構造			
	手動閉鎖装置レバーの長さ			
	手動閉鎖装置の表示			
	底弁損傷防止措置			
	配管（先端弁の設置）			
	電気設備（可燃性蒸気が滞留する場所に設ける場合、可燃性蒸気に引火しない構造）			
静電 気除 去装 置	接地導線			
	計量棒への静電気災害発生防止装置			

類・品名・最大数量の表示設備			
標識			
その他の製造所等に係る消火設備			
手数料			
特記事項			

別記第9号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（屋外貯蔵所）

〔政令第16条第1項〕

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
危険物の指定（第2類（引火性固体（引火点21度以上））・第4類（第2石油類・第3石油類・第4石油類・動植物油類））				
保安距離				
設置場所（湿潤でなく排水のよい場所）				
区画（さく等による区画）				
保有空地				
標識・掲示板				
架	材質（不燃材料）			
	堅固な地盤面に固定			
	構造（自重・地震等の荷重による応力に対し安全な構造）			
	高さ6メートル未満			
台	容器が容易に落下しない措置			
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備				
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

その2

審査表 (屋外貯蔵所 (塊状硫黄等に係る))

[政令第16条第2項]

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
危険物の指定 (第2類の硫黄・硫黄のみを含有するもの)				
保安距離				
設置場所 (湿潤でなく排水のよい場所)				
区画 (さく等による区画)				
保有空地				
標識・掲示板				
架	材質 (不燃材料)			
	堅固な地盤面に固定			
	構造 (自重・地震等の荷重による応力に対し安全な構造)			
	高さ6メートル未満			
台	容器が容易に落下しない措置			
囲	1区画の面積 (100平方メートル以下)			
	総面積 (1,000平方メートル以下)			
	区画の相互間隔 (保有空地の3分の1以上)			
	構造 (不燃材料・硫黄等が漏れない構造)			
	高さ (1.5メートル以下)			
い	あふれまたは飛散防止措置 (2メートルごとにシート固着装置設置)			
周囲に排水溝および分離槽を設置				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備				
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

その3

審査表 (屋外貯蔵所 (高引火点))

[政令第16条第3項・省令第24条の12]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (第4類・高引火危険物)					
保安距離 (特別高圧電線を除く。)					
設置場所 (湿潤でなく排水のよい場所)					
区画 (さく等による区画)					
保有空地					
標識・掲示板					
架	材質 (不燃材料)				
	堅固な地盤面に固定				
	構造 (自重・地震等の荷重による応力に対し安全な構造)				
	高さ6メートル未満				
台	容器が容易に落下しない措置				
その他の製造所等に係る消火設備					
警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

その4

審査表 (屋外貯蔵所 (引火性固体・第1石油類またはアルコール類に係る))

[政令第16条第4項・省令第24条の13]

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
危険物の指定 (引火性固体 (引火点21度未満に限る。) ・第1石油類 (引火点0度以上) ・アルコール類)				
保安距離				
設置場所 (湿潤でなく排水のよい場所)				
区画 (さく等による区画)				
保有空地				
標識・掲示板				
散水設備等の設置				
周囲に排水溝および貯留設備の設置 (引火性固体を除く。)				
貯留設備に油分離装置の設置 (第1石油類非水溶性)				
架	材質 (不燃材料)			
	堅固な地盤面に固定			
	構造 (自重・地震等の荷重による応力に対し安全な構造)			
	高さ6メートル未満			
台	容器が容易に落下しない措置			
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	その他の製造所等に係る消火設備			
警報設備				
危険物保安監督者または危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

別記第10号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（給油取扱所（屋外））

[政令第17条第1項]

審査事項		審査区分		書面	現地調査	
					中間	完成
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】 $\leq 1/3$					
	割合 1/3 を超え 2/3 以下	道路上に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離（0.2m以上）				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離（1m以上）				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備（ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備）						
空地	給油空地の基準（間口10メートル・奥行6メートル）					
	注油空地の基準（給油空地以外の場所に保有）					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置（貯留設備）					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置（水に溶けない危険物を収容する場合，雨水等が分離され，排出する措置）					
標識・掲示板						
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止（防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能）					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
		容量および設置個数の制限				
固定給油設備への接続に限定						
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）						
固定給油設備等の構造	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限				
		油中ポンプ機器	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
固定子冷却構造（運転時）						

			電動機内空気滞留防止構造			
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）			
			締切運転時の温度上昇防止措置			
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
	設 置 方 法		地下貯蔵タンクとフランジ接合			
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
ホ ー ス 機 器 の 構 造			給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
			給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
			給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置			
			給油ホース等が地盤面に接触しない構造			
			注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）			
			過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）			
			給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）			
配 管			金属製			
			水圧試験により漏えい等がないもの			
			難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）			
			可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離		道路境界線からの間隔			
			敷地境界線からの間隔			
			建物の壁からの間隔			
			固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	右記 のボ ンプ 室に ポン プ機 器を 設置		壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）			
			床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）			

		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
	出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備				
		給油空地に面すること				
		窓の設置禁止				
		ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等		ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
		ホース機器の引出口の高さ・長さ				
		緊急移送停止装置				
建	用	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
	途	⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）				
築		面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
	構	壁（耐火構造または不燃材料）				
		柱（耐火構造または不燃材料）				
		床（耐火構造または不燃材料）				
	造	はり（耐火構造または不燃材料）				
		屋根（耐火構造または不燃材料）				
	等	窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
			前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）			
	物		前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）			
			事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）			
塀等		自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
		耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室他危険物	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				

を取り扱う室	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
電気設備					
随 設 備	蒸気洗淨機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）				
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
			道路境界線から4メートル以上		
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧送式該当）				
	尿素	給油に支障がない位置			
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置		
			堅固な基礎の上に固定		
	急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの			
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置			
自動車等の衝突防止措置					
電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
対象火気省令第9号の基準		急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
雨水等の浸入防止措置					
分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない					
その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					
備	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					

消 火 設 備	その他の製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第2項]

審査事項		審査区分		書面		現地調査	
				中間	完成	中間	完成
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造						
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物						
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)						
上記以外で屋内給油取扱所の定義①([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])>1/3							
屋内給油取扱所の定義②([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの							
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)							
空	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)						
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)						
	舗装の基準						
	可燃性蒸気滞留防止措置						
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)						
	地	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板							
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止						
	専用タンク・廃油タンク等の基準						
	廃油タンク等の容量制限						
	通気管・安全装置						
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)						
	危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等に接続する配管(専用タンクからに限定)							
固定給油設備等の構造	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
		電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
			固定子冷却構造(運転時)				

			電動機内空気滞留防止構造			
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）			
			締切運転時の温度上昇防止措置			
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
	設 置 方 法		地下貯蔵タンクとフランジ接合			
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
ホ ー ス 機 器 の 構 造			給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
			給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
			給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置			
			給油ホース等が地盤面に接触しない構造			
			注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）			
			過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）			
			給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）			
配 管			金属製			
			水圧試験により漏えい等がないもの			
			難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）			
			可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離		道路境界線からの間隔			
			敷地境界線からの間隔			
			建物の壁からの間隔			
			固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置		壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）			
			床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）			

		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
	出入口	自動閉鎖の特定防火設備				
		給油空地に面すること。				
		窓の設置禁止				
		ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
屋内給油取扱所の用に供する部分の建築	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
		面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
		壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
		屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）				
		窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
			前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）			
	窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス					
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・(犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)					
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					

ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造					
		適当な傾斜・貯留設備					
	採光・照明設備・換気設備						
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）						
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない					
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有				
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地				
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示				
	表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）						
	一面開放	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置			
				事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）			
				事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）			
		自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）					
	注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止						
通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）							
前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）							
自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）							
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない							
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置						
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造						
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を1.5平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）					
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）					
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）					
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合					
屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）							
上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）							
電気設備							

附	蒸気洗淨機	固定給油設備からの離隔距離					
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）					
排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置							
随	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離				
			道路境界線から2メートル以上				
		危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上				
			道路境界線から4メートル以上				
		常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）					
	尿素	給油に支障がない位置					
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
			堅固な基礎の上に固定				
設	急速充電	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
	電気の基準	対象	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
			雨水等の浸入防止措置				
			分離型の場合は、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					
	備	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止							
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
	消火困難な製造所等に係る消火設備						
	電気設備						

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (航空機給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第3項第1号・省令第26条]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3				
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する			
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)			
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)			
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状			
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備・給油配管および先端部に接続するホース機器・給油配管および給油ホース車・給油タンク車)					
空地	給油空地	航空機に直接給油するための空地の基準			
		漏れた危険物の空地外への流出防止措置 (貯留設備またはその他の措置)			
	注油空地	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)			
		漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)			
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合, 雨水等が分離され, 排出する措置)				
標識・掲示板					
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止				
	専用タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
固定給油設備等の構造	先端弁の設置				
	給油ホース等の長さ制限 (給油ホースを除く)				
	ホース先端の静電気を除去する装置				
ポンプ機器の構造	油中ポンプ機器	最大吐出量の制限			
		電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
			固定子冷却構造 (運転時)		
			電動機内空気滞留防止構造		
電線 (危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護)					

		縮切運転時の温度上昇防止措置			
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造				
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）				
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）				
	給油ノズルの滴量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）				
配 管	金属製				
	水圧試験により漏えい等がないもの				
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）					
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	右記 のポ ンプ 室に ポン プ機 器を 設置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			

		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止				
	ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
給油設備が固定給油設備	地下式	ホース機器を設置する箱の防水措置				
		危険物の緊急移送停止装置(ポンプ機器とホース機器を分離して設置するものに限る。)				
給油設備が給油配管および先端に接続するホース機器	給油配管	先端弁の設置				
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合(防水措置)				
	ホース機器	漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造				
		ホース先端の静電気を除去する装置				
	危険物の緊急移送停止装置					
給油設備が給油配管および給油ホース車	給油配管	先端弁の設置				
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合(防水措置)				
	危険物の緊急移送停止装置					
	給油ホース車	防火上安全な場所に常置				
		火炎噴出防止装置				
		誤発進防止装置				
		電気設備(移動タンク貯蔵所の電気設備の例による)				
	給油ホース車のホース機器	配管の材質(金属製)・水圧試験				
		先端弁の構造(危険物の漏れ防止装置)				
		外装(難燃性材料)				
		自動閉鎖の開閉装置(デッドマン・コントロールシステム等)				
		給油ホースの先端部に給油口に緊結できる結合金具				
	給油ホースの耐圧性能(水圧試験)					

		ホース先端の静電気を除去する装置（航空機と電氣的に接続する導線）				
配管（専用）	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	支持物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			
	クの配管以外	地	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）			
重量保護措置						
外面の防食措置		金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
強化プラスチック製		設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
下		はり（耐火構造または不燃材料）				
	屋根（耐火構造または不燃材料）					
建築用途	用	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）				
	物	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				

	構造等	構	壁（耐火構造または不燃材料）			
		柱（耐火構造または不燃材料）				
		床（耐火構造または不燃材料）				
		造	はり（耐火構造または不燃材料）			
		屋根（耐火構造または不燃材料）				
		等	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）		
	前記用途のうち②, ⑤, ⑥（防火設備の設置）					
			前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）			
		事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
電気設備						
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
随	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
			危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造			
設	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
			常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）			
備	尿素	給油に支障がない位置				
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定				

急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
		雨水等の浸入防止措置			
分離型のもは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない					
その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					
附属設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	その他の製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (航空機給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第3項第1号・省令第26条]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造				
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物				
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)				
上記以外で屋内給油取扱所の定義①([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])>1/3					
屋内給油取扱所の定義②([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの					
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備・給油配管および先端部に接続するホース機器・給油配管および給油ホース車・給油タンク車)					
空地	給油空地	航空機に直接給油するための空地の基準			
		漏れた危険物の空地外への流出防止措置(貯留設備またはその他の措置)			
	注油空地	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)			
		漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)			
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	貯留設備に收容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を收容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)				
標識・掲示板					
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止				
	専用タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
	通気管・安全装置				
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)				
	危険物の過剰注入防止装置				
固定給油設備等の構造	先端弁の設置				
	給油ホース等の長さ制限(給油ホースを除く)				
	ホース先端の静電気を除去する装置				
ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限				
	油中ポンプ機器	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
			固定子冷却構造(運転時)		

			電動機内空気滞留防止構造			
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）			
			締切運転時の温度上昇防止措置			
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
	設 置 方 法		地下貯蔵タンクとフランジ接合			
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
ホ ー ス 機 器 の 構 造			給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
			給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
			給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置			
			給油ホース等が地盤面に接触しない構造			
			注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）			
			過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）			
			給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）			
配 管			金属製			
			水圧試験により漏えい等がないもの			
			難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）			
			可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離		道路境界線からの間隔			
			敷地境界線からの間隔			
			建物の壁からの間隔			
			固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置		壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）			
			床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）			

		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
	出入口	自動閉鎖の特定防火設備				
		給油空地に面すること。				
		窓の設置禁止				
		ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
給油設備が固定給油設備	地下式	ホース機器を設置する箱の防水措置				
		危険物の緊急移送停止装置（ポンプ機器とホース機器を分離して設置するものに限る）				
給油設備が給油配管および先端に接続するホース機器	給油配管	先端弁の設置				
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合（防水措置）				
	ホース機器	漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造				
		ホース先端の静電気を除去する装置				
	危険物の緊急移送停止装置					
給油設備が給油配管および給油ホース車の給油ホース機器	給油配管	先端弁の設置				
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合（防水措置）				
	危険物の緊急移送停止装置					
	給油ホース車	防火上安全な場所に常置				
		火炎噴出防止装置				
		誤発進防止装置				
		電気設備（移動タンク貯蔵所の電気設備の例による）				
	給油ホース車のホース機器	配管の材質（金属製）・水圧試験				
		先端弁の構造（危険物の漏れ防止装置）				
		外装（難燃性材料）				
		自動閉鎖の開閉装置（デッドマン・コントロールシステム等）				
		給油ホースの先端部に給油口に緊結できる結合金具				
		給油ホースの耐圧性能（水圧試験）				
		ホース先端の静電気を除去する装置（航空機と電氣的に接続する導線）				

配 管 （ 専 用 タ ン ク の 配 管 以 外 ）	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	支 持 物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			
	地 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）				
重量保護措置						
外 面 の 防 食 措 置		金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製		設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
	埋設方法					
屋 内 給 油 取 扱 所 の 用 途 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	用 途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
壁（耐火構造）						
柱（耐火構造）						
床（耐火構造）						

		はり（耐火構造）				
		開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
		屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）				
	窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）				
		窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス				
		前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
		事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
		採光・照明設備・換気設備				
		強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐車禁止」と表示			
			表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）			
	一面開放	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置		
			事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）			
			事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）			
			自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）			
	開放措置		注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止			
			通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る）			
			前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
			自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）			
		可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない				

上部 に 上 階 を 有 す る 場 合 の 措 置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置				
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造				
	注入口の 周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
	前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
	屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
	上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）				
電気設備					
附 随 設 備	蒸気 洗 浄 機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）				
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
			道路境界線から4メートル以上		
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
	尿素 水溶 液供 給機	給油に支障がない位置			
給油空地内に設置する場合		自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対象火気省令第3条の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
堅固に床、壁、支柱等に固定					

		雨水等の浸入防止措置			
		分離型のもは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）			
	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警 報 設 備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (船舶給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第3項第2号・省令第26条の2]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】 ≤ 1/3					
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備・給油配管および先端部に接続するホース機器・給油タンク車)						
空地	給油空地	船舶に直接給油するための空地の基準				
		漏れた危険物の空地外への流出防止措置 (貯留設備またはその他の措置)				
		流出した危険物の応急措置 (回収等の設備)				
	注油空地	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)				
		漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
固定給油設備等の構造	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限 (給油ホースを除く)					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
	ポンプ機器の構造	油中ポンプ機器	最大吐出量の制限			
			電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
固定子冷却構造 (運転時)						
電動機内空気滞留防止構造						

		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）			
		締切運転時の温度上昇防止措置			
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
ホ ー ス 機 器 の 構 造	配 管	給油ホース等の材質および性能（J I S K 6 3 4 3「送油用ゴムホース」1種）			
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置			
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造			
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）			
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）			
		給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）			
		金属製			
		水圧試験により漏えい等がないもの			
		難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）			
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	機 器 の ボ ン プ 室 に ボ ン プ 置 置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			

		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
	出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備			
		給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止			
		ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂式の 固定給油 設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
給油設備が 固定給油設備	地下式	ホース機器を設置する箱の防水措置			
		危険物の緊急移送停止装置（ポンプ機器とホース機器を分離して設置するものに限る）			
給油設備が給油配管および先端に接続するホース機器	給油配管	先端弁の設置			
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合（防水措置）			
	ホース機器	漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造			
		ホース先端の静電気を除去する装置			
	危険物の緊急移送停止装置				
給油設備が給油タンク車	危険物の指定（引火点40度以上の第4類に限定）				
	給油ホースの先端部に給油口に緊結できる結合金具				
	給油ホース引張力による給油ホースからの危険物漏れ防止措置				
	給油取扱所に接地電極設置				
	給油タンク車の転落防止措置				
配管	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止		
腐食防止塗装					

（ 専 用 タ ン ク の 配 管 以 外 ）	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造					
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）					
	地	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
		重量保護措置					
		外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装				
			コーティング				
			電気防食				
		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類				
			材質・口径				
			接続方法				
埋設方法							
建 築 物	用 途	① 給油または詰替えのための作業場					
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所					
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場					
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場					
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所					
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）					
	面積制限（上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下						
構 造 等	壁（耐火構造または不燃材料）						
	柱（耐火構造または不燃材料）						
	床（耐火構造または不燃材料）						
	はり（耐火構造または不燃材料）						
	屋根（耐火構造または不燃材料）						
	窓 お よ び 入 口	前記用途のうち①, ③, ④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）					
前記用途のうち②, ⑤, ⑥（防火設備の設置）							
前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）							
事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）							

	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満			
給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消火設備	その他の製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (船舶給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第3項第2号・省令第26条の2]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造					
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物					
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)					
上記以外で屋内給油取扱所の定義①([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])>1/3						
屋内給油取扱所の定義②([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの						
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備・給油配管および先端部に接続するホース機器・給油タンク車)						
空地	給油空地	船舶に直接給油するための空地の基準				
		漏れた危険物の空地外への流出防止措置(貯留設備またはその他の措置)				
		流出した危険物の応急措置(回収等の設備)				
	注油空地	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)				
		漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)				
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	貯留設備に收容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を收容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
	標識・掲示板					
	専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止				
専用タンク・廃油タンク等の基準						
廃油タンク等の容量制限						
通気管・安全装置						
通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)						
危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等の構造	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限(給油ホースを除く)					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
		最大吐出量の制限				
		固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				

ポンプ機器の構造	油中ポンプ	電動機の構造	固定子冷却構造（運転時）					
			電動機内空気滞留防止構造					
		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）						
		締切運転時の温度上昇防止措置						
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）						
	ポンプ設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合	地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）					
	ホース機器の構造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）						
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造						
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置								
給油ホース等が地盤面に接触しない構造								
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）								
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）								
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）								
配管		金属製						
	水圧試験により漏えい等がないもの							
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）								
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）								
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）								
固定給油設備等の位置	隔離距離	道路境界線からの間隔						
		敷地境界線からの間隔						
		建物の壁からの間隔						
		固定給油設備と固定注油設備との間隔						
	場隔離を要しない	右記のポンプ室ポンプ機器設置	壁（耐火構造）					
			柱（耐火構造）					
			床（耐火構造）					

		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
	出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
		給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止			
	ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
給油設備が固定給油設備	地下式	ホース機器を設置する箱の防水措置			
		危険物の緊急移送停止装置（ポンプ機器とホース機器を分離して設置するものに限る。）			
給油設備が給油配管および先端に接続するホース機器	給油配管	先端弁の設置			
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合（防水措置）			
	ホース機器	漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造			
		ホース先端の静電気を除去する装置			
	危険物の緊急移送停止装置				
給油設備が給油タンク車	危険物の指定（引火点40度以上の第4類に限定）				
	給油ホースの先端部に給油口に緊結できる結合金具				
	給油ホース引張力による給油ホースからの危険物漏れ防止措置				
	給油取扱所に接地電極設置				
	給油タンク車の転落防止措置				
配管（専用タンクの配管以外）	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止		
腐食防止塗装					

	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
	地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)				
		重量保護措置				
	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	下	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
埋設方法						
屋 内 給 油 取 扱 所 の 用 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	用 途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
	面積制限 (上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下					
	壁 (耐火構造)					
	柱 (耐火構造)					
	床 (耐火構造)					
	はり (耐火構造)					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根 (耐火構造・上部に上階がない場合, 不燃材料で造ることができる)					
窓 お よ び 出 入 口	前記用途のうち①, ③, ④ (防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)					
	前記用途のうち②, ⑤, ⑥ (防火設備の設置)					
	窓または出入口にガラスを用いる場合, 網入りガラス					

		前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に入出口の禁止）				
		事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
	表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）					
	一面開放と	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置		
				事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）		
			事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）			
		自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）				
	開放措置	注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止				
通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）						
前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）						
自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）						
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）						

電気設備					
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
		道路境界線から2メートル以上			
危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
尿素	給油に支障がない位置				
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	自動車等の衝突防止措置				
急速充電設備の基準	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対象火気省令第9号の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
	雨水等の浸入防止措置				
	分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					
備	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (鉄道給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第3項第3号・省令第27条]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3					
	上記割合 1/3 超え 2/3 以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備・給油配管および先端部に接続するホース機器)						
空地	給油空地	鉄道または軌道によって運航する車両に直接給油するための空地の基準				
		漏れた危険物の空地外への流出防止措置 (貯留設備またはその他の措置)				
	注油空地	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)				
		漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
固定給油設備等	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限 (給油ホースを除く)					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
ポンプ機器の構造	油中ポンプ機器	最大吐出量の制限				
		電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
			固定子冷却構造 (運転時)			
			電動機内空気滞留防止構造			
		電線 (危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護)				

		締切運転時の温度上昇防止措置			
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
ホ ー ス 機 器 の 構 造		給油ホース等の材質および性能（J I S K 6 3 4 3「送油用ゴムホース」1種）			
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置			
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造			
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）			
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）			
		給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）			
配 管		金属製			
		水圧試験により漏えい等がないもの			
		難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）			
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	右記 のボ ンプ 室に ポン プ機 器を 設置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			

		出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備				
			給油空地に面すること。				
			窓の設置禁止				
			ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置						
	ホース機器の引出口の高さ・長さ						
	緊急移送停止装置						
給油設備が固定給油設備	地下式	ホース機器を設置する箱の防水措置					
		危険物の緊急移送停止装置(ポンプ機器とホース機器を分離して設置するものに限る)					
給油設備が給油配管および先端に接続するホース機器	給油配管	先端弁の設置					
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合(防水措置)					
	ホース機器	漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造					
		ホース先端の静電気を除去する装置					
	危険物の緊急移送停止装置						
配管(専用タンクの配管以外)	十分な強度有すること。						
	水圧試験						
	危険物により劣化しないこと。						
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)						
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)						
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止				
			腐食防止塗装				
	地上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
	地下	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
重量保護措置							
外面の防食措置		金属製配管塗覆装					
		コーティング					

			電気防食				
	強化プラスチック製		設置場所・危険物の種類				
			材質・口径				
			接続方法				
			埋設方法				
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場					
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所					
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場					
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場					
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所					
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)					
			面積制限(上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下				
	構造等	構	壁(耐火構造または不燃材料)				
			柱(耐火構造または不燃材料)				
			床(耐火構造または不燃材料)				
		造	はり(耐火構造または不燃材料)				
			屋根(耐火構造または不燃材料)				
			窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)							
物			前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)				
			事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造					
		適当な傾斜・貯留設備					
			採光・照明設備・換気設備				
			強制排出設備(可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)				
電気設備							

附	蒸気洗淨機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離				
		道路境界線から2メートル以上				
危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造						
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上				
		道路境界線から4メートル以上				
常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）						
尿素	給油に支障がない位置					
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
		堅固な基礎の上に固定				
急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
	自動車等の衝突防止措置					
電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）						
対象火気省令第3条第9号の基準	対象火気省令第3条第9号の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
		堅固に床、壁、支柱等に固定				
		雨水等の浸入防止措置				
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
給油に支障があると認められる設備の設置禁止						
消火設備	その他の製造所等に係る消火設備					
	電気設備					
警報設備						

避難設備			
危険物保安監督者			
手数料			
特記事項			

審査表 (鉄道給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第3項第3号・省令第27条]

審査事項		審査区分		書面		現地調査	
				中間	完成	中間	完成
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造						
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物						
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)						
上記以外で屋内給油取扱所の定義①([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])≥1/3							
屋内給油取扱所の定義②([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの							
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備・給油配管および先端部に接続するホース機器)							
空地	給油空地	鉄道または軌道によって運航する車両に直接給油するための空地の基準					
		漏れた危険物の空地外への流出防止措置(貯留設備またはその他の措置)					
	注油空地	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
		漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
	舗装の基準						
	可燃性蒸気滞留防止措置						
地	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)						
標識・掲示板							
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止						
	専用タンク・廃油タンク等の基準						
	廃油タンク等の容量制限						
	通気管・安全装置						
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)						
	危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等の構造	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限(給油ホースを除く)						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
電動機の構造		固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納					
	固定子冷却構造(運転時)						

		電動機内空気滞留防止構造				
		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
		締切運転時の温度上昇防止措置				
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）				
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
ホ ー ス 機 器 の 構 造		給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造				
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）				
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）				
		給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）				
	配 管		金属製			
			水圧試験により漏えい等がないもの			
			難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）			
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）				
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離 隔 を 要 し な い 場 合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				

			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること。			
			窓の設置禁止			
			ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂式の 固定給油 設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
給油設備 固定給油 設備	地下式	ホース機器を設置する箱の防水措置				
		危険物の緊急移送停止装置（ポンプ機器とホース機器を分離して設置するものに限る。）				
給油設備 給油配管 および 先端に 接続する ホース 機器	給油配管	先端弁の設置				
		先端部を地盤面下の箱に設ける場合（防水措置）				
	ホース 機器	漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造				
		ホース先端の静電気を除去する装置				
	危険物の緊急移送停止装置					
配管 （専用 タンク の配 管 以外）	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地上	外面の 防食 措置	地盤面上接地禁止			
腐食防止塗装						
支 持 物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面の 防食 措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				

		電気防食				
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
屋内給油取扱所の用に供する部分の建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
		面積制限(上記用途のうち①の2, ②, ③で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計)300平方メートル以下				
		壁(耐火構造)				
		柱(耐火構造)				
		床(耐火構造)				
		はり(耐火構造)				
		開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
		屋根(耐火構造・上部に上階がない場合, 不燃材料で造ることができる)				
	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)				
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)				
		窓または出入口にガラスを用いる場合, 網入りガラス				
	前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)					
	事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)					
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備(可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)					

上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置				
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造				
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
	前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
	屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
	上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）				
電気設備					
附随設備	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）				
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
			道路境界線から4メートル以上		
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
尿素水溶液供給機	給油に支障がない位置				
	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対象火気省令の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
堅固に床、壁、支柱等に固定					

		雨水等の浸入防止措置			
		分離型のもは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）			
	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警 報 設 備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第3項第4号・省令第27条の3]

(自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス等充填設備設置 (屋外)))

[政令第17条第3項第6号・省令第28条第4項]

審査事項	審査区分	書面	現地調査		
			中間	完成	
充填ガスの限定 (圧縮天然ガス・液化石油ガス)					
高压ガス保安法の許可					
	省令第27条の3第8項適用				
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3				
	上記割合1/3	道路に1面以上面する			
	超え2/3	上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)			
	以下	上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)			
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状			
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)					
空地	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)				
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)				
	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合、固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置				
標識・掲示板					
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)				
	専用タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
	簡易タンク	簡易タンクの基準			
		容量および設置個数の制限			
固定給油設備への接続に限定					

固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）								
固定給油設備の構造等	先端弁の設置							
	給油ホース等の長さ制限							
	ホース先端の静電気を除去する装置							
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限						
		油中	電動機 の 構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
				固定子冷却構造（運転時）				
				電動機内空気滞留防止構造				
		ポ	ン	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
				締切運転時の温度上昇防止措置				
		プ	機	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
				設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
					地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		器	の	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるビット内に設置）				
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）							
	等	ホ	ー	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造								
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置								
機		器	給油ホース等が地盤面に接触しない構造					
			注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）					
			過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）					
			給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）					
構	配 管	金属製						
		水圧試験により漏えい等がないもの						
造	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
	可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							

給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を供する場合	軽油を取り扱うもの							
	ガンリン等を取り扱うもの	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
				開放状態で定めるもの	脱落時停止制御装置			
			緊急離脱カプラー					
	満量停止制御装置							
	給油の定量制御装置							
	転倒時の危険物漏えい拡散防止措置							
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）								
固定給油設備等の位置	距離	離	道路境界線からの間隔					
		隔	敷地境界線からの間隔					
		距	建物の壁からの間隔					
		離	固定給油設備と固定注油設備との間隔					
油設備の位置	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）					
			柱（耐火構造）					
			床（耐火構造）					
			はり（耐火構造）					
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）					
			出入口	自動閉鎖の特定防火設備				
		給油空地に面すること。						
窓の設置禁止								
合		ポンプ機器が油中ポンプ設備						
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置							
	ホース機器の引出口の高さ・長さ							
	緊急移送停止装置							
用途	用	① 給油または詰替えのための作業場						
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所						
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場						

建	④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
	⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
	⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
面積制限(上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下					
築	構	壁(耐火構造または不燃材料)			
		柱(耐火構造または不燃材料)			
		床(耐火構造または不燃材料)			
	造	はり(耐火構造または不燃材料)			
		屋根(耐火構造または不燃材料)			
		窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)		
前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)					
物	前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)				
	事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁(開口部禁止)				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備(可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)				
電気設備					
圧縮天然ガス等	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置(不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと)			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機(固定給油設備からの離隔距離)					
ガスの点検設備等	自動車等の点検設備	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
	危険物の漏れ, あふれまたは飛散を防止することができる構造				

充 填 設 備	混 合 燃 料 油 調 合 器	離 隔 距 離	建築物から1メートル以上				
			道路境界線から4メートル以上				
		常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置 (蓄圧圧送式該当)					
備 設 置	尿 素	給油に支障がない位置					
	水 溶 液 供 給 機	給 油 空 地 内 に 設 置 す る 場 合	自動車等の衝突防止措置				
堅固な基礎の上に固定							
給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	急 速 充 電	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		自動車等の衝突防止措置					
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）						
	電 気 設 備 の 基 準	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。） の筐体（不燃性の金属材料）				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
雨水等の浸入防止措置							
分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない							
その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）							
自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満							
圧 縮 天 然 ガ ス タ ン ク の 設 備	圧 縮 機	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
		運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）					
		逆止弁（吐出側直近の配管に設置）					
		自動車等の衝突防止措置					
	貯蔵設備		給油空地および注油空地以外の場所に設置				
			専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）				
	デ イ ス タ ン ク	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
	ペ ン サ ー	充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）				
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱ケーブルの設置）				
ド		自動車等の衝突防止措置					

ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)			
	漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接(接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)				
	緊急停止装置(ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給)				
液化機	圧縮機	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		運転自動停止装置(ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合)			
	自動車等の衝突防止措置				
貯蔵設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
	専用タンク等の注入口からの離隔距離(地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く)				
ディスペンサー	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	充填ホース	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造(内部弁の設置)			
		著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置(緊急離脱カブラーの設置)			
自動車等の衝突防止措置					
ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)			
	漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接(接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)				
	緊急停止装置(貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給)				
受入設備	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	自動車等の衝突防止措置				
充填ポンプ機器	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
	ガスの吐出圧力の上昇防止措置				
	自動車等の衝突防止措置				
防火設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
	起動装置の設置(火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所)				

防火設備から放出された水が給油空地等，ポンプ室等，専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）				
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等，防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）				
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置				
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置				
危険物の供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消火設備	その他の製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第3項第4号・省令第27条の4]

(自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス等充填設備設置 (屋内)))

[政令第17条第3項第6号・省令第28条第4項]

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
充填ガスの限定 (圧縮天然ガス・液化石油ガス)				
高压ガス保安法の許可 省令第27条の3第8項適用				
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造			
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物			
	自動火災報知設備等 (屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)			
上記以外で屋内給油取扱所の定義① ([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積] ÷ [敷地面積-1階事務所等の面積]) > 1/3				
屋内給油取扱所の定義② ([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積] ÷ [敷地面積-1階事務所等の面積]) が 1/3 を超え 2/3 以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)				
空	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)			
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)			
	舗装の基準			
	可燃性蒸気滞留防止措置			
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)			
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)			
地	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合、固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置			
標識・掲示板				
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止			
	専用タンク・廃油タンク等の基準			
	廃油タンク等の容量制限			
	通気管・安全装置			
	通気管の先端位置 (屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)			
	危険物の過剰注入防止装置			

固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）								
固 定 給 油 機 器 の 構 造 等 機 器 の 構 造	先端弁の設置							
	給油ホース等の長さ制限							
	ホース先端の静電気を除去する装置							
	ポ ン プ 機 器 の 構 造	最大吐出量の制限						
		油 中 機 器	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
				固定子冷却構造（運転時）				
				電動機内空気滞留防止構造				
		ポ ン プ 機 器	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）					
			締切運転時の温度上昇防止措置					
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）					
		設 置 方 法 機 器	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）							
	ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）						
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造						
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置						
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）						
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）						
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）								
配 管	金属製							
	水圧試験により漏えい等がないもの							
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）								
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）								

空地 給油 および 圧縮天然 ガスの 充填場所 を共有する 場合	軽油を取り扱うもの								
	ガソリン 等を 取り扱う もの	給油 ノズ ル	手動 開閉 装置	開放状態で固定しないもの					
				開放 状態で 定める もの	脱落時停止制御装置				
					緊急離脱カプラー				
			満量停止制御装置						
			給油の定量制御装置						
転倒時の危険物漏えい拡散防止措置									
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）									
固定 給油 設備 等の 位置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔							
		敷地境界線からの間隔							
		建物の壁からの間隔							
		固定給油設備と固定注油設備との間隔							
油 設 備 等 の 位 置	離 隔 を 要 し な い 場 合	右記 の ポン プ 室 に ポン プ 機 器 を 設 置	壁（耐火構造）						
			柱（耐火構造）						
			床（耐火構造）						
			はり（耐火構造）						
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）						
			出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備					
		給油空地に面すること。							
窓の設置禁止									
ポンプ機器が油中ポンプ設備									
懸垂 式の 固定 給油 設備 等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置								
	ホース機器の引出口の高さ・長さ								
	緊急移送停止装置								
屋 内	給油取扱所の用に供する部分の上部に上階の禁止								
	用 途	① 給油または詰替えのための作業場							
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所							

給油取扱所の用に供する部分の建築物	③ 自動車等の点検・整備を行う作業場					
	④ 自動車等の洗浄を行う作業場					
	⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所					
	⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)					
	面積制限(上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下					
	壁(耐火構造)					
	床(耐火構造)					
	はり(耐火構造)					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根(耐火構造・上部に上階がない場合, 不燃材料で造ることができる)					
	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)				
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)				
		窓または出入口にガラスを用いる場合, 網入りガラス				
	前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)					
事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)						
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁(開口部禁止)					
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備(可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)					
給油取扱所の開放性	二面開放の空地の基準	1階の二方は, 自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③, ④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上, 奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり, 避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
表示する文字(文字色は黄色, 文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上)						
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴, くぼみ等を設けない						

上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置				
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造				
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）			
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）			
前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合					
屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）					
上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）					
電気設備					
圧縮天然ガス等充填設備	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
		道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上			
		常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）			
尿素					
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				

給油取扱	対象火気省令の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
		堅固に床、壁、支柱等に固定				
		雨水等の浸入防止措置				
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
所の業務を行うにたい必要設備	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和が指定数量未満					
	圧縮機	圧縮	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
			運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）			
		逆止弁（吐出側直近の配管に設置）				
		自動車等の衝突防止措置				
	貯蔵設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）				
	ディスプレイ	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
		充填ホース	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カブラーの設置）			
	自動車等の衝突防止措置					
	ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）			
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所（接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）				
		緊急停止装置（ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からディスプレイへのガス供給）				
	液体化石油	圧縮機	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
			運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）			
			自動車等の衝突防止措置			
		貯蔵設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）						
ディスプレイ		設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
	自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所					

ガ ス ス タ ン ク の 防 火 設 備	ペ ン サ ー	充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カプラーの設置）			
		自動車等の衝突防止措置				
	ガ ス 配 管	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）			
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）				
		緊急停止装置（貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給）				
	受 入 設 備	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
		自動車等の衝突防止措置				
	充 填 用 ポ ンプ 機 器	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		ガスの吐出圧力の上昇防止措置				
		自動車等の衝突防止措置				
	防 火 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）				
防火設備から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等、防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置						
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置						
危険物の供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）						
給油に支障があると認められる設備の設置禁止						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	電気設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
避難設備						
危険物保安監督者						

手数料			
特記事項			

審査表 (圧縮水素充填設備設置給油取扱所)

[政令第17条第3項第5号、省令第27条の5]

(自家用給油取扱所(圧縮水素充填設備設置))

[政令第17条第3項第6号、省令第28条第5項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
高圧ガス保安法の許可					
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3				
	割合 1/3 超え 2/3 以下	道路に1面以上面する			
		上屋と事務所等の水平・垂直距離(0.2m以上)			
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離(1m以上)			
	可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)					
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)				
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)				
	貯留設備に收容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を收容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)				
	圧縮水素充填場所を共有する場合、固定給油設備または自動車等から漏れたガソリン等が圧縮水素充填場所に流れ込まない措置				
標識・掲示板					
専用タンク等	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等以外の禁止(防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)				
	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
	簡易タンク	簡易タンクの基準			
容量および設置個数の制限					
固定給油設備への接続に限定					
固定給油設備等に接続する配管(専用タンクまたは簡易タンク(固定注油設備を除く)からに限定)					
	先端弁の設置				
	給油ホース等の長さ制限				

固 定 給 油 構 造	ホース先端の静電気を除去する装置							
	ポ ン プ 機 器 の 構 造	最大吐出量の制限						
		油 中 機 器	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
				固定子冷却構造（運転時）				
				電動機内空気滞留防止構造				
	ポ ン プ 機 器	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）						
		締切運転時の温度上昇防止措置						
	プ ン プ 機 器	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）						
		設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合					
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）								
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）							
設 備 の 構 造	ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）						
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造						
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置						
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）							
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）							
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							
配 管	金属製							
	水圧試験により漏えい等がないもの							
の	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
	可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							
	軽油のみを取り扱う							
構 造	デ ィ ペ ン サ ー お よ び ガ ソ リ ン 等 を 取 り 扱 う 場 合	給 油 ノ ズ ル	手 動 開 閉 装 置	開放状態で固定しないもの				
				開放状態で定まるもの	脱落時停止制御装置			
				緊急離脱カブラー				
			満量停止制御装置					

			給油の定量制御装置			
			転倒時危険物漏えい拡散防止措置			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固定給油設備等の位置	隔離距離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
	隔離を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
				柱（耐火構造）		
			床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）			
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
			出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
給油空地に面すること。						
窓の設置禁止						
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
	⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）					
面積制限（上記用途のうち②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下						

造	構	壁（耐火構造または不燃材料）				
		柱（耐火構造または不燃材料）				
		床（耐火構造または不燃材料）				
		はり（耐火構造または不燃材料）				
		屋根（耐火構造または不燃材料）				
	等	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
			前記用途のうち②, ⑤, ⑥（防火設備の設置）			
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
塀	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
電気設備						
圧縮機	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
水素	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
充填器	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
		常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				

設 備 設 置 給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	尿素	給油に支障がない位置					
	水溶 液供 給機	給油 空地 内に 設置 する 場合	自動車等の衝突防止措置				
			堅固な基礎の上に固定				
	急 速 充 電 設 備 の 基 準	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置(急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。)					
		対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備(分離型のものの充電ポストは除く。)の筐体(不燃性の金属材料)				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
	雨水等の浸入防止措置						
	分離型のもは、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しない						
	その他(対象火気省令第16条第9号に定める措置)						
	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
	危 険 物 か ら 必 要 な 設 備	屋 外 に 設 け た 危 険 物 を 取 り 扱 う 設 備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
			地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
			第4類非水溶性危険物(貯留設備に油分離装置)				
		危険物を取り扱う機械器具その他の設備(漏れ・あふれ・飛散防止構造)					
		危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備(温度測定装置)					
		加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
		危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備(圧力計・安全装置)					
静電気が発生するおそれのある設備(静電気除去装置)							
配 水 素 管	地 上	外 面 の 防 食 措 置	十分な強度有すること。				
			水圧試験				
			危険物により劣化しないこと。				
			熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)				
			加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)				
		地盤面上接地禁止					
		腐食防止塗装					

製 造 す る 改 質 装 置 圧 縮 水 素 ス タ ン ド	地	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に 対し安全な構造						
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリ ート等)						
		接 合 部 の 漏 え い 点 検 査 措 置 (溶接等の接合は 除く)	重量保護措置						
			外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装					
		コーティング							
		電気防食							
		下	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類					
				材質・口径					
				接続方法					
				埋設方法					
	質	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障な い位置)							
		自動車衝突のおそれのない屋外に設置							
		改質原料および水素漏えい時の運転自動停止装置							
		ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)							
		危険物の取扱量(指定数量の10倍未満)							
装 置	改 質 装 置 (上 記 の も を 除 く)	自動車衝突のおそれのない屋外に設置							
		改質原料および水素漏えい時の自動運転停止装置							
		ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措 置)							
	液化水素の貯槽(自動車等の衝突防止措置)								
	液化水素昇圧ポンプ(自動車等の衝突防止措置)								
	送ガス蒸発器(自動車等の衝突防止措置)								
	圧 縮 機	運転自動停止装置(ガスの吐出圧力が最大常用圧力 を超えた場合)							
逆止弁(吐出側直近の配管に設置)									
自動車等の衝突防止措置									
蓄 圧 器	蓄圧器(自動車等の衝突防止措置)								

	デ イ ス ペ ン サ ー	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
		充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）				
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カプラーの設置）				
		自動車等の衝突防止措置					
		自動車等の衝突を検知し、運転を自動停止する構造					
	液 化 水 素 配 管 お よ び ガ ス 配 管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）				
		配管から火災が発生した場合、給油空地等および専用タンク等の注入口への延焼防止措置					
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）					
		緊急停止装置（蓄圧器からディスペンサーへのガス供給）					
	液 化 水 素 等 の 受 入 設 備	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所							
自動車等の衝突防止措置							
防 火 ・ 温 度 上 昇 防 止 装 置	給油空地および注油空地以外の場所に設置						
	起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）						
改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器と給油空地、注油空地、専用タンク等の注入口の間に障壁の設置							
防火設備または温度上昇防止装置から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）							
専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止する措置（排水溝の設置）							
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置							
簡易タンクに圧縮水素スタンドからの火災による延焼防止措置							
液化水素の貯槽を設ける場合、固定給油設備または固定注油設備からの火災による延焼防止措置							
危険物の供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）							
給油に支障があると認められる設備の設置禁止							
消 火 設 備	その他の製造所等に係る消火設備						
	電気設備						

警報設備			
避難設備			
危険物保安監督者			
手数料			
特記事項			

審査表 (自家用給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第3項第6号・省令第28条第3項]

審査事項		審査区分		書面	現地調査	
					中間	完成
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3					
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準					
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク等	専用タンク・簡易タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
容量および設置個数の制限						
固定給油設備への接続に限定						
固定給油設備等に接続する配管 (専用タンクまたは簡易タンク (固定注油設備を除く) からに限定)						
固定ポンプ	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
	ポンプ	最大吐出量の制限				
		油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
固定子冷却構造 (運転時)						

給油設備の構造	機器	ポン	電動機内空気滞留防止構造				
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
		ン	締切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
		プ	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
				地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）			
		造	器	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
		備等機器の構造	ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
				給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							
給油ホース等が地盤面に接触しない構造							
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）							
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）							
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							
構 造	配 管	金属製					
		水圧試験により漏えい等がないもの					
	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）						
	可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）						
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）							
固定給油設備の位置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔					
		敷地境界線からの間隔					
		建物の壁からの間隔					
		固定給油設備と固定注油設備との間隔					
備等 の 位 置	離 隔 を 要 し な い 場 合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）					
		床（耐火構造）					
		はり（耐火構造）					

		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
	出入口	自動閉鎖の特定防火設備				
		給油空地に面すること。				
		窓の設置禁止				
		ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
建	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
築	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
	構造	壁（耐火構造または不燃材料）				
		柱（耐火構造または不燃材料）				
		床（耐火構造または不燃材料）				
	造	はり（耐火構造または不燃材料）				
		屋根（耐火構造または不燃材料）				
	等	窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
			前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）			
	物	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
		事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・(犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポンプ室その他危	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				

消 火 設 備	その他の製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (自家用給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第3項第6号・省令第28条第3項]

審査事項		審査区分		書面		現地調査	
				中間	完成	中間	完成
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造						
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物						
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)						
上記以外で屋内給油取扱所の定義①(〔上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積-1階事務所等の面積〕) > 1/3							
屋内給油取扱所の定義②(〔上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積-1階事務所等の面積〕)が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの							
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)							
空	給油空地の基準						
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)						
	舗装の基準						
	可燃性蒸気滞留防止措置						
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)						
	地	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板							
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止						
	専用タンク・廃油タンク等の基準						
	廃油タンク等の容量制限						
	通気管・安全装置						
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)						
	危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等に接続する配管(専用タンクからに限定)							
固定給油設備等の構造	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
電動機の構造		固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納					
			固定子冷却構造(運転時)				

		電動機内空気滞留防止構造				
		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
		締切運転時の温度上昇防止措置				
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）				
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
ホ ー ス 機 器 の 構 造		給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造				
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）				
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）				
		給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）				
	配 管		金属製			
			水圧試験により漏えい等がないもの			
			難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）			
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）				
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離 隔 を 要 し な い 場 合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				

		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
	出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
		給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止			
		ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
屋内給油取扱所の用に供する部分の建築	用途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)			
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
	壁（耐火構造）				
	柱（耐火構造）				
	床（耐火構造）				
	はり（耐火構造）				
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
	屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）				
窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
	前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）				
	窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス				
前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				

ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造					
		適当な傾斜・貯留設備					
	採光・照明設備・換気設備						
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）						
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない					
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有				
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地				
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示				
	表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）						
	一面開放	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置			
			事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）				
			事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）				
		自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）					
	注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止						
通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）							
前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）							
自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）							
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない							
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置						
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造						
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を1.5平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）					
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）					
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）					
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合					
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）					
		上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）					
電気設備							

附	蒸気洗淨機	固定給油設備からの離隔距離					
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）					
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置					
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）							
随	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離				
			道路境界線から2メートル以上				
		危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上					
		道路境界線から4メートル以上					
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧送式該当）						
尿素	給油に支障がない位置						
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置					
		堅固な基礎の上に固定					
設	急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
	対象火気省令の基準	対象	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
			雨水等の浸入防止措置				
分離型の場合は、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない							
その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）							
備	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
給油に支障があると認められる設備の設置禁止							
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
	消火困難な製造所等に係る消火設備						
	電気設備						

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (メタノール等およびエタノール等の給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第4項・省令第28条の2]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3				
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する			
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)			
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)			
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状			
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)					
空地	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)				
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)				
標識・掲示板					
専用タンク	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)				
	専用タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
	簡易タンク	簡易タンクの基準			
容量および設置個数の制限					
固定給油設備への接続に限定					
取り扱う危険物による基準等	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置 (二重殻タンクを除く)			
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置		
		周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置			
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止				
	簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置				
	メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置			
漏れ防止構造の専用タンクの禁止					

		エタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）						
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）						
	固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）								
固定給油設備の構造	固	先端弁の設置							
		給油ホース等の長さ制限							
		ホース先端の静電気を除去する装置							
	定給油設備の構造	ポ	最大吐出量の制限						
			ン 中	油	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
					固定子冷却構造（運転時）				
					電動機内空気滞留防止構造				
		ポ	ン	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）					
				締切運転時の温度上昇防止措置					
		プ	機	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）					
				設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
					地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		器	造	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）					
				ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）					
		等 機 器 の 構 造	ホ ー ス	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）					
給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造									
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置									
給油ホース等が地盤面に接触しない構造									
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）									
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）									
給油ノズルの滴量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）									
構 管	配	金属製							
		水圧試験により漏れ等がないもの							
造	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）								
	可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）								

固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）							
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔					
		敷地境界線からの間隔					
		建物の壁からの間隔					
		固定給油設備と固定注油設備との間隔					
油 設 備 等 の 位 置	離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置	壁（耐火構造）				
			柱（耐火構造）				
			床（耐火構造）				
			はり（耐火構造）				
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
			出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備			
				給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止					
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備						
懸垂 式 の 固 定 給 油 設 備 等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置						
	ホース機器の引出口の高さ・長さ						
	緊急移送停止装置						
建 築 物	用 途	① 給油または詰替えのための作業場					
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所					
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場					
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場					
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所					
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)					
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下						
構 造 等	構 造	壁（耐火構造または不燃材料）					
		柱（耐火構造または不燃材料）					
		床（耐火構造または不燃材料）					
		はり（耐火構造または不燃材料）					

		屋根（耐火構造または不燃材料）				
	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥（防火設備の設置）				
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
電気設備						
附設	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）					
尿素	給油に支障がない位置					
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
		堅固な基礎の上に固定				
急速	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	速	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				

充 電 設 備	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対 象 火 気	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床，壁，支柱等に固定			
	省 令 の 基 準	雨水等の浸入防止措置			
	分離型のもは，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (メタノール等およびエタノール等の給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の2]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造					
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物					
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)					
上記以外で屋内給油取扱所の定義①(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕) > 1/3						
屋内給油取扱所の定義②(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕)が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの						
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)					
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	用	廃油タンク等の容量制限				
		通気管・安全装置				
		通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)				
タ	危険物の過剰注入防止装置					
	ンク	取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置(二重殻タンクを除く)		
注入口			弁の設置			
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置			
メタノールを有するもの		漏れ防止構造の専用タンクの禁止				
等	メタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置				
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止				

		エタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）			
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）			
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）						
固定給油設備等の構造	先端弁の設置					
		給油ホース等の長さ制限				
		ホース先端の静電気を除去する装置				
	ポンプ機器の構造	ポ	最大吐出量の制限			
		油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
				固定子冷却構造（運転時）		
				電動機内空気滞留防止構造		
		ポ	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）			
			締切運転時の温度上昇防止措置			
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
		プ	設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合		
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）		
				地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）		
	器		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
	ホース機器の構造	ホース	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
			給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造			
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造				
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）				
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）				
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）						
配管	金属製					
	水圧試験により漏れ等がないもの					
造	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）					

		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備		
		給油空地に面すること。			
	窓の設置禁止				
合		ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂 式 の 固 定 給 油 設 備 等		ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置			
		ホース機器の引出口の高さ・長さ			
		緊急移送停止装置			
屋 内 給 油 取 扱 所 の 用 途 に 供 す る	用 途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)			
		面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下			
		壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			

部 分 の 建 築 物	床（耐火構造）					
	はり（耐火構造）					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）					
	窓 お よ び 出 入 口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）				
		窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス				
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
	塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）						
ポン プ 室 そ の 他 危 険 物 を 取 り 扱 う 室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給 油 取 扱 所 の 開 放 措 置	二 面 開 放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通 風 お よ び 避 難 の た め の 空 地 の 基 準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
	表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）					
一 面 開 放 と す る 措 置	前 記 用 途 の う ち ① の 部 分 か ら の 避 難 経 路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置			
			事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）			
		事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）				
	自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）					
	注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止					
通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）						
前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）						
自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）						

可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部 に 上 階 を 有 す る 場 合 の 措 置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注 入 口 の 周 圍	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
上 階 の 延 焼 防 止 対 策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）					
	前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合					
	屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）					
	上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）					
電気設備						
附 随 設 備	蒸 気 洗 浄 機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
	自 動 車 等 の 点 検 設 備 等	離 隔 距 離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
	混 合 燃 料 油 調 合 器	離 隔 距 離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）					
尿 素	給油に支障がない位置					
水 溶 液 供 給 機	給 油 空 地 内 に 設 置 す る 場 合	自動車等の衝突防止措置				
		堅固な基礎の上に固定				
急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
	自動車等の衝突防止措置					
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					

	対象 火気 省令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。） の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床，壁，支柱等に固定			
		雨水等の浸入防止措置			
		分離型の場合は，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）			
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警 報 設 備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (メタノール等およびエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置
給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

(メタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス
等充填設備設置 (屋外))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
充填ガスの限定 (圧縮天然ガス・液化石油ガス)				
高压ガス保安法の許可				
	省令第27条の3第8項適用			
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3			
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する		
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)		
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)		
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状		
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)				
空	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)			
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)			
	舗装の基準			
	可燃性蒸気滞留防止措置			
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)			
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合, 雨水等が分離され, 排出する措置)			
地	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合, 固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置			
標識・掲示板				
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)			
	専用タンク・廃油タンク等の基準			
	廃油タンク等の容量制限			
	簡易タンク	簡易タンクの基準		
	容量および設置個数の制限			
	固定給油設備への接続に限定			

取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置（二重殻タンクを除く）						
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置					
	周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置							
	メタノール	漏れ防止構造の専用タンクの禁止						
		簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置						
	メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置						
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止						
	エタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）						
漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）								
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）								
固定給油設備等の構造	先端弁の設置							
		給油ホース等の長さ制限						
		ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限						
			電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
				固定子冷却構造（運転時）				
		電動機内空気滞留防止構造						
		電線	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）					
			締切運転時の温度上昇防止措置					
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）					
		設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合					
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）						
ホース機器の構造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）							
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造							
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造							

		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）					
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）					
		給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）					
配管	配	金属製					
	管	水圧試験により漏えい等がないもの					
		難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）					
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）					
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合			軽油を取り扱うもの				
	ガソリン等を取り扱うもの	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの			
				開放状態で定するもの	脱落時停止制御装置		
					緊急離脱カプラー		
			満量停止制御装置				
			給油の定量制御装置				
			転倒時の危険物漏えい拡散防止措置				
		固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
固定給油設備等の位置	距離	離隔	道路境界線からの間隔				
		距離	敷地境界線からの間隔				
		距離	建物の壁からの間隔				
		距離	固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離隔を要しない場合	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
			柱（耐火構造）				
			床（耐火構造）				
			はり（耐火構造）				
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
	出入口	出入口	自動閉鎖の特定防火設備				
出入口		給油空地に面すること。					
		窓の設置禁止					

		ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)			
	面積制限(上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下				
	構造等	壁(耐火構造または不燃材料)			
		柱(耐火構造または不燃材料)			
		床(耐火構造または不燃材料)			
はり(耐火構造または不燃材料)					
屋根(耐火構造または不燃材料)					
出入口	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)			
物	前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)				
	事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁(開口部禁止)				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備(可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)				
電気設備					

充 填 設 備	蒸 気 洗 浄 機	固定給油設備からの離隔距離					
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）					
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置					
設 置 給	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
	自 動 車 等 の 点 検 設 備 等	離 隔 距 離	固定給油設備からの離隔距離				
			道路境界線から2メートル以上				
		危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
油 取 扱	混 合 燃 料 油 調 合 器	離 隔 距 離	建築物から1メートル以上				
			道路境界線から4メートル以上				
			常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧送式該当）				
所 の 業 務 を 行 う に つ い て	尿 素 水 溶 液 供 給 機	給油に支障がない位置					
		給 油 空 地 内 に 設 置 す る 場 合	自動車等の衝突防止措置				
			堅固な基礎の上に固定				
必 要 な 設 備	急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
		対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
		雨水等の浸入防止措置					
		分離型の場合は、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない					
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					
要 な 設 備	圧 縮 機	圧 縮	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
			運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）				
			逆止弁（吐出側直近の配管に設置）				
		自動車等の衝突防止措置					

天 然	貯 蔵 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		専用タンク等の注入口からの離隔距離(地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く)				
ガ ス ス ー	デ ィ ス ペ ン サ ー	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造(内部弁の設置)				
		著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置(緊急離脱カプラーの設置)				
	自動車等の衝突防止措置					
タ ン ク 配 管	ガ ス 配 管	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が衝突するおそれのない場所(衝突防止措置を講じた場合を除く)			
	漏れたガスが滞留するおそれのある場所(接続部を溶接(接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)					
	緊急停止装置(ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給)					
液 化 機	圧 縮 機	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		運転自動停止装置(ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合)				
		自動車等の衝突防止措置				
石 油	貯 蔵 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		専用タンク等の注入口からの離隔距離(地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く)				
ガ ス ス ー	デ ィ ス ペ ン サ ー	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造(内部弁の設置)				
		著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置(緊急離脱カプラーの設置)				
	自動車等の衝突防止措置					
ス タ ン ク 配 管	ガ ス 配 管	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が衝突するおそれのない場所(衝突防止措置を講じた場合を除く)			
	漏れたガスが滞留するおそれのある場所(接続部を溶接(接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)					
	緊急停止装置(貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給)					
ド	受 入 設 備	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			

		自動車等の衝突防止措置			
	充填 用ポ ンプ 機器	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		ガスの吐出圧力の上昇防止措置			
		自動車等の衝突防止措置			
	防火 設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）			
防火設備から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）					
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガスタンク等、防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）					
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置					
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置					
危険物の供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (メタノール等およびエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所(屋内))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

(メタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所(圧縮天然ガス等充填設備設置(屋内)))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
充填ガスの限定(圧縮天然ガス・液化石油ガス)				
高圧ガス保安法の許可				
省令第27条の3第8項適用				
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造			
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物			
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)			
上記以外で屋内給油取扱所の定義①([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])>1/3				
屋内給油取扱所の定義②([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの				
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)				
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)			
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)			
	舗装の基準			
	可燃性蒸気滞留防止措置			
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)			
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)			
	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合、固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置			
標識・掲示板				
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止			
	専用タンク・廃油タンク等の基準			
	廃油タンク等の容量制限			
	通気管・安全装置			
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)			
	危険物の過剰注入防止装置			

取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置（二重殻タンクを除く）					
		注入口	弁の設置				
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置				
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
	メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置					
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
	エタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）					
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）					
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）							
固定給油設備等の構造	先端弁の設置	給油ホース等の長さ制限					
		ホース先端の静電気を除去する装置					
		ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限				
	油中ポンプ		電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造（運転時）			
				電動機内空気滞留防止構造			
	ポンプ		電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
			縮切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
	設置方法		地下貯蔵タンク	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
				地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）			
	ホース機器		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
	ホース		給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造					
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							

機 器 の 構 造	給油ホース等が地盤面に接触しない構造					
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）					
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）					
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）					
配 管	金属製					
	水圧試験により漏えい等がないもの					
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）						
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）						
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合	軽油を取り扱うもの					
	ガソリン等を取り扱うもの	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの		
				開放状態で定めるもの	脱落時停止制御装置	
			緊急離脱カプラー			
	満量停止制御装置					
	給油の定量制御装置					
	転倒時の危険物漏えい拡散防止措置					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離 隔 を 要 し な い 場 合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
		出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備			
給油空地に面すること。						

		窓の設置禁止			
		ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
屋内給油取扱所の用途に供する部分	給油取扱所の用に供する部分の上部に上階の禁止				
	用途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)			
	面積制限(上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下				
	壁(耐火構造)				
	柱(耐火構造)				
	床(耐火構造)				
	はり(耐火構造)				
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
	屋根(耐火構造・上部に上階がない場合, 不燃材料で造ることができる)				
	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)					
窓または出入口にガラスを用いる場合, 網入りガラス					
建築物	前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)				
	事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁(開口部禁止)				

ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
	間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地					
	範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示					
	表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）					
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）						
電気設備						
圧縮天然ガス等	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
ガソリン等	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					

充 填 設 備	混 合 燃 料 油 調 合 器	離 隔 距 離	建築物から1メートル以上					
			道路境界線から4メートル以上					
			常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置 (蓄圧圧送式該当)					
備 設 置	尿 素 水 溶 液 供 給 機		給油に支障がない位置					
		給 油 空 地 内 に 設 置 す る 場 合	自動車等の衝突防止措置					
給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	急 速 充 電		対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
			給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
			自動車等の衝突防止措置					
			電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
	電 気 設 備 の 基 準	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。） の筐体（不燃性の金属材料）					
			堅固に床、壁、支柱等に固定					
		雨水等の浸入防止措置						
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない						
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）						
			自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
圧 縮 天 然 ガ ス タ ン ク の 設 備	圧 縮 機		給油空地および注油空地以外の場所に設置					
			運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）					
			逆止弁（吐出側直近の配管に設置）					
			自動車等の衝突防止措置					
	貯 蔵 設 備			給油空地および注油空地以外の場所に設置				
				専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）				
	デ イ ス ペ ン サ ー	設 置 場 所		給油空地および注油空地以外の場所				
				自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
		充 填 ホ ー ス			自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
					著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱ケーブルの設置）			
			自動車等の衝突防止措置					

ガ ス	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)			
配 管	漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接 (接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)				
	緊急停止装置(ガス導管から圧縮機および貯蔵設備 からディスペンサーへのガス供給)				
液 化	圧 縮 機	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		運転自動停止装置(ガスの吐出圧力が最大常用圧力 を超えた場合)			
	自動車等の衝突防止措置				
石 油	貯 蔵 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		専用タンク等の注入口からの離隔距離(地盤面に設置ま たは火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く)			
ガ ス 配 管	デ ィ ス ペ ン サ ー	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所		
		自動車等が給油空地および注油空地内でガ スの充填を行うことができない場所			
	充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、 ガスを供給しない構造(内部弁の設置)			
		著しく引張力が加わった場合に破断によるガス 漏れを防止する措置(緊急離脱カプラーの設置)			
自動車等の衝突防止措置					
ガ ス	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)			
配 管	漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接 (接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)				
	緊急停止装置(貯蔵設備からディスペンサーへのガ ス供給)				
タ ン ク	受 入 設 備	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所		
		自動車等が給油空地および注油空地内でガ スの充填を行うことができない場所			
	自動車等の衝突防止措置				
ン ド	充 填 用 ポ ン プ 機 器	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		ガスの吐出圧力の上昇防止措置			
		自動車等の衝突防止措置			
防 火 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
	起動装置の設置(火災その他の災害に対し、速やかに操作 できる箇所)				

防火設備から放出された水が給油空地等，ポンプ室等，専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）				
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等，防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）				
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置				
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置				
危険物の供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警 報 設 備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (メタノール等およびエタノール等の圧縮水素充填設備設置給油取扱所)

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

(メタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (圧縮水素充填設備設置))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
高圧ガス保安法の許可						
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3					
	上記割合1/3	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離(0.2m以上)				
	超え2/3	上屋と周囲に設ける塀または壁の距離(1m以上)				
	以下	可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)					
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等以外の禁止(防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)					
	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
容量および設置個数の制限						
固定給油設備への接続に限定						
取り扱う危険物による基準等	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置(二重殻タンクを除く)				
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置			
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置			
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止					

			簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置					
	メ タ ノ ー を 有 る の メ タ ノ ー を 有 る の		注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置					
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
	エ タ ノ ー を 有 る の メ タ ノ ー を 有 る の		注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）					
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）					
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）								
固 定 給 油 機 器 の 備 造 の 機 器 の 備 造	先端弁の設置							
	給油ホース等の長さ制限							
	ホース先端の静電気を除去する装置							
	ポ ン プ 機 器 の 備 造	最大吐出量の制限						
		油 中 ボ ン プ 機 器 の 備 造	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
				固定子冷却構造（運転時）				
				電動機内空気滞留防止構造				
		ボ ン プ 機 器 の 備 造	電 線	危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護				
				締切運転時の温度上昇防止措置				
		ボ ン プ 機 器 の 備 造	電 動 機	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
				設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
					地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		ボ ン プ 機 器 の 備 造	設 置 方 法	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）				
ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）								
ホ ー ス 機 器 の 備 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）							
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造							
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造							
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）							
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）							
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							

	配管	金属製			
		水圧試験により漏えい等がないもの			
		難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く）			
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）			
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
固定給油設備等の位置	隔離距離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
油設備の位置	隔離を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）		
			柱（耐火構造）		
			床（耐火構造）		
			はり（耐火構造）		
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）		
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
			給油空地に面すること。		
窓の設置禁止					
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
建築物用途	用	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)			

		面積制限（上記用途のうち②，③，⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計） 300平方メートル以下			
造	構	壁（耐火構造または不燃材料）			
		柱（耐火構造または不燃材料）			
		床（耐火構造または不燃材料）			
	造	はり（耐火構造または不燃材料）			
		屋根（耐火構造または不燃材料）			
	等	窓および出入口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）		
前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）					
		前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）			
		事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）			
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
電気設備					
圧縮水素	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
		洗車機（固定給油設備からの離隔距離）			
充填設備	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
			危険物の漏れ，あふれまたは飛散を防止することができる構造		
備置	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
			道路境界線から4メートル以上		
			常用圧力に堪える構造とし，かつ，適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）		

給油	尿素	給油に支障がない位置					
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
堅固な基礎の上に固定							
取扱所の業務を	急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置(急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。)					
	対象火気省令の基準	急速充電設備(分離型のものの充電ポストは除く。)の筐体(不燃性の金属材料)					
		堅固に床、壁、支柱等に固定					
		雨水等の浸入防止措置					
		分離型の場合は、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しない					
		その他(対象火気省令第16条第9号に定める措置)					
行うにたいして必要な設備	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
	危険物	屋外に設けた危険物を取り扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
			地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
			第4類非水溶性危険物(貯留設備に油分離装置)				
	水素を製造する装置	危険物を取り扱う機械器具その他の設備(漏れ・あふれ・飛散防止構造)					
		危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備(温度測定装置)					
		加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
		危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備(圧力計・安全装置)					
			静電気が発生するおそれのある設備(静電気除去装置)				
	配管	配	十分な強度有すること。				
水圧試験							
危険物により劣化しないこと。							
熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)							
加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)							
地上			外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
	腐食防止塗装						

		支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造					
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)					
		地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
			重量保護措置					
		外面の防食措置	金属製配管塗覆装					
			コーティング					
			電気防食					
		下	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
				材質・口径				
				接続方法				
				埋設方法				
		電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)						
		自動車衝突のおそれのない屋外に設置						
		改質原料および水素漏えい時の運転自動停止装置						
		ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)						
危険物の取扱量(指定数量の10倍未満)								
圧縮	改質装置(上記のものを除く)	自動車衝突のおそれのない屋外に設置						
		改質原料および水素漏えい時の自動運転停止装置						
		ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)						
水素	液化水素の貯槽(自動車等の衝突防止措置)							
	送ガス蒸発器(自動車等の衝突防止措置)							
स्ता機	圧縮機	運転自動停止装置(ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合)						
		逆止弁(吐出側直近の配管に設置)						
	自動車等の衝突防止措置							
ンド	蓄圧器(自動車等の衝突防止措置)							
	デイス	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所					
自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所								

	ペ ン サ ー	充填 ホー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、 ガスを供給しない構造（内部弁の設置）				
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス 漏れを防止する措置（緊急離脱カップラーの設置）				
		自動車等の衝突防止措置					
		自動車等の衝突を検知し、運転を自動停止する構造					
	液 化 水 素 配 管 お よ び ガ ス 配 管	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が衝突するおそれのない場所 （衝突防止措置を講じた場合を除く）				
		配管から火災が発生した場合、給油空地等および専用タ ンク等の注入口への延焼防止措置					
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所（接続部を溶接 （接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）					
		緊急停止装置（蓄圧器からディスペンサーへのガ ス供給）					
	液 化 水 素 等 の 受 入 設 備	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所				
自動車等が給油空地および注油空地内でガス の充填を行うことができない場所							
自動車等の衝突防止措置							
防 火 ・ 温 上 防 止 装 置	給油空地および注油空地以外の場所に設置						
	起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作で きる箇所）						
改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器と給油空地、注 油空地、専用タンク等の間に障壁の設置							
防火設備または温度上昇防止装置から放出された水が給油空地等、ポンプ室 等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）							
専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止 する措置（排水溝の設置）							
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措 置							
簡易タンクに圧縮水素スタンドからの火災による延焼防止措置							
液化水素の貯槽を設ける場合、固定給油設備または固定注油設備からの火災 による延焼防止措置							
給油に支障があると認められる設備の設置禁止							
消 火 設 備	消火困難な製造所等に係る消火設備						
	電気設備						
警報設備							
避難設備							
危険物保安監督者							
手数料							

特記事項

審査表 (メタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積 - 1階事務所等の面積】 ÷ 【敷地面積 - 1階事務所等の面積】 ≤ 1/3				
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する			
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)			
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)			
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状			
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)					
空地	給油空地の基準				
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)				
標識・掲示板					
専用	専用タンク・簡易タンク・廃油タンク等以外の禁止				
	専用タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
簡易タンク	簡易タンクの基準				
	容量および設置個数の制限				
	固定給油設備への接続に限定				
取り扱う危険物による基準等	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置 (二重殻タンクを除く)			
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置		
		周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置			
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止				
	簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置				
	メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置			
漏れ防止構造の専用タンクの禁止					

		エタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝, 切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置 (給油空地, 注油空地以外に流出しない場合は除く)				
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止 (タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く)				
	固定給油設備等に接続する配管 (専用タンクまたは簡易タンク (固定注油設備を除く) からに限定)						
固定給油設備の構造	先端弁の設置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
		油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造 (運転時)			
				電動機内空気滞留防止構造			
		ポンプ	電線 (危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護)				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
		ポンプ	電動機停止措置 (電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時)				
			設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置 (十分な強度の外装で保護された場合を除く)					
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分 (危険物の漏れが点検できるピット内に設置)					
	ポンプ	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置 (油中ポンプ機器に接続するもの)					
	ホース機器の構造	給油ホース等の材質および性能 (JIS K 6343 「送油用ゴムホース」 1種)					
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造					
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置					
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造					
		注入管の設置 (移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備 (軽油に限る。)) および固定注油設備)					
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース (移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備 (軽油に限る。)) および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの)					
給油ノズルの満量停止制御装置 (固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの)							
配管	金属製						
	水圧試験により漏れ等がないもの						
構造	難燃性を有する材料で造られた外装 (ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く)						
	可燃性蒸気流入防止構造 (火花を発生おそれのある機械器具の部分)						

固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置	壁（耐火構造）				
			柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）				
			はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
			出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備		
		給油空地に面すること。				
		窓の設置禁止				
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂 式 の 固 定 給 油 設 備 等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
建 築 物	用 途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
構 造 等	壁（耐火構造または不燃材料）					
		柱（耐火構造または不燃材料）				
			床（耐火構造または不燃材料）			
		はり（耐火構造または不燃材料）				

		屋根（耐火構造または不燃材料）			
	窓および出入口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
		前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）			
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
	事務所その他火気を使用する場所は，可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
電気設備					
附随設	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）				
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
道路境界線から2メートル以上					
危険物の漏れ，あふれまたは飛散を防止することができる構造					
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし，かつ，適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
尿素	給油に支障がない位置				
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
備	急速	対象火気省令第3条第20号に規定するもの			
		給油に支障なく，可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置			

充 電 設 備	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対象 火 気	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床，壁，支柱等に固定			
	省 令 の 基 準	雨水等の浸入防止措置			
	分離型のもは，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					

その20

審査表 (メタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第4項・省令第28条の2の3]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造					
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物					
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)					
上記以外で屋内給油取扱所の定義①(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕) > 1/3						
屋内給油取扱所の定義②(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕)が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの						
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空	給油空地の基準					
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
地	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	通気管・安全装置					
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)					
危険物の過剰注入防止装置						
取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置(二重殻タンクを除く)				
		注入口	弁の設置			
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置			
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置					
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止					

		エタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）				
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）				
	固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）						
固定給油設備の構造	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	ポ		最大吐出量の制限			
		油中	電動機構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造（運転時）			
				電動機内空気滞留防止構造			
		ポン	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
		ポンプ機器の構造	設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）				
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）						
	ホース機器の構造	ホ		給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造					
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置					
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造					
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）					
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）					
給油ノズルの滴量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							
配管	金属製						
	水圧試験により漏れ等がないもの						
造	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）						

		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）				
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
		出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備 給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止				
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
屋 内 給 油 取 扱 所 の 用 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	用 途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）				
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
壁（耐火構造）						
柱（耐火構造）						

		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
		屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）				
	窓および出入口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）				
		窓または出入口にガラスを用いる場合，網入りガラス				
		前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
		事務所その他火気を使用する場所は，可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
塀等		自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
		耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
		採光・照明設備・換気設備				
		強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は，自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③，④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上，奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり，避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
		表示する文字（文字色は黄色，文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）				
	一面開放とする措置	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置		
			事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）			
			事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）			
		自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）				
		注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止				
		通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）				
		前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				

		自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）				
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
		上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）				
電気設備						
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
随	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造					
設	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）					
尿素	給油に支障がない位置					
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
	堅固な基礎の上に固定					
備	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	速	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				

充 電 設 備	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対 象 火 気	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
	省 令 の 基 準	雨水等の浸入防止措置			
		分離型の場合は、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警 報 設 備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の5]

審査事項		審査区分		書面	現地調査	
					中間	完成
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積 - 1階事務所等の面積】 ÷ 【敷地面積 - 1階事務所等の面積】 ≤ 1/3					
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)					
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
容量および設置個数の制限						
固定給油設備への接続に限定						
固定給油設備等に接続する配管 (専用タンクまたは簡易タンク (固定注油設備を除く) からに限定)						
固定給油設備等の構造	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限				
油中ポンプ機器		電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
			固定子冷却構造 (運転時)			

			電動機内空気滞留防止構造				
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
	設		地下貯蔵タンクとフランジ接合				
	置		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
	方		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）				
	法		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）						
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造						
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置						
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）						
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）						
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）						
配 管	金属製						
	水圧試験により漏えい等がないもの						
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							
顧 客 用 固 定 給 油 設 備 の 基 準	給 油 ノ ズ ル	手 動 開 閉 装 置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
			脱落時停止制御装置				
		可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）					
	静電気を有効に除去する構造						
	満量停止制御装置						
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）						
誤給油防止制御装置							

		給油の定量・定時間制御装置				
		感震自動停止制御装置				
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置				
		満量停止制御装置				
	注油の定量・定時間制御装置					
	感震自動停止制御装置					
固定給油設備等へ措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）					
	転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示					
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示					
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示					
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示					
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示					
固定給油設備等の	距離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
油設備等の位置	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）			
			床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）			
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること			
		窓の設置禁止				
ポンプ機器が油中ポンプ設備						

懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
制御卓その他の設備の基準	制御卓の位置	給油取扱所内				
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備等	監視設備				
		制御装置				
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
		会話装置および放送機器				
		固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）				
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
	構造等	壁	壁（耐火構造または不燃材料）			
			柱（耐火構造または不燃材料）			
			床（耐火構造または不燃材料）			
		はり	はり（耐火構造または不燃材料）			
			屋根（耐火構造または不燃材料）			
	窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)				
前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）						
前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）						
物	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					

	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満			
給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の6]

審査事項		審査区分		書面		現地調査	
				中間	完成	中間	完成
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造						
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物						
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)						
上記以外で屋内給油取扱所の定義①([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])>1/3							
屋内給油取扱所の定義②([上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積]÷[敷地面積-1階事務所等の面積])が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの							
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)							
空	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)						
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)						
	舗装の基準						
	可燃性蒸気滞留防止措置						
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)						
	地	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板							
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止						
	専用タンク・廃油タンク等の基準						
	廃油タンク等の容量制限						
	通気管・安全装置						
	通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)						
	危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等に接続する配管(専用タンクからに限定)							
固定	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
電動機の構造		油中ポンプ機器		固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
			固定子冷却構造(運転時)				

給 油 設 備 の 基 準	給 油 機 器 の 構 造 等	設 置 方 法	電動機内空気滞留防止構造						
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）						
			締切運転時の温度上昇防止措置						
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）						
			地下貯蔵タンクとフランジ接合						
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）						
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）						
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）						
			ホ ー ス 機 器 の 構 造 等	配 管	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
					給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置									
給油ホース等が地盤面に接触しない構造									
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）									
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）									
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）									
金属製									
水圧試験により漏えい等がないもの									
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）									
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）									
顧 客 用 固 定 給 油 機 器 の 基 準	給 油 ノ ズ ル	手 動 開 閉 装 置	開放状態で固定しないもの						
			開 放 状 態 で 固 定 す る も の	給油開始時のノズル起動制御装置					
				脱落時停止制御装置					
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）					
		静電気を有効に除去する構造							
		満量停止制御装置							
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）							
		給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）							
		誤給油防止制御装置							

		給油の定量・定時間制御装置				
		感震自動停止制御装置				
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置				
		満量停止制御装置				
	注油の定量・定時間制御装置					
	感震自動停止制御装置					
固定給油設備等への措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）					
	転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示					
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示					
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示					
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示					
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示					
固定給油設備等の距離	離隔距離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
		建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
油設備等の位置	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
	給油空地に面すること。					
		窓の設置禁止				
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備					

懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
制御卓その他の設備の基準	制御卓の位置	給油取扱所内				
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備等	監視設備				
		制御装置				
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
		会話装置および放送機器				
基準	固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）					
屋内給油取扱所の用に供する部分の建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
		面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
		壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
		屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）				
		窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
	前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）					
	窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス					
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					

塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
	表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）					
	一面開放	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置		
				事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）		
				事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）		
	自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）					
	注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止					
通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）						
前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）						
自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）						
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を1.5平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）						

電気設備						
附	蒸気洗淨機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離				
		道路境界線から2メートル以上				
危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造						
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上				
		道路境界線から4メートル以上				
常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）						
尿素	給油に支障がない位置					
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
		堅固な基礎の上に固定				
急速充電設備	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	速	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
		自動車等の衝突防止措置				
	充	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
		電設備	対象火気省令の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）		
	堅固に床、壁、支柱等に固定					
	雨水等の浸入防止措置					
	分離型の場合は、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない					
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					
備	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	電気設備					

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

その23

審査表 (顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第5・省令第28条の2の7]

(顧客に自ら給油等をさせる自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス等充填設備設置 (屋外)))

[政令第17条第5・省令第28条の2の7]

審査事項	審査区分	書面	現地調査																								
			中間	完成																							
充填ガスの限定 (圧縮天然ガス・液化石油ガス)																											
高圧ガス保安法の許可																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省令第27条の3第8項適用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">顧客用固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※③</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※④</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省令第27条の3第8項適用					固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①				ガソリン等を取り扱うもの ※②				顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③				ガソリン等を取り扱うもの ※④							
省令第27条の3第8項適用																											
固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※②																										
顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※④																										
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3																										
	上記割合1/3	道路に1面以上面する																									
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)																									
	超え2/3	上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)																									
	以下	可燃性蒸気が滞留しない敷地形状																									
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)																											
空地	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)																										
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)																										
	舗装の基準																										
	可燃性蒸気滞留防止措置																										
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)																										
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)																										
	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合、固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置																										
標識・掲示板																											
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)																										
	専用タンク・廃油タンク等の基準																										
	廃油タンク等の容量制限																										

	簡易タンク	簡易タンクの基準				
		容量および設置個数の制限				
		固定給油設備への接続に限定				
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）						
固定	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限					
	ホース先端の静電気を除去する装置					
給油設備の構造等	ポンプ	最大吐出量の制限				
		油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
	固定子冷却構造（運転時）					
	電動機内空気滞留防止構造					
	ポンプ	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）				
		締切運転時の温度上昇防止措置				
	ポンプ	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
		設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
	地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるビット内に設置）					
	ポンプ	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
		ホース	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）			
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造					
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置						
給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）						
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）						
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）						
配管	金属製					
	水圧試験により漏えい等がないもの					

難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※①							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※②	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	脱落時停止制御装置			
				緊急離脱カプラー			
		満量停止制御装置					
	給油の定量制御装置						
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※③	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
		満量停止制御装置					
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カプラー）						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
	感震自動停止制御装置						
	給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※④	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの			
開放状態で固定するもの				給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）							
静電気を有効に除去する構造							
満量停止制御装置							
顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）							
給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カプラー）							
誤給油防止制御装置							
給油の定量・定時間制御装置							
感震自動停止制御装置							

顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの					
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置				
				脱落時停止制御装置				
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）				
			静電気を有効に除去する構造					
			満量停止制御装置					
			顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）					
			給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カップラー）					
			誤給油防止制御装置					
			給油の定量・定時間制御装置					
		感震自動停止制御装置						
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置						
		満量停止制御装置						
			注油の定量・定時間制御装置					
			感震自動停止制御装置					
固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）								
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）								
上記以外の表示等	給油取扱所に入場する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示							
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示							
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示							
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示							
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示							
固定給油設備等の位置	距離	道路境界線からの間隔						
		敷地境界線からの間隔						
	距離	建物の壁からの間隔						
		固定給油設備と固定注油設備との間隔						

離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
	給油機器を	給油空地に面すること。			
合		窓の設置禁止			
		ポンプ機器が油中ポンプ設備			
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
制御卓その他の設備	制御卓の位置	給油取扱所内			
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置			
	設備の基準	監視設備			
		制御装置			
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）			
		会話装置および放送機器			
	固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）				
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
	⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）				
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				

造 等	構	壁（耐火構造または不燃材料）				
		柱（耐火構造または不燃材料）				
		床（耐火構造または不燃材料）				
	造	はり（耐火構造または不燃材料）				
		屋根（耐火構造または不燃材料）				
	等	窓および 出入口	前記用途のうち①, ③, ④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
			前記用途のうち②, ⑤, ⑥（防火設備の設置）			
		前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポン プ室 その 他危 険物 を取り 扱う 室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
電気設備						
圧 縮	蒸 気 洗 浄 機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
天	洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
然 ガ	自動 車等 の点 検設 備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
ス 等	混合 燃料 油調 合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）					

充 填 設 備 設 置 給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	尿素	給油に支障がない位置						
	水溶 液供 給機	給油 空地 内に 設置 する 場合	自動車等の衝突防止措置					
			堅固な基礎の上に固定					
	急 速 充 電 設 置 の 備	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
			給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		速	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認 (直接視認または監視設備により視認) できる位置					
			自動車等の衝突防止措置					
		充	電源遮断装置 (急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。)					
			電 取 扱 所 の 備	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備 (分離型のものの充電ポストは除く。) の筐体 (不燃性の金属材料)			
		堅固に床、壁、支柱等に固定						
		雨水等の浸入防止措置						
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵しない						
				その他 (対象火気省令第16条第9号に定める措置)				
	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満							
	圧 縮 天 然 ガ ス ペ ン サ ー ン ド	圧	機	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
				運転自動停止装置 (ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合)				
		縮	機	逆止弁 (吐出側直近の配管に設置)				
				自動車等の衝突防止措置				
	貯 蔵 設 備	貯蔵設備		給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		専用タンク等の注入口からの離隔距離 (地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く)						
デ イ ス ペ ン サ ー ン ド	設 置 場 所	所	給油空地および注油空地以外の場所					
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所					
	充 填 ホ ー ス	ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造 (内部弁の設置)					
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置 (緊急離脱ケーブルの設置)					
		自動車等の衝突防止措置						
ガ ス 配 管	設 置 場 所	所	給油空地および注油空地以外の場所					
			自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)					

			漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）				
			緊急停止装置（ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給）				
液化石油ガス	圧縮機	圧	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		縮	運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）				
	貯蔵設備	機	自動車等の衝突防止措置				
			給油空地および注油空地以外の場所に設置				
	ディスペンサー	設置場所	専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）				
			給油空地および注油空地以外の場所				
		充填ホース	自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
			自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）				
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カブラーの設置）				
			自動車等の衝突防止措置				
配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所					
		自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）					
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）					
		緊急停止装置（貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給）					
受入設備	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所					
		自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所					
		自動車等の衝突防止措置					
ポンプ機器	充填用ポンプ	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
		ガスの吐出圧力の上昇防止措置					
	機器	自動車等の衝突防止措置					
防火設備		給油空地および注油空地以外の場所に設置					
		起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）					
防火設備から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）							
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等、防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）							
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置							

簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 (屋内))
 [政令第17条第5項・省令第28条の2の7]
 (顧客に自ら給油等をさせる自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス等充填設備設置 (屋内)))
 [政令第17条第5項・省令第28条の2の7]

審査事項	審査区分	書面	現地調査																								
			中間	完成																							
充填ガスの限定 (圧縮天然ガス・液化石油ガス)																											
高圧ガス保安法の許可																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省令第27条の3第8項適用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">顧客用固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※③</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※④</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省令第27条の3第8項適用					固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①				ガソリン等を取り扱うもの ※②				顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③				ガソリン等を取り扱うもの ※④							
省令第27条の3第8項適用																											
固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※②																										
顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※④																										
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造																										
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物																										
	自動火災報知設備等 (屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)																										
上記以外で屋内給油取扱所の定義① ([上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積] ÷ [敷地面積－1階事務所等の面積]) > 1/3																											
屋内給油取扱所の定義② ([上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積] ÷ [敷地面積－1階事務所等の面積]) が 1/3 を超え 2/3 以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの																											
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)																											
空	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)																										
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)																										
	舗装の基準																										
	可燃性蒸気滞留防止措置																										
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)																										
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)																										
地	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合、固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置																										
標識・掲示板																											
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止																										
	専用タンク・廃油タンク等の基準																										
	廃油タンク等の容量制限																										

	通気管・安全装置						
	通気管の先端位置（屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所）						
	危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）							
固	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
定	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポ	最大吐出量の制限					
給 油 機 器 の 構 造	ン 中 機	油 電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
			固定子冷却構造（運転時）				
			電動機内空気滞留防止構造				
	器	ポ	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
	の 構 造	ン プ 機	設 置 方 法	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）			
				地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
	器	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）					
等 の 機 器 の 構 造	ホ ー ス 機 器	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）					
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造					
		給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置					
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）						
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）						
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）						
造	配 管	金属製					
		水圧試験により漏えい等がないもの					

難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※①							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※②	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	脱落時停止制御装置			
				緊急離脱カブラー			
		満量停止制御装置					
	給油の定量制御装置						
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※③	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
		満量停止制御装置					
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カブラー）						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※④	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
		可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）					
	静電気を有効に除去する構造						
	満量停止制御装置						
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カブラー）						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置							

顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
	給油ノズル	静電気を有効に除去する構造					
		滴量停止制御装置					
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）					
	給油設備の基準	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）					
		誤給油防止制御装置					
		給油の定量・定時間制御装置					
		感震自動停止制御装置					
	顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置				
			滴量停止制御装置				
注油の定量・定時間制御装置							
感震自動停止制御装置							
固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）							
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）							
上記以外の表示等	給油取扱所に入庫する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示						
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示						
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示						
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示						
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示						
固定給油設備等の位置	距離	道路境界線からの間隔					
		敷地境界線からの間隔					
	距離	建物の壁からの間隔					
		固定給油設備と固定注油設備との間隔					

離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること。			
窓の設置禁止						
ポンプ機器が油中ポンプ設備						
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
制御卓その他の設備	制御卓の位置	給油取扱所内				
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備等の基準	監視設備				
		制御装置				
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
		会話装置および放送機器				
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）						
屋内給油取扱所	給油取扱所の用に供する部分の上部に上階の禁止					
	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下						

の 用 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	壁（耐火構造）					
	柱（耐火構造）					
	床（耐火構造）					
	はり（耐火構造）					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）					
	窓 お よ び 出 入 口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）				
		窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス				
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）						
塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポン プ 室 そ の 他 危 険 物 を 取 り 扱 う 室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給 油 取 扱 所 の 開 放 性	二 階 面 開 放 性	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通 風 お よ び 避 難 の た め の 空 地 の 基 準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）						
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上 部 に 上 階 を 有 す る 場 合 の 措 置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注 入 口 の 周 圍	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を收容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				

	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部を上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置(下記の場合は除く)					
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合					
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準(下記の開口部は除く)					
		上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部(防火対象物の用途に制限あり)					
電気設備							
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の業務を行うに必要設備	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離					
		周囲に囲いの設置(不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。)					
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置					
	洗車機(固定給油設備からの離隔距離)						
	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離				
			道路境界線から2メートル以上				
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造						
	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上				
			道路境界線から4メートル以上				
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置(蓄圧圧送式該当)						
尿素	給油に支障がない位置						
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置					
		堅固な基礎の上に固定					
急速充電設備	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
	速	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認(直接視認または監視設備により視認)できる位置					
		自動車等の衝突防止措置					
	電	電源遮断装置(急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。)					
		対象火気省令の基準	急速充電設備(分離型のものの充電ポストは除く。)の筐体(不燃性の金属材料)				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
		雨水等の浸入防止措置					
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しない					
	その他(対象火気省令第16条第9号に定める措置)						

自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
天	圧縮機	圧	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		縮	運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）			
			逆止弁（吐出側直近の配管に設置）			
			自動車等の衝突防止措置			
然	貯蔵設備		給油空地および注油空地以外の場所に設置			
			専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）			
ガ ス ス ペ ン サ ー	デイスペンサー	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	充填ホース		自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カバーの設置）			
			自動車等の衝突防止措置			
タ ン ク ド	ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）			
			漏れたガスが滞留するおそれのある場所（接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）			
			緊急停止装置（ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からデイスペンサーへのガス供給）			
液 化 石 油 ガ ス タ ン ク ド	圧縮機	圧	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		縮	運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）			
		機	自動車等の衝突防止措置			
貯蔵設備			給油空地および注油空地以外の場所に設置			
			専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）			
デ イ ス ペ ン サ ー	デイスペンサー	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	充填ホース		自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カバーの設置）			
			自動車等の衝突防止措置			

	ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)				
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接 (接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く)					
		緊急停止装置(貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給)					
	受入設備	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
		自動車等の衝突防止措置					
	充填用ポンプ機器	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
		ガスの吐出圧力の上昇防止措置					
		自動車等の衝突防止措置					
防火設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置						
	起動装置の設置(火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所)						
防火設備から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置(排水溝の設置)							
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等、防火設備の設置範囲(地盤面下の部分を除く)に流れ込まない措置(排水溝の設置)							
固定給油設備等(懸垂式を除く)および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置							
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置							
給油に支障があると認められる設備の設置禁止							
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
	電気設備						
警報設備	自動火災報知設備						
	その他の警報設備						
避難設備							
危険物保安監督者							
手数料							
特記事項							

その25

審査表 (顧客に自ら給油等をさせる圧縮水素充填設備設置給油取扱所)

[政令第17条第5項, 省令第28条の2の7]

(顧客に自ら給油等をさせる自家用給油取扱所(圧縮水素充填設備設置))

[政令第17条第5項, 省令第28条の2の7]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
高圧ガス保安法の許可					
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≦1/3				
	割合 1/3 を超え 2/3 以下	道路に1面以上面する			
		上屋と事務所等の水平・垂直距離(0.2m以上)			
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離(1m以上)			
	可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)					
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)				
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)				
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合, 雨水等が分離され, 排出する措置)				
標識・掲示板					
専用タンク等	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等以外の禁止(防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)				
	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等の基準				
	廃油タンク等の容量制限				
	簡易タンク	簡易タンクの基準			
容量および設置個数の制限					
固定給油設備への接続に限定					
固定給油設備等に接続する配管(専用タンクまたは簡易タンク(固定注油設備を除く)からに限定)					
固定給油設備等の構造	先端弁の設置				
	給油ホース等の長さ制限				
	ホース先端の静電気を除去する装置				

ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限						
	油中ポンプ	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
			固定子冷却構造（運転時）				
			電動機内空気滞留防止構造				
	ポンプ	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）					
		締切運転時の温度上昇防止措置					
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）					
	ポンプ機器	設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるビット内に設置）					
ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）							
ホース機器の構造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）						
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造						
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置						
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）						
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）						
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）						
配管	金属製						
	水圧試験により漏えい等がないもの						
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
			脱落時停止制御装置				
			可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）				
	静電気を有効に除去する構造						

		満量停止制御装置			
		顧客に危険物が飛散しない措置(スプラッシュガード)			
		給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造(緊急離脱カバー)			
		誤給油防止制御装置			
		給油の定量・定時間制御装置			
		感震自動停止制御装置			
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置			
		満量停止制御装置			
		注油の定量・定時間制御装置			
		感震自動停止制御装置			
固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置(立ち上がり配管遮断弁または逆止弁)					
固定給油設備等の防火に関する表示(位置・品目)					
上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示				
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示				
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示				
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目(文字・彩色)を表示				
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示				
固定給油設備等の位置	離隔距離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ置機	壁(耐火構造)			
		柱(耐火構造)			
		床(耐火構造)			
		はり(耐火構造)			
		屋根(耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造)			

		出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備				
			給油空地に面すること				
			窓の設置禁止				
			ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等			ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
			ホース機器の引出口の高さ・長さ				
			緊急移送停止装置				
制御卓その他の設備	制御卓の位置		給油取扱所内				
			全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備等の基準		監視設備				
			制御装置				
			供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
			会話装置および放送機器				
		固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）					
建築物	用途		① 給油または詰替えのための作業場				
			② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
			③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
			④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
			⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
			⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
			面積制限（上記用途のうち②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
	構造等	構		壁（耐火構造または不燃材料）			
				柱（耐火構造または不燃材料）			
		造		床（耐火構造または不燃材料）			
			はり（耐火構造または不燃材料）				
			屋根（耐火構造または不燃材料）				

	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④ (防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥ (防火設備の設置)			
		前記用途のうち⑤の部分 (耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)			
		事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造 (出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)			
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁 (開口部禁止)				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備 (可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)				
電気設備					
圧縮機	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置 (不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。)			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
水	洗車機 (固定給油設備からの離隔距離)				
素	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
		道路境界線から2メートル以上			
充	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
		道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし, かつ, 適当な安全装置の設置 (蓄圧送式該当)				
設	尿素	給油に支障がない位置			
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置		
		堅固な基礎の上に固定			
置	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの			
		給油に支障なく, 可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置			
	速	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認 (直接視認または監視設備により視認) できる位置			

給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	充 電 設 備	自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
		対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
			堅固に床、壁、支柱等に固定				
			雨水等の浸入防止措置				
			分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）						
	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
	危 険 物 を か ら う に 製 造 す る 改 質 装 置	屋 外 に 設 け た 危 険 物 を 取 り 扱 う 設 備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
			地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
			第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）				
		危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）					
		危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					
		加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
		危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）					
		静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）					
		配	十分な強度有すること。				
			水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。						
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）						
加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）							
地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止					
		腐食防止塗装					
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造					
耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）							
地 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）						
	重量保護措置						

		外 面	金属製配管塗覆装			
		の 防	コーティング			
		食 措	電気防食			
		置				
		強 化	設置場所・危険物の種類			
		プ ラ ス	材質・口径			
		チ ャ	接続方法			
		ッ ク	埋設方法			
		製				
			電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)			
			自動車が発生するおそれのない屋外に設置			
			改質原料および水素漏えい時の運転自動停止装置			
			ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)			
			危険物の取扱量(指定数量の10倍未満)			
圧縮水素ガス	改質装置(上記のものを除く)		自動車が発生するおそれのない屋外に設置			
			改質原料および水素漏えい時の自動運転停止装置			
			ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)			
			液化水素の貯槽(自動車等の衝突防止措置)			
			送ガス蒸発器(自動車等の衝突防止措置)			
	圧縮機		運転自動停止装置(ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合)			
			逆止弁(吐出側直近の配管に設置)			
			自動車等の衝突防止措置			
			蓄圧器(自動車等の衝突防止措置)			
	デイス Pensator	設置場所		給油空地および注油空地以外の場所		
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
充填ホース			自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造(内部弁の設置)			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置(緊急離脱カプラーの設置)			
			自動車等の衝突防止措置			
			自動車等の衝突を検知し、運転を自動停止する構造			

液化水素配管およびガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が衝突するおそれのない場所 (衝突防止措置を講じた場合を除く)			
	配管から火災が発生した場合、給油空地等および専用タンク等の注入口への延焼防止措置				
	漏れたガスが滞留するおそれのある場所(接続部を溶接 (接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く))				
	緊急停止装置(蓄圧器からディスペンサーへのガス供給)				
液化水素等の受入設備	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	自動車等の衝突防止措置				
防火設備・温度上昇防止装置	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
	起動装置の設置(火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所)				
改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器と給油空地、注油空地、専用タンク等の間に障壁の設置					
防火設備または温度上昇防止装置から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置(排水溝の設置)					
専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止する措置(排水溝の設置)					
固定給油設備等(懸垂式を除く)および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置					
簡易タンクに圧縮水素スタンドからの火災による延焼防止措置					
液化水素の貯槽を設ける場合、固定給油設備または固定注油設備からの火災による延焼防止措置					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (顧客に自ら給油等をさせる自家用給油取扱所(屋外))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の7]

審査事項		審査区分		書面	現地調査		
					中間	完成	
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3						
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する					
		上屋と事務所等の水平・垂直距離(0.2m以上)					
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離(1m以上)					
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状					
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)							
空地	給油空地の基準						
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)						
	舗装の基準						
	可燃性蒸気滞留防止措置						
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)						
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)						
標識・掲示板							
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等・簡易タンク以外の禁止						
	専用タンク・廃油タンク等の基準						
	廃油タンク等の容量制限						
	簡易タンク	簡易タンクの基準					
容量および設置個数の制限							
固定給油設備への接続に限定							
固定給油設備等に接続する配管(専用タンクまたは簡易タンク(固定注油設備を除く)からに限定)							
固定ポンプ	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ	最大吐出量の制限					
		油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造(運転時)			

給油の構造	機器	ポンプ	電動機内空気滞留防止構造						
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）						
			締切運転時の温度上昇防止措置						
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）						
			設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合					
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
				地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
			機器	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）					
			設備の構造	ホース	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
					給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置									
給油ホース等が地盤面に接触しない構造									
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）									
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）									
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）									
配管	金属製								
	水圧試験により漏えい等がないもの								
		難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）							
		可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの						
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置					
				脱落時停止制御装置					
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）					
			静電気を有効に除去する構造						
			満量停止制御装置						
			顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
			給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）						
		誤給油防止制御装置							

		給油の定量・定時間制御装置			
		感震自動停止制御装置			
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置			
		満量停止制御装置			
	注油の定量・定時間制御装置				
	感震自動停止制御装置				
固定給油設備等への措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）				
	転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）				
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
上記以外の表示等	給油取扱所に入庫する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示				
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示				
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示				
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示				
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示				
固定給油設備等の位置	離隔距離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
油設備等のない場合	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）		
			柱（耐火構造）		
			床（耐火構造）		
			はり（耐火構造）		
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）		
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
			給油空地に面すること。		
		窓の設置禁止			
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備				

懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置						
	ホース機器の引出口の高さ・長さ						
	緊急移送停止装置						
制御卓その他の設備	制御卓の位置	給油取扱所内					
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置					
	設備等の基準	監視設備					
		制御装置					
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）					
		会話装置および放送機器					
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）							
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場					
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所					
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場					
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場					
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所					
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)					
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下						
	構造等	壁	壁（耐火構造または不燃材料）				
			柱（耐火構造または不燃材料）				
			床（耐火構造または不燃材料）				
		はり	はり（耐火構造または不燃材料）				
			屋根（耐火構造または不燃材料）				
	出入口	窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)				
前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）							
前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）							
事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）							
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置						
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）						

ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
電気設備					
蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
	周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
	排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
		道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
尿素					
水溶液供給機	給油に支障がない位置				
	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対象火気省令の基準	対象	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）		
堅固に床、壁、支柱等に固定					
雨水等の浸入防止措置					
分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない					
その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）					

	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満			
給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表（顧客に自ら給油等をさせる自家用給油取扱所（屋内））

[政令第17条第5項・省令第28条の2の7]

審査事項		審査区分		書面		現地調査	
				中間	完成	中間	完成
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造						
	施行令別表第1（6）項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物						
	自動火災報知設備等（屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備）						
上記以外で屋内給油取扱所の定義①（[上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積]÷[敷地面積－1階事務所等の面積]）> 1/3							
屋内給油取扱所の定義②（[上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積]÷[敷地面積－1階事務所等の面積]）が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの							
給油設備（ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備）							
空	給油空地の基準						
	注油空地の基準（給油空地以外の場所に保有）						
	舗装の基準						
	可燃性蒸気滞留防止措置						
	漏れた危険物の滞留防止措置（貯留設備）						
	地	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置（水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置）					
標識・掲示板							
専用タンク等	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止						
	専用タンク・廃油タンク等の基準						
	廃油タンク等の容量制限						
	通気管・安全装置						
	通気管の先端位置（屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所）						
	危険物の過剰注入防止装置						
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）							
固定	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
電動機の構造		固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納					
			固定子冷却構造（運転時）				

給 油 設 備 の 基 準	給 油 機 器 の 構 造 等	設 置 方 法	電動機内空気滞留防止構造					
			電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）					
			締切運転時の温度上昇防止措置					
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）					
			地下貯蔵タンクとフランジ接合					
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）					
			ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
				給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置								
給油ホース等が地盤面に接触しない構造								
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）								
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）								
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）								
配 管	金属製							
	水圧試験により漏えい等がないもの							
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）								
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）								
顧 客 用 固 定 給 油 機 器 の 基 準	給 油 ノ ズ ル	手 動 開 閉 装 置	開放状態で固定しないもの					
			開 放 状 態 で 固 定 す る も の	給油開始時のノズル起動制御装置				
				脱落時停止制御装置				
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）				
	静電気を有効に除去する構造							
	満量停止制御装置							
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）							
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）							
	誤給油防止制御装置							

		給油の定量・定時間制御装置			
		感震自動停止制御装置			
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置			
		満量停止制御装置			
	注油の定量・定時間制御装置				
	感震自動停止制御装置				
固定給油設備等への措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）				
	転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）				
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示				
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示				
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示				
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示				
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示				
固定給油設備等の距離	離隔距離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
油設備等の位置	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）		
			柱（耐火構造）		
			床（耐火構造）		
			はり（耐火構造）		
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）		
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
	給油空地に面すること。				
		窓の設置禁止			
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備				

懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
制御卓その他の設備の基準	制御卓の位置	給油取扱所内			
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置			
	設備の基準	監視設備			
		制御装置			
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）			
		会話装置および放送機器			
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）					
屋内給油取扱所の用途に供する部分の建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)			
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
	壁（耐火構造）				
	柱（耐火構造）				
	床（耐火構造）				
	はり（耐火構造）				
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画				
	屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）				
窓および出入口	窓および出入口	前記用途のうち①、③、④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
		前記用途のうち②、⑤、⑥（防火設備の設置）			
		窓または出入口にガラスを用いる場合、網入りガラス			
前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・(犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)					

塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給油取扱所の開放性	二面開放	1階の二方は、自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通風および避難のための空地の基準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③、④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上、奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり、避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示 表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）			
	一面開放	前記用途のうち①の部分からの避難経路	壁等により区画された事務所等 事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置			
			事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）			
			事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）			
		自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）				
	開放措置	注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止				
		通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）				
前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）						
自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）						
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合を除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）						

電気設備					
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
		道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
尿素	給油に支障がない位置				
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
急速充電設備	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの			
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置			
	速	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置			
		自動車等の衝突防止措置			
	充	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）			
		電	対象火気省令の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）	
	堅固に床、壁、支柱等に固定				
	雨水等の浸入防止措置				
	分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない				
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
備	附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					

消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の給油取扱所(屋外))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の8]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3					
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離(0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離(1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)					
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止(防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
容量および設置個数の制限						
固定給油設備への接続に限定						
取り扱う危険物による基準等	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置(二重殻タンクを除く)				
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置			
		注入口	周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置			
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止				
		簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置				
	メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置				
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止					

		エタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）				
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）				
	固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）						
固定給油設備の構造	先端弁の設置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
			油中電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造（運転時）			
		電動機内空気滞留防止構造					
		ボーン	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
		ポンプ機器の構造	設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
				地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）			
	器		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）				
	ホース機器の構造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）					
			給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
			給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造					
		注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）					
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）					
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							
配管	金属製						
	水圧試験により漏れ等がないもの						
構造	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）						
	可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生のおそれのある機械器具の部分）						

顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの			
		開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
			脱落時停止制御装置			
			可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
	給油ノズル	静電気を有効に除去する構造				
		満量停止制御装置				
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）				
		給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）				
	給油設備の基準	誤給油防止制御装置				
		給油の定量・定時間制御装置				
		感震自動停止制御装置				
		顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置		
満量停止制御装置						
注油設備の基準	注油の定量・定時間制御装置					
	感震自動停止制御装置					
固定給油設備等へ措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）					
	固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
上記以外の表示等	給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示					
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示					
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示					
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示					
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示					
固定給油設備等の位置	距離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
	距離	建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				

離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止				
ポンプ機器が油中ポンプ設備						
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
制御卓その他の設備	制御卓の位置	給油取扱所内				
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備等の基準	監視設備				
		制御装置				
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
		会話装置および放送機器				
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）						
建築用途	用	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
構造等	壁（耐火構造または不燃材料）					
	柱（耐火構造または不燃材料）					

		床（耐火構造または不燃材料）			
		はり（耐火構造または不燃材料）			
		屋根（耐火構造または不燃材料）			
	窓および出入口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
		前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）			
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
	事務所その他火気を使用する場所は，可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
電気設備					
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
随	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
危険物の漏れ，あふれまたは飛散を防止することができる構造					
設	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
			道路境界線から4メートル以上		
	常用圧力に堪える構造とし，かつ，適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
備	尿素	給油に支障がない位置			
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置		
			堅固な基礎の上に固定		

急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
		雨水等の浸入防止措置			
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）			
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の8]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造					
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物					
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)					
上記以外で屋内給油取扱所の定義①(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕) > 1/3						
屋内給油取扱所の定義②(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕) が 1/3 を超え 2/3 以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの						
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準(間口10メートル・奥行6メートル)					
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	用	廃油タンク等の容量制限				
		通気管・安全装置				
		通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)				
タ	危険物の過剰注入防止装置					
	ンク	取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置(二重殻タンクを除く)		
注入口			注の設置			
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置			
メタノールを有するもの		漏れ防止構造の専用タンクの禁止				
等	メタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置				
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止				

		エタノールを有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）				
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）				
	固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）						
固定給油設備の構造等	先端弁の設置						
	給油ホース等の長さ制限						
	ホース先端の静電気を除去する装置						
	ポンプ機器の構造	ポ 最大吐出量の制限					
		油中	電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造（運転時）			
				電動機内空気滞留防止構造			
		ポン	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
		設置方法	設	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）			
			置	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）			
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）						
	ホース機器の構造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）					
給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造							
給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							
給油ホース等が地盤面に接触しない構造							
注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）							
過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）							
給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							
配管	金属製						
	水圧試験により漏れ等がないもの						
造	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）						

可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）							
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
	静電気を有効に除去する構造						
	満量停止制御装置						
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置							
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置					
			満量停止制御装置				
	注油の定量・定時間制御装置						
	感震自動停止制御装置						
固定給油設備等への措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）						
	固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）						
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）							
上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示						
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示						
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示						
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示						
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示						
固定給油設備等の位置	離隔距離	道路境界線からの間隔					
		敷地境界線からの間隔					
	距離	建物の壁からの間隔					

		固定給油設備と固定注油設備との間隔				
離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床（耐火構造）				
		はり（耐火構造）				
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること。			
	窓の設置禁止					
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
制御卓その他の設備の基準	制御卓の位置	給油取扱所内				
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備	監視設備				
		制御装置				
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
		会話装置および放送機器				
基準	固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）					
屋内給油取扱所の用途	用	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
		面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				

用 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	壁（耐火構造）					
	柱（耐火構造）					
	床（耐火構造）					
	はり（耐火構造）					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根（耐火構造・上部に上階がない場合、不燃材料で造ることができる）					
	窓 お よ び 出 入 口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）				
		窓または出入口にガラスを用いる場合，網入りガラス				
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
事務所その他火気を使用する場所は，可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）						
塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）					
ポン プ 室 そ の 他 危 険 物 を 取 り 扱 う 室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給 油 取 扱 所 の 開 放 措 置	二 階 面 開 放 の 空 地 の 基 準	1階の二方は，自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通 風 お よ び 避 難 の た め の 空 地 の 基 準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③，④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上，奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり，避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
表示する文字（文字色は黄色，文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）						
一 階 面 開 放 と す る 措 置	前 記 用 途 の う ち ① の 部 分 か ら の 避 難 経 路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置			
			事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）			
			事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）			
	自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）					
注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止						
通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）						

		前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）				
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を收容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
		上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）				
	電気設備					
	附設備	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）						
排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置						
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
自動車等の点検設備等		離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
			道路境界線から2メートル以上			
危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造						
混合燃料油調合器		離隔距離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）						
尿素	給油に支障がない位置					
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置				
		堅固な基礎の上に固定				
急速	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					

充 電 設 備	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認 (直接視認または監視設備により視認) できる位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置 (急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。)				
	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備 (分離型のものの充電ポストは除く。) の筐体 (不燃性の金属材料)			
		堅固に床, 壁, 支柱等に固定			
		雨水等の浸入防止措置			
		分離型のものは, 充電ポストに蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵しない			
その他 (対象火気省令第16条第9号に定める措置)					
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警 報 設 備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

審査表 (顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の8]

(顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス等充填設備設置 (屋外)))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の8]

審査事項	審査区分	書面	現地調査																								
			中間	完成																							
充填ガスの限定 (圧縮天然ガス・液化石油ガス)																											
高圧ガス保安法の許可																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省令第27条の3第8項適用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">顧客用固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※③</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※④</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省令第27条の3第8項適用					固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①				ガソリン等を取り扱うもの ※②				顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③				ガソリン等を取り扱うもの ※④							
省令第27条の3第8項適用																											
固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※②																										
顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※④																										
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3																										
	上記割合1/3	道路に1面以上面する																									
	1/3	上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)																									
	2/3	上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)																									
	以下	可燃性蒸気が滞留しない敷地形状																									
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)																											
空	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)																										
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)																										
	舗装の基準																										
	可燃性蒸気滞留防止措置																										
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)																										
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合, 雨水等が分離され, 排出する措置)																										
	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合, 固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置																										
地																											
標識・掲示板																											
専用	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)																										
	専用タンク・廃油タンク等の基準																										

タ ン ク 等	廃油タンク等の容量制限								
	簡 易 タ ン ク	簡易タンクの基準							
		容量および設置個数の制限							
		固定給油設備への接続に限定							
	取 り 扱 う 危 険 物 に よ る 基 準	メ タ ノ ール また は エ タ ノ ール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置（二重殻タンクを除く）						
			注 入 口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置					
				周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置					
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止							
		簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置							
		メ タ ノ ール を 有 る の	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置						
漏れ防止構造の専用タンクの禁止									
エ タ ノ ール を 有 る の	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）								
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査により漏れを検知できる場合は除く）								
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）									
固 定 給 油 設 備 等 の 構 造	先端弁の設置								
	給油ホース等の長さ制限								
	ホース先端の静電気を除去する装置								
油 設 備 等 の 構 造	ポ ン プ 機 器 の 構 造	最大吐出量の制限							
		油 中 ポ ン プ 機 器 の 設 置 方 法	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納					
				固定子冷却構造（運転時）					
	電動機内空気滞留防止構造								
	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）								
	締切運転時の温度上昇防止措置								
	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）								
	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合							
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）							
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）							

			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置 (油中ポンプ機器に接続するもの)				
ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能 (J I S K 6 3 4 3「送油用ゴムホース」1種)						
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造						
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置						
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造						
	注入管の設置 (移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備 (軽油に限る。)) および固定注油設備						
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース (移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備 (軽油に限る。)) および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの						
	給油ノズルの満量停止制御装置 (固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの)						
配 管	金属製						
	水圧試験により漏えい等がないもの						
難燃性を有する材料で造られた外装 (ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く)							
可燃性蒸気流入防止構造 (火花を発生のおそれのある機械器具の部分)							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※①							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※②	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で定まるもの	脱落時停止制御装置			
				緊急離脱カプラー			
	満量停止制御装置						
	給油の定量制御装置						
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※③	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で定まるもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
	満量停止制御装置						
	顧客に危険物が飛散しない措置 (スプラッシュガード)						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造 (緊急離脱カプラー)						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置							

給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合 ※④	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
	静電気を有効に除去する構造						
	滴量停止制御装置						
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カプラー）						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置							
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
	静電気を有効に除去する構造						
	滴量停止制御装置						
	顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カプラー）						
	誤給油防止制御装置						
	給油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置							
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置					
		滴量停止制御装置					
	注油の定量・定時間制御装置						
	感震自動停止制御装置						

固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）					
上記以外の表示等	給油取扱所に入所する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示				
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示				
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示				
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示				
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示				
固定給油設備等の位置	離隔距離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
			給油空地に面すること。		
窓の設置禁止					
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備				
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
制御卓	制御卓の位置	給油取扱所内			
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置			

その他の設備	設 備 等 の 基 準	監視設備			
		制御装置			
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）			
		会話装置および放送機器			
		固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）			
建築	用 途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）			
	面積制限（上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
	構 造	壁（耐火構造または不燃材料）			
		柱（耐火構造または不燃材料）			
		床（耐火構造または不燃材料）			
はり（耐火構造または不燃材料）					
屋根（耐火構造または不燃材料）					
等	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥（防火設備の設置）			
物	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
	事務所その他火気を使用する場所は、可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り、出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室 その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				

電気設備					
圧縮天然ガス	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
		道路境界線から2メートル以上			
	危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上			
	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
尿素	給油に支障がない位置				
水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
		堅固な基礎の上に固定			
抜所の業務を行うについて	急速充電設備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの			
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置			
		自動車等の衝突防止措置			
	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対象火気省令の基準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
		雨水等の浸入防止措置			
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
	その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
必要な設備	圧縮機	給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）			
		逆止弁（吐出側直近の配管に設置）			

天然ガススタンド	貯蔵設備	自動車等の衝突防止措置					
		給油空地および注油空地以外の場所に設置					
	ディスプレイサ	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
		充填ホース	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）				
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カブラーの設置）				
		自動車等の衝突防止措置					
	ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）				
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）					
		緊急停止装置（ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からディスプレイサへのガス供給）					
	液化石油ガス	圧縮機	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
			運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）				
		自動車等の衝突防止措置					
	貯蔵設備	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
		専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）					
ディスプレイサ	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所					
		自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所					
	充填ホース	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）					
		著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カブラーの設置）					
	自動車等の衝突防止措置						
ガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所					
		自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）					
	漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）						
	緊急停止装置（貯蔵設備からディスプレイサへのガス供給）						

	受 入 設 備	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
			自動車等の衝突防止措置			
	充 填 用 ポ ン プ 機 器		給油空地および注油空地以外の場所に設置			
			ガスの吐出圧力の上昇防止措置			
			自動車等の衝突防止措置			
	防 火 設 備		給油空地および注油空地以外の場所に設置			
		起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）				
防火設備から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等、防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置						
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置						
給油に支障があると認められる設備の設置禁止						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	電気設備					
警報設備						
避難設備						
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

その31

審査表（顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置 給油取扱所（屋内））

〔政令第17条第5項・省令第28条の2の8〕

（顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置（屋内）））

〔政令第17条第5項・省令第28条の2の8〕

審査事項	審査区分	書面	現地調査																								
			中間	完成																							
充填ガスの限定（圧縮天然ガス・液化石油ガス）																											
高圧ガス保安法の許可																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省令第27条の3第8項適用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">顧客用固定給油設備</td> <td>軽油を取り扱うもの ※③</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン等を取り扱うもの ※④</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省令第27条の3第8項適用					固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①				ガソリン等を取り扱うもの ※②				顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③				ガソリン等を取り扱うもの ※④							
省令第27条の3第8項適用																											
固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※①																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※②																										
顧客用固定給油設備	軽油を取り扱うもの ※③																										
	ガソリン等を取り扱うもの ※④																										
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造																										
	施行令別表第1（6）項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物																										
	自動火災報知設備等（屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備）																										
上記以外で屋内給油取扱所の定義①（〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕）>1/3																											
屋内給油取扱所の定義②（〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕）が1/3を超え2/3以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの																											
給油設備（ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備）																											
空	給油空地の基準（間口10メートル・奥行6メートル）																										
	注油空地の基準（給油空地以外の場所に保有）																										
	舗装の基準																										
	可燃性蒸気滞留防止措置																										
	漏れた危険物の滞留防止措置（貯留設備）																										
	貯留設備に收容された危険物の外部への流出防止措置（水に溶けない危険物を收容する場合、雨水等が分離され、排出する措置）																										
地	圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合、固定給油設備または給油中の自動車等から漏れたガソリン等が圧縮天然ガス充填場所等に流れ込まない措置																										
標識・掲示板																											
専	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止																										
	専用タンク・廃油タンク等の基準																										
用	廃油タンク等の容量制限																										

タ ン ク 等	通気管・安全装置							
	通気管の先端位置（屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所）							
	危険物の過剰注入防止装置							
	取 扱 う 危 険 物 に よ る 基 準	メ タ ノ ール ま た は エ タ ノ ール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置（二重殻タンクを除く）					
			注 入 口	弁の設置				
				周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置				
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
	メ タ ノ ール を 有 る も の	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置						
		漏れ防止構造の専用タンクの禁止						
	エ タ ノ ール を 有 る も の	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）						
漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）								
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクからに限定）								
固 定	先端弁の設置							
	給油ホース等の長さ制限							
	ホース先端の静電気を除去する装置							
給 油 設 備 等 の 構 造	ポ ン プ	最大吐出量の制限						
		油 中	電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納				
	固定子冷却構造（運転時）							
	電動機内空気滞留防止構造							
	ポ ン プ	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護）						
		締切運転時の温度上昇防止措置						
		電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）						
	機 器	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合					
			地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）					
			地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏えいが点検できるピット内に設置）					
器	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）							

ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能(J I S K 6 3 4 3「送油用ゴムホース」1種)							
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造							
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造							
	注入管の設置(移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備(軽油に限る。))および固定注油設備							
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース(移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備(軽油に限る。))および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの							
	給油ノズルの満量停止制御装置(固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの)							
配 管	金属製							
	水圧試験により漏えい等がないもの							
難燃性を有する材料で造られた外装(ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。)								
可燃性蒸気流入防止構造(火花を発生のおそれのある機械器具の部分)								
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※①								
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※②	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの					
			開放状態で固定するもの	脱落時停止制御装置				
				緊急離脱カプラー				
	満量停止制御装置							
	給油の定量制御装置							
給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※③	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの					
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置				
				脱落時停止制御装置				
	満量停止制御装置							
	顧客に危険物が飛散しない措置(スプラッシュガード)							
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造(緊急離脱カプラー)							
	誤給油防止制御装置							
	給油の定量・定時間制御装置							
感震自動停止制御装置								

給油空地および圧縮天然ガスの充填場所を共有する場合※ ④	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの					
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置				
				脱落時停止制御装置				
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）				
	給油ノズル	静電気を有効に除去する構造						
		満量停止制御装置						
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カプラー）							
	誤給油防止制御装置							
	給油の定量・定時間制御装置							
感震自動停止制御装置								
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの					
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置				
				脱落時停止制御装置				
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）				
	給油ノズル	静電気を有効に除去する構造						
		満量停止制御装置						
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）						
	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カプラー）							
	誤給油防止制御装置							
	給油の定量・定時間制御装置							
感震自動停止制御装置								
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置						
		満量停止制御装置						
	注油の定量・定時間制御装置							
	感震自動停止制御装置							
固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）								
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）								

上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示				
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示				
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示				
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示				
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示				
固定給油設備等の位置	離隔距離	道路境界線からの間隔			
		敷地境界線からの間隔			
		建物の壁からの間隔			
		固定給油設備と固定注油設備との間隔			
離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）		
		床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）		
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
			給油空地に面すること		
窓の設置禁止					
ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
制御卓その他の設備基準	制御卓の位置	給油取扱所内			
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置			
	設備等	監視設備			
		制御装置			
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）			
基準	会話装置および放送機器				
	固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）				

屋	給油取扱所の用に供する部分の上部に上階の禁止					
	内 給 油 取 扱 所 の 用 途	① 給油または詰替えのための作業場				
② 給油取扱所の業務を行うための事務所						
③ 自動車等の点検・整備を行う作業場						
④ 自動車等の洗浄を行う作業場						
⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所						
⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)						
の 用 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	面積制限(上記用途のうち, ②, ③, ⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計) 300平方メートル以下					
	壁(耐火構造)					
	柱(耐火構造)					
	床(耐火構造)					
	はり(耐火構造)					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根(耐火構造・上部に上階がない場合, 不燃材料で造ることができる)					
	窓 お よ び 出 入 口	前記用途のうち①, ③, ④(防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)				
		前記用途のうち②, ⑤, ⑥(防火設備の設置)				
		窓または出入口にガラスを用いる場合, 網入りガラス				
前記用途のうち⑤の部分(耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)						
事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造(出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)						
塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置					
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁(開口部禁止)					
ポン プ 室 そ の 他 危 険 物 を 取 り 扱 う 室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備(可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)					
給 油 取 扱 所 の 開 放	二 面	1階の二方は, 自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通 風 お よ び 避 難	給油空地・注油空地・前記用途のうち③, ④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
	間口6メートル以上, 奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり, 避難上および通風上有効な空地					

開放性		ための空地の基準	範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示				
			表示する文字（文字色は黄色、文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）				
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない							
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置						
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造						
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）					
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）					
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）					
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合					
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）					
		上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）					
電気設備							
圧縮天然ガス等充填設備	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離					
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）					
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置					
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）							
自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離					
		道路境界線から2メートル以上					
危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造							
混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上					
		道路境界線から4メートル以上					
常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）							
尿素水溶液供給機	給油に支障がない位置						
	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置					
堅固な基礎の上に固定							
急速設置	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの					
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置					
		制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置					

給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	充 電 設 備	自動車等の衝突防止措置					
		電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）					
		対象 火気 省令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）				
			堅固に床，壁，支柱等に固定				
			雨水等の浸入防止措置				
	分離型のものは，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない						
			その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）				
	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備，混合燃料油調合器，尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満						
	圧 縮 機	圧 縮	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
			運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）				
			逆止弁（吐出側直近の配管に設置）				
		自動車等の衝突防止措置					
	貯 蔵 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
		専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）					
	デ ィ ス ペ ン サ ー	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所				
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
		充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき，ガスを供給しない構造（内部弁の設置）				
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カプラーの設置）				
	自動車等の衝突防止措置						
	ガ ス 配 管	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所				
自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）							
漏れたガスが滞留するおそれのある場所（接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）							
緊急停止装置（ガス導管から圧縮機および貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給）							
圧 縮 機	給油空地および注油空地以外の場所に設置						
	運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）						
	自動車等の衝突防止措置						
貯 蔵 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置						
	専用タンク等の注入口からの離隔距離（地盤面下に設置または火災の熱の影響を受けない措置を講じた場合を除く）						

石 油 ガ ス ス タ ン ク 防 火 設 備	デ ィ ス ペ ン サ ー	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
		充 填 ホ ー ス	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カプラーの設置）			
	自動車等の衝突防止措置					
	ガ ス 配 管	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）			
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所は接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）				
	緊急停止装置（貯蔵設備からディスペンサーへのガス供給）					
	受 入 設 備	設 置 場 所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
	自動車等の衝突防止措置					
	充 填 用 ポ ンプ 機 器	給油空地および注油空地以外の場所に設置				
		ガスの吐出圧力の上昇防止措置				
		自動車等の衝突防止措置				
防 火 設 備	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
	起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）					
防火設備から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
専用タンク等の注入口から漏れた危険物が圧縮天然ガススタンド等、防火設備の設置範囲（地盤面下の部分を除く）に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置						
簡易タンクにガス設備からの火災による延焼防止措置						
給油に支障があると認められる設備の設置禁止						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	電気設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
避難設備						
危険物保安監督者						

手数料			
特記事項			

その32

審査表 (顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の
圧縮水素充填設備設置給油取扱所)

[政令第17条第5項、省令第28条の2の8]

(顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の
自家用給油取扱所 (圧縮水素充填設備設置))

[政令第17条第5項、省令第28条の2の8]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
高圧ガス保安法の許可						
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3					
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準 (間口10メートル・奥行6メートル)					
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等以外の禁止 (防火地域および準防火地域以外の地域に簡易タンク設置可能)					
	専用タンク・原料タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
容量および設置個数の制限						
固定給油設備への接続に限定						
取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置 (二重殻タンクを除く)				
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置			
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置			

			漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
			簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置					
	メ タ ー を 有 る の メ タ ー を 有 る の		注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置					
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
	エ タ ー を 有 る の エ タ ー を 有 る の		注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置 （給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）					
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）					
固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）								
固 定	先端弁の設置							
	給油ホース等の長さ制限							
給 油 設 備 等	ホース先端の静電気を除去する装置							
	ポ ン プ 機 器 の 構 造	ポ	最大吐出量の制限					
油 中 機 器		電 動 機 の 構 造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納					
			固定子冷却構造（運転時）					
			電動機内空気滞留防止構造					
ポ ン プ 機 器		電 線	危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護					
			締切運転時の温度上昇防止措置					
設 置 方 法 器		機 器	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）					
			設 置	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）				
		方 法	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れが点検できるピット内に設置）					
器	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）							
ホ ー ス 機 器 の 構 造	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）							
	給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造							
	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置							
	給油ホース等が地盤面に接触しない構造							
	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）							
	過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）							
	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）							

配管	金属製					
	水圧試験により漏えい等がないもの					
難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）						
可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）						
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの			
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置		
				脱落時停止制御装置		
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）		
			静電気を有効に除去する構造			
			滴量停止制御装置			
			顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）			
			給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）			
			誤給油防止制御装置			
			給油の定量・定時間制御装置			
		感震自動停止制御装置				
顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置				
		滴量停止制御装置				
			注油の定量・定時間制御装置			
			感震自動停止制御装置			
固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）						
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
上記以外の表示等	給油取扱所に入所する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示					
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示					
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示					
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示					
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示					

固 定 給 油 設 備 等 の 位 置	離 隔 距 離	道路境界線からの間隔					
		敷地境界線からの間隔					
		建物の壁からの間隔					
		固定給油設備と固定注油設備との間隔					
油 設 備 等 の 位 置	離 隔 を 要 し な い 場 合	右 記 の ポ ン プ 室 に ポ ン プ 機 器 を 設 置	壁（耐火構造）				
			柱（耐火構造）				
			床（耐火構造）				
			はり（耐火構造）				
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）				
			出 入 口	自動閉鎖の特定防火設備			
				給油空地に面すること。			
		窓の設置禁止					
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備						
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置						
	ホース機器の引出口の高さ・長さ						
	緊急移送停止装置						
制 御 卓 そ の 他 の 設 備 の 基 準	制 御 卓 の 位 置	給油取扱所内					
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置					
	設 備 等 の 基 準	監視設備					
		制御装置					
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）					
		会話装置および放送機器					
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）							
建 築 物 の 用 途	用 途	① 給油または詰替えのための作業場					
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所					
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場					
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場					

		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項, (3)項, (4)項, (8)項, (11)項から(13)項イまで, (14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				
構造等	構	壁 (耐火構造または不燃材料)				
		柱 (耐火構造または不燃材料)				
		床 (耐火構造または不燃材料)				
		はり (耐火構造または不燃材料)				
		屋根 (耐火構造または不燃材料)				
	等	窓および出入口	前記用途のうち①, ③, ④ (防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。)			
			前記用途のうち②, ⑤, ⑥ (防火設備の設置)			
		前記用途のうち⑤の部分 (耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止)				
		事務所その他火気を使用する場所は, 可燃性蒸気流入防止構造 (出入口・自動閉鎖のもの)・(犬走り, 出入口の敷居の高さ15センチメートル以上)				
塀等		自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
		耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁 (開口部禁止)				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
		採光・照明設備・換気設備				
		強制排出設備 (可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの)				
電気設備						
圧縮水素充填	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置 (不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。)				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
		洗車機 (固定給油設備からの離隔距離)				
自動車の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離				
		道路境界線から2メートル以上				
		危険物の漏れ, あふれまたは飛散を防止することができる構造				

設 備 置 給 油 取 扱 所 の 業 務 を 行 う に つ い て 必 要 な 設 備	混合 燃料 油調 合器	離 隔 距 離	建築物から1メートル以上			
			道路境界線から4メートル以上			
			常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置 (蓄圧圧送式該当)			
	尿素 水溶 液供 給機	給油に支障がない位置				
		給油 空地 内に 設置 する 場合	自動車等の衝突防止措置			
			堅固な基礎の上に固定			
	急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
		給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
		制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認 (直接視認または監視設備により視認)できる位置				
		自動車等の衝突防止措置				
		電源遮断装置(急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。)				
		対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備(分離型のものの充電ポストは除く。)の筐体(不燃性の金属材料)			
		堅固に床、壁、支柱等に固定				
		雨水等の浸入防止措置				
		分離型の場合は、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しない				
		その他(対象火気省令第16条第9号に定める措置)				
	自動車等の洗浄・点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機および急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
	危 険 物	屋 外 に 設 け た 危 険 物 取 扱 設 備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置			
			地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備			
			第4類非水溶性危険物(貯留設備に油分離装置)			
		危険物を取り扱う機械器具その他の設備(漏れ・あふれ・飛散防止構造)				
		危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備(温度測定装置)				
		加熱設備・乾燥設備の直火禁止				
		危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備(圧力計・安全装置)				
		静電気が発生するおそれのある設備(静電気除去装置)				
	配 管	十分な強度有すること。				
			水圧試験			

水 素 を 製 造 す る 改 質 装 置 圧 縮	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	支 持 物	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)				
		重量保護措置				
	外 面 の 防 食 措 置	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装			
			コーティング			
			電気防食			
	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
			埋設方法			
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)					
	自動車が衝突するおそれのない屋外に設置					
	改質原料および水素漏えい時の運転自動停止装置					
	ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)					
危険物の取扱量(指定数量の10倍未満)						
改 質 装 置 (上 の 記 も を 除 く)	改 質 装 置 (上 の 記 も を 除 く)	自動車が衝突するおそれのない屋外に設置				
		改質原料および水素漏えい時の自動運転停止装置				
		ポンプ設備(吐出出力が最大常用圧力を超えない措置)				
液化水素の貯槽(自動車等の衝突防止措置)						
送ガス蒸発器(自動車等の衝突防止措置)						

水素素	圧縮機	運転自動停止装置（ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合）				
		逆止弁（吐出側直近の配管に設置）				
		自動車等の衝突防止措置				
	蓄圧器（自動車等の衝突防止措置）					
	ディスペンサー	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
			自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所			
		充填ホース	自動車等に正常に接続されていないとき、ガスを供給しない構造（内部弁の設置）			
			著しく引張力が加わった場合に破断によるガス漏れを防止する措置（緊急離脱カブラーの設置）			
		自動車等の衝突防止措置				
		自動車等の衝突を検知し、運転を自動停止する構造				
	タンク	液化水素配管およびガス配管	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所		
			自動車等が衝突するおそれのない場所（衝突防止措置を講じた場合を除く）			
		配管から火災が発生した場合、給油空地等および専用タンク等の注入口への延焼防止措置				
		漏れたガスが滞留するおそれのある場所には接続部を溶接（接続部の周囲にガス検知設備を設置した場合を除く）				
		緊急停止装置（蓄圧器からディスペンサーへのガス供給）				
ド	液化水素等の受入設備	設置場所	給油空地および注油空地以外の場所			
		自動車等が給油空地および注油空地内でガスの充填を行うことができない場所				
	自動車等の衝突防止措置					
防火設備・温度上昇防止装置	給油空地および注油空地以外の場所に設置					
	起動装置の設置（火災その他の災害に対し、速やかに操作できる箇所）					
改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器と給油空地、注油空地、専用タンク等の間に障壁の設置						
防火設備または温度上昇防止装置から放出された水が給油空地等、ポンプ室等、専用タンク等の注入口付近に流れ込まない措置（排水溝の設置）						
専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止する措置（排水溝の設置）						
固定給油設備等（懸垂式を除く）および簡易タンクに自動車等の衝突防止措置						
簡易タンクに圧縮水素スタンドからの火災による延焼防止措置						
液化水素の貯槽を設ける場合、固定給油設備または固定注油設備からの火災による延焼防止措置						

給油に支障があると認められる設備の設置禁止				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	電気設備			
警報設備				
避難設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

その33

審査表 (顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (屋外))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の8]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
屋外給油取扱所の定義	【上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積】÷【敷地面積－1階事務所等の面積】≤1/3					
	上記割合1/3を超え2/3以下	道路に1面以上面する				
		上屋と事務所等の水平・垂直距離 (0.2m以上)				
		上屋と周囲に設ける塀または壁の距離 (1m以上)				
		可燃性蒸気が滞留しない敷地形状				
給油設備 (ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準					
	注油空地の基準 (給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用タンク	専用タンク・廃油タンク等・簡易タンク以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	廃油タンク等の容量制限					
	簡易タンク	簡易タンクの基準				
容量および設置個数の制限						
固定給油設備への接続に限定						
取り扱う危険物による基準等	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置 (二重殻タンクを除く)				
		注入口	弁および危険物の過剰注入自動防止設備の設置			
			周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置			
	漏れ防止構造の専用タンクの禁止					
	簡易タンクとする場合、注入口に弁の設置					
	メタノールを含むもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置				
漏れ防止構造の専用タンクの禁止						

		エタノールを含有するもの	注入口の周囲に排水溝, 切替弁および漏れた危険物を収容する設備 (容量4立方メートル以上) の設置 (給油空地, 注油空地以外に流出しない場合は除く)				
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止 (タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く)				
	固定給油設備等に接続する配管 (専用タンクまたは簡易タンク (固定注油設備を除く) からに限定)						
固定給油設備の構造	先端弁の設置						
	ポンプ機器の構造	最大吐出量の制限					
			油中電動機の構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
				固定子冷却構造 (運転時)			
		電動機内空気滞留防止構造					
		ボーン	電線 (危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護)				
			締切運転時の温度上昇防止措置				
			電動機停止措置 (電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時)				
		ポンプ機器の構造	設置方法	地下貯蔵タンクとフランジ接合			
				地下貯蔵タンク内は保護管内に設置 (十分な強度の外装で保護された場合を除く)			
				地下貯蔵タンクの上部に設ける部分 (危険物の漏れが点検できるピット内に設置)			
	器		ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置 (油中ポンプ機器に接続するもの)				
	ホース機器の構造	ホース	給油ホース等の材質および性能 (JIS K 6343 「送油用ゴムホース」 1種)				
			給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
			給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
			給油ホース等が地盤面に接触しない構造				
			注入管の設置 (移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備 (軽油に限る。)) および固定注油設備)				
			過剰注入自動防止装置・専用注入ホース (移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備 (軽油に限る。)) および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの)				
給油ノズルの満量停止制御装置 (固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの)							
配管	金属製						
	水圧試験により漏れ等がないもの						
構造	難燃性を有する材料で造られた外装 (ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。)						
	可燃性蒸気流入防止構造 (火花を発生のおそれのある機械器具の部分)						

顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの			
		開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
			脱落時停止制御装置			
			可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
	給油ノズル	静電気を有効に除去する構造				
		満量停止制御装置				
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）				
	給油設備の基準	給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）				
		誤給油防止制御装置				
		給油の定量・定時間制御装置				
		感震自動停止制御装置				
	顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置			
満量停止制御装置						
注油の定量・定時間制御装置						
感震自動停止制御装置						
固定給油設備等へ措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）					
	固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）					
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）						
上記以外の表示等	給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示					
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示					
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示					
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示					
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示					
固定給油設備等の位置	距離	道路境界線からの間隔				
		敷地境界線からの間隔				
	距離	建物の壁からの間隔				
		固定給油設備と固定注油設備との間隔				

離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
		床（耐火構造）			
		はり（耐火構造）			
		屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備		
	給油空地に面すること。				
合	窓の設置禁止				
ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置				
	ホース機器の引出口の高さ・長さ				
	緊急移送停止装置				
制御卓その他の設備	制御卓の位置	給油取扱所内			
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置			
	設備等の基準	監視設備			
		制御装置			
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）			
		会話装置および放送機器			
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）					
建築物	用途	① 給油または詰替えのための作業場			
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所			
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場			
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場			
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所			
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途（①から⑤を除く。）			
	面積制限（上記用途のうち、②、③、⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下				
構造等	壁（耐火構造または不燃材料）				
	柱（耐火構造または不燃材料）				

		床（耐火構造または不燃材料）			
		はり（耐火構造または不燃材料）			
		屋根（耐火構造または不燃材料）			
	窓および出入口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）			
		前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）			
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）				
	事務所その他火気を使用する場所は，可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）				
塀等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
	耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）				
ポンプ室その他危険物を取り扱う室	床	危険物が浸透しない構造			
		適当な傾斜・貯留設備			
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）				
電気設備					
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離			
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）			
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置			
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）					
随	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離		
			道路境界線から2メートル以上		
	危険物の漏れ，あふれまたは飛散を防止することができる構造				
設	混合燃料油調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上		
			道路境界線から4メートル以上		
	常用圧力に堪える構造とし，かつ，適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
備	尿素	給油に支障がない位置			
	水溶液供給機	給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置		
			堅固な基礎の上に固定		

急 速 充 電 設 備	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	自動車等の衝突防止措置				
	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	対 象 火 気 省 令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。）の筐体（不燃性の金属材料）			
		堅固に床、壁、支柱等に固定			
		雨水等の浸入防止措置			
		分離型のものは、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
		その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）			
附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満					
給油に支障があると認められる設備の設置禁止					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	電気設備				
警報設備					
避難設備					
危険物保安監督者					
手数料					
特記事項					

その34

審査表 (顧客に自ら給油等をさせるメタノール等およびエタノール等の自家用給油取扱所 (屋内))

[政令第17条第5項・省令第28条の2の8]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
給油取扱所を設置する建築物	壁・柱・床・はりが耐火構造					
	施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物					
	自動火災報知設備等(屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に報知する設備)					
上記以外で屋内給油取扱所の定義①(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕) > 1/3						
屋内給油取扱所の定義②(〔上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積〕÷〔敷地面積－1階事務所等の面積〕) が 1/3 を超え 2/3 以下で屋外給油取扱所に区分される要件を満たさないもの						
給油設備(ポンプ機器およびホース機器からなる固定給油設備)						
空地	給油空地の基準					
	注油空地の基準(給油空地以外の場所に保有)					
	舗装の基準					
	可燃性蒸気滞留防止措置					
	漏れた危険物の滞留防止措置(貯留設備)					
	貯留設備に収容された危険物の外部への流出防止措置(水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され、排出する措置)					
標識・掲示板						
専用	専用タンク・廃油タンク等以外の禁止					
	専用タンク・廃油タンク等の基準					
	用	廃油タンク等の容量制限				
		通気管・安全装置				
		通気管の先端位置(屋外または可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所)				
タ	危険物の過剰注入防止装置					
	ンク	取り扱う危険物による基準	メタノールまたはエタノール	専用タンクまたはその周囲にメタノールまたはエタノールの漏れを検知する装置(二重殻タンクを除く)		
メタノールを含むもの			注入口	注入口の設置 周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置		
		メタノール		漏れ防止構造の専用タンクの禁止		
メタノールを含むもの		注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備(容量4立方メートル以上)の設置				
メタノールを含むもの		漏れ防止構造の専用タンクの禁止				

		エタノールを含有するもの	注入口の周囲に排水溝、切替弁および漏れた危険物を収容する設備（容量4立方メートル以上）の設置（給油空地、注油空地以外に流出しない場合は除く）			
			漏れ防止構造の専用タンクの禁止（タンク周囲の漏れ検査管により漏れを検知できる場合は除く）			
	固定給油設備等に接続する配管（専用タンクまたは簡易タンク（固定注油設備を除く）からに限定）					
固	先端弁の設置					
	給油ホース等の長さ制限					
定	ホース先端の静電気を除去する装置					
	ポ	最大吐出量の制限				
給	油	電動機 の 構造	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納			
			固定子冷却構造（運転時）			
油	中	電動機内空気滞留防止構造				
機	ポ	電線（危険物に侵されないもの・危険物に直接接触しないよう保護）				
		締切運転時の温度上昇防止措置				
器	ン	電動機停止措置（電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時）				
		プ	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合		
地下貯蔵タンク内は保護管内に設置（十分な強度の外装で保護された場合を除く）						
設	の	機	地下貯蔵タンクの上部に設ける部分（危険物の漏れ検査管が点検できるピット内に設置）			
			ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置（油中ポンプ機器に接続するもの）			
備	造	器				
等	ホ	給油ホース等の材質および性能（JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種）				
		給油ホース等の先端弁および継手の危険物漏れ防止構造				
の	ス	給油ホース等の破断による危険物の漏れ防止措置				
		給油ホース等が地盤面に接触しない構造				
器	の	注入管の設置（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備）				
		過剰注入自動防止装置・専用注入ホース（移動貯蔵タンクの上部から注入する固定給油設備（軽油に限る。）および固定注油設備のうち吐出量60リットルを超えるもの）				
構	造	給油ノズルの満量停止制御装置（固定給油設備からガソリンを容器に詰替えるもの）				
		配	金属製			
管	水圧試験により漏れ等がないもの					

	難燃性を有する材料で造られた外装（ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。）						
	可燃性蒸気流入防止構造（火花を発生おそれのある機械器具の部分）						
顧客用固定給油設備の基準	給油ノズル	手動開閉装置	開放状態で固定しないもの				
			開放状態で固定するもの	給油開始時のノズル起動制御装置			
				脱落時停止制御装置			
				可燃性蒸気回収装置（引火点が40度未満の危険物）			
		静電気を有効に除去する構造					
		満量停止制御装置					
		顧客に危険物が飛散しない措置（スプラッシュガード）					
		給油ホースに著しい引張力が加わったとき危険物の漏えいを防止する構造（緊急離脱カバー）					
		誤給油防止制御装置					
		給油の定量・定時間制御装置					
		感震自動停止制御装置					
	顧客用固定注油設備の基準	注油ノズル	手動開閉装置				
			満量停止制御装置				
注油の定量・定時間制御装置							
感震自動停止制御装置							
固定給油設備等への措置	自動車等の衝突防止措置（顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所を除く）						
	固定給油設備等の転倒時の危険物漏えい拡散防止措置（立ち上がり配管遮断弁または逆止弁）						
固定給油設備等の防火に関する表示（位置・品目）							
上記以外の表示等	給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等ができる給油取扱所である旨の表示						
	顧客用固定給油設備等に顧客が自ら給油等ができる固定給油設備等である表示						
	顧客用固定給油設備等の周囲に自動車等の停止位置または容器等の置き場所等を表示						
	顧客用固定給油設備等の給油ホース等の直近に使用方法および危険物の品目（文字・彩色）を表示						
	顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には顧客が自ら用いることができない表示						
固定	離隔距離	道路境界線からの間隔					
		敷地境界線からの間隔					

給油設備等	建物の壁からの間隔					
	固定給油設備と固定注油設備との間隔					
設置位置	離隔を要しない場合	右記のポンプ室にポンプ機器を設置	壁（耐火構造）			
			柱（耐火構造）			
			床（耐火構造）			
			はり（耐火構造）			
			屋根（耐火構造・上階がある場合、上階の床を耐火構造）			
		出入口	自動閉鎖の特定防火設備			
			給油空地に面すること。			
	窓の設置禁止					
合	ポンプ機器が油中ポンプ設備					
懸垂式の固定給油設備等	ポンプ機器に最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置					
	ホース機器の引出口の高さ・長さ					
	緊急移送停止装置					
制御卓その他の設備	制御卓の位置	給油取扱所内				
		全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	設備等の基準	監視設備				
		制御装置				
		供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ・制御卓および火災等に際し速やかに操作できる位置に設置）				
		会話装置および放送機器				
固定消火設備の制御装置（取扱方法・注意事項表示）						
屋内給油取扱所	用途	① 給油または詰替えのための作業場				
		② 給油取扱所の業務を行うための事務所				
		③ 自動車等の点検・整備を行う作業場				
		④ 自動車等の洗浄を行う作業場				
		⑤ 所有者等が居住する住居または所有者等に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所				
		⑥ 施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項および(15)項に掲げる防火対象物の用途(①から⑤を除く。)				

の 用 に 供 す る 部 分 の 建 築 物	面積制限（上記用途のうち，②，③，⑥で係員以外の者が出入りする部分の床面積の合計）300平方メートル以下					
	壁（耐火構造）					
	柱（耐火構造）					
	床（耐火構造）					
	はり（耐火構造）					
	開口部のない耐火構造の床または壁で他の部分と区画					
	屋根（耐火構造・上部に上階がない場合，不燃材料で造ることができる）					
	窓 お よ び 出 入 口	前記用途のうち①，③，④（防火設備の設置・自動車等の出入口を除く。）				
		前記用途のうち②，⑤，⑥（防火設備の設置）				
		窓または出入口にガラスを用いる場合，網入りガラス				
	前記用途のうち⑤の部分（耐火構造の床または壁で他の部分と区画・給油取扱所に面する側に出入口の禁止）					
	事務所その他火気を使用する場所は，可燃性蒸気流入防止構造（出入口・自動閉鎖のもの）・（犬走り，出入口の敷居の高さ15センチメートル以上）					
	塀 等	自動車等の出入りする側を除く給油取扱所の周囲に設置				
耐火構造または不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀または壁（開口部禁止）						
ポン プ 室 そ の 他 危 険 物 を 取 り 扱 う 室	床	危険物が浸透しない構造				
		適当な傾斜・貯留設備				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれがあるもの）					
給 油 取 扱 所 の 開 放 性	二 面 開 放	1階の二方は，自動車等の出入りする側または通風および避難のための空地に面し壁を設けない				
		通 風 お よ び 避 難 の た め の 空 地 の 基 準	給油空地・注油空地・前記用途のうち③，④に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有			
			間口6メートル以上，奥行きが前記用途のうち①に供する部分の奥行き以上であり，避難上および通風上有効な空地			
			範囲を地盤面に「駐停車禁止」と表示			
	表示する文字（文字色は黄色，文字の大きさは縦1メートル以上・横5メートル以上）					
	一 面 開 放 と す る 措 置	前 記 用 途 の う ち ① の 部 分 か ら の 避 難 経 路	壁等により区画された事務所等	事務所等に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（自動閉鎖の特定防火設備）の設置		
				事務所等の出入口（自動閉鎖の特定防火設備）・窓（はめごろしの防火設備）		
事務所等の出入口までの距離（10メートル以下）						
自動車等の出入りする側に面する避難上安全な場所までの距離（10メートル以下）						

		注入口は壁などにより区画された事務所等の出入口付近その他避難上支障のある場所への設置禁止				
		通気管に可燃性蒸気回収設備の設置（引火点40度未満の通気管で先端が屋内にある場合に限る。）				
		前記用途のうち③の部分で床または壁で区画された部分およびポンプ室内（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		自動車等の衝突防止措置（固定給油設備および固定注油設備）				
可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない						
上部に上階を有する場合の措置	注入口および固定給油設備等は、上階への延焼防止上、給油取扱所の安全な部分に設置					
	注入口および固定給油設備等の部分の屋根は、上階への延焼防止上有効な幅を有し、外壁と接続、開口部を有しない構造					
	注入口の周囲	危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
		漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設置（可燃性蒸気を検知する警報設備の設置）				
	上階の延焼防止対策	前記用途のうち①の部分の開口部に上階の外壁から1.5メートル以上の屋根または耐火性能を有するひさしの設置（下記の場合は除く）				
		前記用途のうち①の部分の開口部の上端部から高さ7mの範囲内の外壁に開口部ない場合				
		屋根またはひさしの先端と上階開口部の距離の基準（下記の開口部は除く）				
		上階開口部がはめごろし戸の防火設備または延焼防止上有効な措置を講じた開口部（防火対象物の用途に制限あり）				
電気設備						
附	蒸気洗浄機	固定給油設備からの離隔距離				
		周囲に囲いの設置（不燃材料・高さ1メートル以上・出入口は固定給油設備に面しないこと。）				
		排気筒に高さ1メートル以上の煙突の設置				
洗車機（固定給油設備からの離隔距離）						
随	自動車等の点検設備等	離隔距離	固定給油設備からの離隔距離			
		道路境界線から2メートル以上				
		危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造				
設	混合燃料調合器	離隔距離	建築物から1メートル以上			
		道路境界線から4メートル以上				
		常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置の設置（蓄圧圧送式該当）				
備	尿素水溶液供給機	給油に支障がない位置				
		給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突防止措置			
			堅固な基礎の上に固定			

急速充電設備	急	対象火気省令第3条第20号に規定するもの				
	速	給油に支障なく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない位置				
	充	制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を視認（直接視認または監視設備により視認）できる位置				
	電	自動車等の衝突防止措置				
	設	電源遮断装置（急速充電設備を危険物の流出事故等により発生する可燃性蒸気が滞留しない場所に設置した場合は除く。）				
	備	対象 火気 省令 の 基 準	急速充電設備（分離型のものの充電ポストは除く。） の筐体（不燃性の金属材料）			
			堅固に床、壁、支柱等に固定			
			雨水等の浸入防止措置			
			分離型の場合は、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しない			
			その他（対象火気省令第16条第9号に定める措置）			
		附随設備に収納する危険物の数量の総和は指定数量未満				
給油に支障があると認められる設備の設置禁止						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	電気設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
避難設備						
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

別記第11号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（第一種販売取扱所）

[政令第18条第1項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の数量（15倍以下）					
設置場所（建築物の1階）					
標識・掲示板					
建	壁	準耐火構造（耐火構造以外は，不燃材料で造られたものに限る）			
		他用途との隔壁（耐火構造）			
築	はり（不燃材料）				
	天井（不燃材料）				
	上階がある場合（上階の床，耐火構造）				
	上階がない場合（屋根を耐火構造または不燃材料）				
物	窓および出入口	防火設備			
		網入ガラス			
電気設備					
配	床面積（6平方メートル以上10平方メートル以下）				
	壁で区画				
	床（浸透しない構造・傾斜・貯留設備）				
合	出入口（自動閉鎖の特定防火設備）				
	出入口のしきいの高さ（0.1メートル以上）				
	強制排出設備				
室	危険物の指定（塗料類・塩素酸塩類・塩素酸塩類のみ含有するもの・硫黄等） [省令第40条の3の11]				
消火設備（その他の製造所等に係る消火設備）					
警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

審査表 (第二種販売取扱所)

[政令第18条第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の数量 (15倍を超え40倍以下)						
設置場所 (建築物の1階)						
標識・掲示板						
建築物	建	壁 (耐火構造)				
		柱 (耐火構造)				
		床 (耐火構造)				
		はり (耐火構造)				
		天井 (不燃材料)				
		上階がある場合 (上階の床, 耐火構造・延焼を防止する措置)				
		上階がない場合 (屋根を耐火構造または不燃材料)				
	物	窓および出入口	防火設備・網入ガラス			
			延焼のおそれのある部分に窓の禁止			
			延焼のおそれのある壁等に設ける出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)			
電気設備						
配合室	配	床面積 (6平方メートル以上10平方メートル以下)				
		壁で区画				
		床 (浸透しない構造・傾斜・貯留設備)				
	合	出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)				
		出入口のしきいの高さ (0.1メートル以上)				
		強制排出設備				
		危険物の指定 (塗料類・塩素酸塩類・塩素酸塩類のみ含有するもの・硫黄等) [省令第40条の3の11]				
消火設備 (消火困難な製造所等に係る消火設備)						
警報設備						
危険物保安監督者または危険物取扱者						

手数料			
特記事項			

別記第12号様式（第3条，第4条関係）

審査表（移送取扱所）

[政令第18条の2]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
設置場所					
配管等の材料	配管				
	管継手				
	弁				
配管の基準	主荷重および主荷重と従荷重との組合せによって生ずる配管の円周方向応力度および軸方向応力度				
	配管の内圧によって生じる当該配管の円周方向応力度				
	主荷重と従荷重の組合せによって生じる配管の円周方向応力度，軸方向応力度および管軸に垂直方向のせん断応力度を合成した応力度				
	橋に設置する配管は，橋のたわみ，伸縮，振動等に対し安全な構造				
	配管の最小厚さ				
配管等の構造	配管に係る主荷重等の計算				
	配管に係る応力度の計算				
	地震の影響				
	配管に係る合成応力度				
	管継手の設計等				
	曲り部の設計等				
	弁の設計等				
	伸縮吸収措置				
配管等の接合	溶接	溶接方法			
		溶接に使用する溶接機器および溶接材料			
		溶接継手の位置等			
フランジ接合（漏えい拡散防止措置）					
防食被覆	外面腐食防止措置（地下または海底に設置する配管等）				
	外面腐食防止塗装（地上または海上に設置する配管等）				

電気 防食 措置		対地電位平均値（地下または海底に設置する配管等）				
		電位測定端子（地下に設置する配管）				
		排流法等による措置（漏えい電流の影響を受けるおそれのある箇所）				
		加熱および保温のための設備の構造等				
配 管 の 設 置 方 法	地	配管の外表面から建築物等の水平距離				
		配管の外表面から他の工作物の距離				
		配管の外表面と地表面との距離				
	下	配管の深さ				
		盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率				
		配管の支持条件が急変する箇所への措置				
	埋	掘さくおよび埋めもどしの方法				
		道	配管の外表面から建築物等の水平距離			
			配管の深さ			
	盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率					
	路	配管の支持条件が急変する箇所への措置				
		掘さくおよび埋めもどしの方法				
自動車荷重の影響の少ない場所に埋設						
下	配管の外表面から道路境界の水平距離					
	配管の外表面から他の工作物の距離					
	防護工の設置（市街地の道路下に埋設する場合）					
埋	配管の外表面と路面との距離（市街地の道路の路面下に埋設する場合）					
	防護工または防護構造物外表面と路面との距離（市街地の道路の路面下に埋設する場合）					
	配管の外表面と路面との距離（市街地以外の道路の路面下に埋設する場合）					
法	配管の外表面と路盤の最下部との距離（舗装されている車道に埋設する場合）					
	配管の外表面と地表面との距離（路面下以外の道路下に埋設する場合）					
	防護工または防護構造物と地表面との距離（路面下以外の道路下に埋設する場合）					
	設	電線等が埋設されている道路の上部に埋設禁止				

線 路 敷 下 埋 設	配管の外表面から建築物等の水平距離					
	配管の外表面から他の工作物の距離					
	配管の深さ					
	盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率					
	配管の支持条件が急変する箇所への措置					
	掘さくおよび埋めもどしの方法					
	配管の外表面からの水平距離					
	配管の外表面と地表面との距離					
河 川 保 全 区 域 内 埋 設	配管の外表面から建築物等の水平距離					
	配管の外表面から他の工作物の距離					
	配管の外表面と地表面との距離					
	配管の深さ					
	盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率					
	配管の支持条件が急変する箇所への措置					
	掘さくおよび埋めもどしの方法					
	堤防のり尻または護岸のり肩に対し河川管理上必要な距離					
地 上 設 置	配管を地表面に接しないこと。					
	保安距離					
	保有空地					
	支 持 物	安全な構造の支持物により支持				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
	配管または配管の支持物への防護設備					
維持管理上必要な間隔						
海 底 設 置	配管は、埋設すること。					
	既設の配管と交差しないこと。					
	既設の配管に対する水平距離					
	配管が相互に接触することのないよう必要な措置					

		配管の立ち上がり部に防護工の設置			
		配管の外面と海底面との距離			
		洗掘を防止するための措置			
		掘さくおよび埋めもどしの方法			
		配管を埋設しないで設置する場合の海底面の措置			
		配管の浮揚または移動を防止するための措置			
海上設置	海	配管を安全な構造の支持物により支持			
	上	配管は、海面との間に必要な空間を確保して設置			
	設	船舶の衝突等によって配管またはその支持物が損傷を受けるおそれのある場合の防護設備			
	置	配管の維持管理上必要な間隔			
道路横断設置	道	道路下に埋設（道路上を架空横断して設置可能）			
		配管をさや管等の構造物の中に設置			
		配管等の地表面と接しない部分の最下部と路面との垂直距離			
	路	配管の外面から建築物等の水平距離			
		配管の深さ			
		盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率			
	横	配管の支持条件が急変する箇所の措置			
		掘さくおよび埋めもどしの方法			
		配管の外面から他の工作物の距離			
	断	防護工の設置（市街地の道路下に埋設する場合）			
		配管の外面と路面との距離（市街地の道路の路面下に埋設する場合）			
		防護工または防護構造物外面と路面との距離（市街地の道路の路面下に埋設する場合）			
		配管の外面と路面との距離（市街地以外の道路の路面下に埋設する場合）			
		配管の外面と路盤の最下部との距離（舗装されている車道に埋設する場合）			
	設	配管の外面と地表面との距離（路面下以外の道路下に埋設する場合）			
		防護工または防護構造物と地表面との距離（路面下以外の道路下に埋設する場合）			
電線等が埋設されている道路の上部に埋設禁止					
置					

	保安距離			
	保有空地			
	支 持 物	安全な構造の支持物により支持		
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)		
	配管または配管の支持物への防護設備			
	維持管理上必要な間隔			
線 路 下 横 断 埋 設	配管の外側から他の工作物の距離			
	配管の深さ			
	盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率			
	配管の支持条件が急変する箇所への措置			
	掘さくおよび埋めもどしの方法			
	配管の外側からの水平距離			
	配管の外側と地表面との距離			
	配管をさや管等の構造物の中に設置			
河 川 お よ び 水 路 を 横 断 し て 配 管 を 設 置 す る 場 合	河川を横断する場合、橋に設置（河川の下を横断して埋設すること可能）			
	河 川 お よ び 水 路 を 横 断 し て 配 管 を 設 置 す る 場 合	さや管等の構造物の中に設置		
		構造物の浮揚または船舶の投錨 <small>（ひきかぎ）</small> による損傷を防止するための措置		
	配管の外側から建築物等の水平距離			
	配管の深さ			
	盛土または切土の斜面の近傍に配管を埋設する場合の安全率			
	配管の支持条件が急変する箇所への措置			
	保安距離			
	保有空地			
	支 持 物	安全な構造の支持物により支持		
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)		
	配管または配管の支持物への防護設備			
	維持管理上必要な間隔			

		配管の外表面と計画河床高との距離（河川の下を横断して埋設する場合）				
		河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設（河川の下を横断して埋設する場合）				
漏えい拡散防止措置		市街地				
		河川上				
		隧道上				
		道路上				
		線路敷上				
		砂質土等の透水性地盤				
		可燃性の蒸気の滞留防止措置（配管を設置するために設ける隧道で人が立ち入る可能性のあるもの）				
		不等沈下、地すべり等により配管が損傷を受けることのないよう必要な措置（不等沈下等のおそれのある場所における配管）				
		配管に生じる応力を検知するための装置を設置（不等沈下等のおそれのある場所における配管）				
		配管に過大な応力が生じることのないよう必要な措置（配管と橋との取付部）				
		露出している部分の両端を地中に支持（掘さくにより周囲が露出することとなった配管の保護）				
		つり防護、受け防護その他の適切な防護措置（過大な応力を生ずるおそれがある場合、掘さくにより周囲が露出することとなった配管の保護）				
配管等の試験	非破壊試験	放射線透過試験				
		超音波探傷試験				
		磁粉探傷試験				
		浸透探傷試験				
		耐圧試験				
保安設備等		運転状態の監視装置（配管系）				
		警報装置（配管系）				
	安全制御装置（配管系）		圧力安全装置			
			自動的に危険物の漏えいを検知することができる装置			
			緊急遮断弁			
			感震装置			
			ポンプ制御機能			
		ポンプ、緊急遮断弁等が連動して速やかに停止または閉鎖する制御機能				

圧力安全装置	材質および強度					
	圧力変動を十分に吸収することができる容量					
漏えい検知装置等	配管系の点検箱には、可燃性の蒸気を検知することができる装置					
	配管系内の危険物の流量を測定することによって自動的に危険物の漏えいを検知することができる装置					
	配管系内の圧力を測定することによって自動的に危険物の漏えいを検知することができる装置					
	配管系内の圧力を一定に静止させ圧力を測定することによって危険物の漏えいを検知できる装置					
	漏えい検知	漏えい検知口の設置場所				
配管に沿って設けられる漏えい検知用の管に接続されていること。						
緊急遮断弁	配管の設置場所の状況に応じて緊急遮断弁設置					
	緊急遮断弁の設置位置					
	機能	遠隔操作および現地操作によって閉鎖する機能				
		自動的に危険物の漏えいを検知する装置によって異常が検知された場合に自動的に、かつ、速やかに閉鎖する機能				
		感震装置または強震計によって設定した加速度以上の地震動が検知された場合に自動的に、かつ、速やかに閉鎖する機能				
		緊急遮断弁を閉鎖するための制御が不能となった場合に自動的に、かつ、速やかに閉鎖する機能				
	緊急遮断弁の開閉状態が、当該弁の設置場所において容易に確認されるもの					
緊急遮断弁を点検箱内に設置（緊急遮断弁を地下に設ける場合）						
危険物除去装置						
感震装置等	感震装置および強震計の設置箇所					
	強震計の性能					
通報設備	緊急通報設備	発信部の設置場所				
		受信部の設置場所				
	消防機関に報ずる設備	専用設備				
		設置位置				
警報設備						
巡回監視車						
資機材倉庫						
資機材置場						

予備動力源				
保安用接地等（配管系）				
絶縁（配管系）				
絶縁用継手を挿入（配管系）				
避雷器の接地箇所付近に配管を設置する場合の絶縁のための必要な措置				
避雷設備（危険物を移送する配管等の部分を除く。）				
電気設備				
標 識 等	標識			
	防火に関し必要な事項を掲示した掲示板			
	位置標識			
	注意標識			
保安設備の作動試験				
船舶よりまたは船舶へ移送する場合の配管系の保安設備等				
ポ ン プ	ポンプの規格			
	ポンプケーシングの材料			
	ポンプ軸封印部			
	安全装置（50キロワットを超えるもの）			
	日本産業規格に定める試験に合格するもの			
	保有空地			
	保安距離			
	ポンプは、堅固な基礎の上に固定して設置			
プ ン プ 等 室	不燃材料			
	屋根（石綿版その他軽量な不燃材料）			
	窓・出入口（防火設備）			
	窓・出入口にガラスを用いる場合（網入りガラス）			
	床（危険物が浸透しない構造・周囲に囲い、高さ0.2メートル以上）			
適当な傾斜・貯留設備の設置				

		採光・照明設備			
		換気設備			
		強制排出設備			
	ポンプ等を屋外に設置	地盤面は、危険物が浸透しない構造			
		周囲に囲い（高さ0.15メートル以上）			
		排水溝・貯留設備			
ピグ取扱い装置	ピグ取扱い装置の強度				
	ピグ取扱い装置の内部圧力を安全に放出でき、かつ内部圧力が放出された後でなければピグの挿入または取出しができないような措置				
	ピグ取扱い装置を設置する床	危険物が浸透しない構造			
		排水溝・貯留設備			
切替え弁等	切替え弁、制御弁等の設置場所				
	開閉状態が当該弁の設置場所において確認できるもの				
	弁を地下に設ける場合、点検箱内に設置				
	管理者等以外のものが手動で開閉できないもの				
受入れ口および払出し口	危険物の受入れ口等の設置場所				
	危険物の受入れ口等は、ホースまたは管と結合することができ、危険物が漏れない構造				
	標識および掲示板				
	閉鎖弁				
移送基地の保安措置	移送基地に塀等の設置				
	危険物流出防止措置	危険物を取り扱う施設の敷地内距離			
		油分離装置（非水溶性の第4類危険物）			
		敷地境界線部分の土盛り等			
著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
危険物取扱者等	危険物保安統括管理者				
	危険物保安監督者				
	危険物施設保安員				
手数料					

特記事項

別記第13号様式（第3条，第4条関係）

その1

審査表（一般取扱所）

〔政令第19条第1項〕

審査事項		審査区分	現地調査		
			書面	中間完成	
保安距離					
保有空地					
標識・掲示板					
建	地階の禁止				
	壁	不燃材料			
		延焼のおそれのある外壁（耐火構造・出入口以外の開口部禁止）			
	柱（不燃材料）				
	はり（不燃材料）				
	階段（不燃材料）				
	屋根	不燃材料で造り軽量な不燃材料でふく			
		第2類危険物（粉状のものおよび引火性固体を除く。）のみを取り扱う場合，耐火構造とすること可能			
		防火設備			
	窓および出入口	延焼のおそれがある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）			
網入ガラス					
不燃材料					
床	液状の危険物を取り扱うもの（危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備）				
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）				
屋外に設けた危険物を取り扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）				
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					
加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）					
電気設備					
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）					
避雷設備（指定数量の倍数10以上）					
危険物を取り扱うタンクの基準（屋外タンクは防油堤設置）					

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)				
		重量保護措置				
		外面の防食措置	金属製配管塗覆装			
			コーティング			
			電気防食			
		強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
材質・口径						
接続方法						
埋設方法						
管	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)					
	アルキルアルミニウム等の製造所の基準の特例(省令第13条の8)					
	アセトアルデヒド等の製造所の基準の特例(省令第13条の9)					
	ヒドロキシルアミン等の基準の特例(省令第13条の10)					
	消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
		消火困難な製造所等に係る消火設備				
		その他の製造所等に係る消火設備				
	警報設備	自動火災報知設備				
		その他の警報設備				
	危険物保安監督者または危険物取扱者					
	手数料					
	特記事項					

審査表 (一般取扱所 (配管供給施設))

[政令第19条第1項]

審査事項		審査区分		書面	現地調査		
					中間	完成	
危険物基準の特例適用							
共同住宅・学校・ホテル等に設置する燃料供給施設に限る。							
危険物の指定 (灯油・重油)							
標識・掲示板							
設置場所 (耐火構造の建築物または壁、柱、床、はり、屋根、階段が不燃材料で造った建築物)							
専用タンク	屋内タンク貯蔵所の基準						
	地下タンク貯蔵所の基準						
中	中継タンクの容量 (1,000リットル未満)						
	屋上設置	中継タンクの容量	中継タンクの容量以上				
			複数設置の場合、最大タンクの容量以上				
		周囲に設置する防油堤	構造	鉄筋コンクリート造 (灯油等が外に流出しない構造)			
				雨水浸入防止のための覆いの設置 (不燃材料)			
		覆いの構造 (点検に支障ない構造)					
屋内設置	タンク専用室に設置						
	しきい、せき等の高さ (中継タンクの容量以上の量を収納できる高さ)						
タ	構	屋外	戻り管の設置 (口径は専用タンクからの供給用配管の口径以上)				
			戻り管に弁を設けないこと。				
		また	タンクの材質・板厚 (容量200リットル以下の場合、板厚2.3ミリメートル以上)				
			外面さび止め塗装				
			通気管・安全装置				
		屋内設置	自動計量装置				
			弁の材質・構造 (鋳鋼等で危険物が漏れない構造)				
ク	造	屋外	地震、風圧に耐える構造				
			放爆構造				
			底板の外面腐食防止措置				

ポ ン プ	中 継 タン クを 有し ない もの	電磁ポンプに限定				
		電磁ポンプの構造（油漏れのない構造）				
		電磁ポンプに圧力調整バルブの設置				
戸 別 タ ク	中継タンクと各戸の燃料機器との間に設置					
	容量（30リットル以下）					
	タンクの材質・板厚（1.2ミリメートル以上の鋼板等）					
	通気管（設けないことができる）					
	設置場所（容易に点検でき、避難上支障のない場所）					
	外面さび止め塗装（ステンレス製等を除く。）					
	固定（地震等の際に容易に転倒しない構造）					
	架台の構造（不燃材料）					
	戻り配管の設置（口径は供給用配管の口径より大きいもの）					
	戻り管に弁を設けないこと。					
	減圧装置等の設置					
中 継 タン クを 有し ない もの の	液 面 制 御	フロートスイッチの設置				
		フロートスイッチの下限でポンプが作動し、かつ、戸別タンク燃料供給弁が開放する機能				
		フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、戸別タンク燃料供給弁が閉鎖する機能				
		フロートスイッチの上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設置				
	電磁ポンプが停止した場合、戸別タンク燃料供給弁およびポンプ吐出側遮断弁の閉鎖					
	フロートスイッチの状態表示					
	緊急遮断弁の設置（弁は落差圧に耐えるもの）					
	戸別タンクの設置の高さ（2.5m以下）					
配 管	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地	外面 の防	地盤面上接地禁止			

上	食措置	腐食防止塗装				
	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地	接合部の漏えい点検措置					
	重量保護措置					
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
溶接等	点検が容易でない場所に設けられる配管の接続部分					
	専用タンクと建築物の連絡部分に設けられる立ち上がり配管					
配管が建築物の主要構造部を貫通する部分に接続部分を設けないこと。						
表示	見やすい箇所に取り扱う危険物の物品名を表示(幅30センチメートル以上の帯状・色)					
	室内配管(点検のために設けた開口部にある配管ごとに表示)					
	屋外配管(見やすい箇所に1箇所以上表示)					
戸別タンクごとに燃料供給遮断弁(自動または手動)を設置						
燃料緊急遮断弁閉鎖時、閉鎖した以外の戸別タンクの燃料を遮断しない措置						
ポンプ吐出側の配管に燃料の供給を遮断できる弁(中継タンクを有しないものに限る)						
緊急遮断装置の設置						
緊急遮断装置の表示(色)						
制御回路に異常発生時における燃料供給停止機能保有(中継タンクを有しないものに限る)						
オイルリフター	中継タンクを有しないもの	電磁ポンプ以外への燃料供給禁止				
		電磁ポンプの吐出能力以上の吸上げ能力保有				
		あふれ防止装置(フロート)の設置				

	戻り配管設置（弁の設置禁止）			
	サービスタンクの容量（概ね1リットル以上）			
電気設備				
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）				
供給設備の監視・制御等を行う場所および体制				
供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制および対応体制				
消火設備（専用タンク・中継タンク・戸別タンク）				
警報設備				
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表（一般取扱所（吹付塗装作業等））

[政令第19条第2項第1号・省令第28条の54第1号・省令第28条の55第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定（第2類または第4類（特殊引火物を除く。）危険物に限定）					
危険物の数量（指定数量の倍数30未満）					
塗装・印刷・塗布等の用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）					
標識・掲示板					
建築物	建	地階の禁止			
		建築物の他の部分と区画する壁または床（70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止）			
		壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
	床	耐火構造			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備			
		はり（耐火構造）			
		屋根・上階がある場合、上階の床（耐火構造）			
		窓の禁止			
	出入口	特定防火設備			
		延焼のおそれのある外壁および他の部分との隔壁に設ける場合（自動閉鎖の特定防火設備）			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）			
	物	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）			
屋外に設けた危険物取扱設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）				
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					
加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）					

電気設備						
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）						
避雷設備（指定数量の倍数10以上）						
危険物を取り扱うタンクの基準						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地 管 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化 プラ スチ ック 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					

危険物保安監督者			
手数料			
特記事項			

審査表（一般取扱所（洗浄作業））

〔政令第19条第2項第1号の2・省令第28条の54第1号の2・省令第28条の55の2第2項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（引火点40度以上の第4類危険物に限る。）						
危険物の数量（指定数量の倍数30未満）						
洗浄の用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）						
標識・掲示板						
建築物	建	地階の禁止				
		建築物の他の部分と区画する壁または床（70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止）				
		壁（耐火構造）				
		柱（耐火構造）				
		床	耐火構造			
			危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備			
		はり（耐火構造）				
		屋根・上階がある場合、上階の床（耐火構造）				
		窓の禁止				
		出入口	特定防火設備			
			延焼のおそれのある外壁および他の部分との隔壁に設ける場合（自動閉鎖の特定防火設備）			
		採光・照明設備・換気設備				
		強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）				
		防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）				
	屋外に設けた危険物を取り扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備						
第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）						
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
加熱設備に加熱防止装置の設置						

危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)					
電気設備					
静電気が発生するおそれのある設備 (静電気除去装置)					
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)					
危険物を取り扱うタンクの基準					
危険物を取り扱うタンクの周囲に囲いの設置 (指定数量の5分の1未満のものを除く)					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)				
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)				
	地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止		
腐食防止塗装					
支持物		地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
地下	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)				
	重量保護措置				
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
		埋設方法			
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)				
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表 (一般取扱所 (洗浄作業・設備単位の規制))

[政令第19条第2項第1号の2・省令第28条の5第4第1号の2・省令第28条の55の2第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (引火点40度以上の第4類危険物に限る。)					
危険物の数量 (指定数量の倍数10未満)					
洗浄の用途に限定 (危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)					
標識・掲示板					
建築物	建	平屋建 (天井禁止)			
		壁 (不燃材料)			
		柱 (不燃材料)			
	床	不燃材料			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・周囲に排水溝 (危険物を取り扱う設備の周囲に保有する空地を含む)			
		はり (不燃材料)			
		屋根 (不燃材料)			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出 (屋外の高所に排出) 設備 (可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの)			
	物	防火上有効なダンパー等 (換気設備・強制排出設備に設置)			
危険物を取り扱う設備	床に固定				
	周囲に幅3メートル以上の空地を保有				
	空地が3メートル未満の部分	壁および柱 (耐火構造)			
		出入口以外の開口部禁止			
		出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)			
内部で発生した可燃性の蒸気または微粉が外部に拡散しない構造もしくは、その蒸気または微粉を直接屋外の高所に排出する設備 (防火ダンパー付)					
屋外に設けた危険物取扱い設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物 (貯留設備に油分離装置)				
危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (漏れ・あふれ・飛散防止構造)					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備 (温度測定装置)					

加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
加熱設備に加熱防止装置の設置						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)						
電気設備						
静電気が発生するおそれのある設備 (静電気除去装置)						
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)						
危険物を取り扱うタンクの基準						
危険物を取り扱うタンクの周囲に囲いの設置 (指定数量の5分の1未満のものを除く)						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)					
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
管 下	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)						

消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

その6

審査表（一般取扱所（焼入れ作業等））

[政令第19条第2項第2号・省令第28条の54第2号・省令第28条の56第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定（引火点70度以上の第4類危険物に限定）					
危険物の数量（指定数量の倍数30未満）					
焼入れまたは放電加工の用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）					
標識・掲示板					
建築物	建	地階の禁止			
		建築物の他の部分と区画する壁または床（70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止）			
		壁（耐火構造）			
		柱（耐火構造）			
	床	耐火構造			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備			
		はり（耐火構造）			
		上階の床（耐火構造）・上階のない場合の屋根（不燃材料）			
		窓の禁止			
	出入口	特定防火設備			
		延焼のおそれのある外壁および他の部分との隔壁に設ける場合（自動閉鎖の特定防火設備）			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）			
	物	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）			
屋外に設けた危険物取扱い設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）				
危険物が危険温度に達するまでに警報することができる装置					
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					

加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)					
電気設備					
静電気が発生するおそれのある設備 (静電気除去装置)					
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)					
危険物を取り扱うタンクの基準					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)				
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)				
地	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
	耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)				
	重量保護措置				
管	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	下 製	強化プラスチック製			
設置場所・危険物の種類					
材質・口径					
接続方法					
埋設方法					
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審査表（一般取扱所（焼き入れ作業等・設備単位の規制））

〔政令第19条第2項第2号・省令第28条の54第2号・省令第28条の56第3項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定（引火点70度以上の第4類危険物に限定）					
危険物の数量（指定数量の倍数10未満）					
焼入れまたは放電加工の用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）					
標識・掲示板					
建築物	建	平屋建（天井禁止）			
		壁（不燃材料）			
		柱（不燃材料）			
	床	不燃材料			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・周囲に排水溝（危険物を取り扱う設備の周囲に保有する空地を含む）			
		はり（不燃材料）			
		屋根（不燃材料）			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）			
	物	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）			
危険物を取り扱う設備	床に固定				
	周囲に幅3メートル以上の空地を保有				
	空地が3メートル未満の部分	壁および柱（耐火構造）			
		出入口以外の開口部禁止			
出入口（自動閉鎖の特定防火設備）					
屋外に危険物を扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）				
危険物が危険温度に達するまでに警報することができる装置					
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					

加熱設備・乾燥設備の直火禁止				
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)				
電気設備				
静電気が発生するおそれのある設備 (静電気除去装置)				
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)				
危険物を取り扱うタンクの基準				
配	十分な強度有すること。			
	水圧試験			
	危険物により劣化しないこと。			
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)			
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)			
地	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止		
		腐食防止塗装		
上	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造		
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)		
地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)			
	重量保護措置			
外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装			
	コーティング			
	電気防食			
管 下	強 化 プ ラ ス チ ク 製	設置場所・危険物の種類		
		材質・口径		
		接続方法		
		埋設方法		
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)				
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			

危険物保安監督者			
手数料			
特記事項			

審査表（一般取扱所（ボイラー消費等））

[政令第19条第2項第3号・省令第28条の54第3号・省令第28条の57第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（引火点40度以上の第4類危険物に限定）						
危険物の数量（指定数量の倍数30未満）						
ボイラー等で危険物を消費する用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）						
標識・掲示板						
建築物	建築物の他の部分と区画する壁または床（70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止）					
	壁（耐火構造）					
	柱（耐火構造）					
	床	耐火構造				
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備				
	はり（耐火構造）					
	上階の床（耐火構造）・上階のない場合の屋根（不燃材料）					
	窓の禁止					
	出入口	特定防火設備				
		延焼のおそれのある外壁および他の部分との隔壁に設ける場合（自動閉鎖の特定防火設備）				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）					
	屋外に設けた危険物取扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備						
第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）						
緊急時（地震時・停電時等）の危険物供給自動遮断装置						
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）						

電気設備						
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）						
避雷設備（指定数量の倍数10以上）						
危険物を取り扱うタンク	タンクの基準					
	容量の総計（指定数量未満）					
	タンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く）の周囲に囲い					
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
地上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

審査表（一般取扱所（ボイラー消費等・設備単位の規制））

〔政令第19条第2項第3号・省令第28条の5第3号・省令第28条の5第3項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定（引火点40度以上の第4類危険物に限る。）					
危険物の数量（指定数量の倍数10未満）					
ボイラー等で危険物を消費する用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）					
標識・掲示板					
建築物	建	平屋建（天井禁止）			
		壁（不燃材料）			
		柱（不燃材料）			
	床	不燃材料			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・周囲に排水溝（危険物を取り扱う設備の周囲に保有する空地を含む）			
		はり（不燃材料）			
		屋根（不燃材料）			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）			
	物	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）			
危険物を取り扱う設備	床に固定				
	周囲に幅3メートル以上の空地を保有				
	空地が3メートル未満の部分	壁および柱（耐火構造）			
		出入口以外の開口部禁止			
出入口（自動閉鎖の特定防火設備）					
屋外に危険物を扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）				
緊急時（地震時・停電時等）の危険物供給自動遮断装置					
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					

加熱設備・乾燥設備の直火禁止				
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)				
電気設備				
静電気が発生するおそれのある設備 (静電気除去装置)				
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)				
危険物を 取り扱う タンク	タンクの基準			
	容量の総計 (指定数量未満)			
	タンク (容量が指定数量の5分の1未満のものを除く) の周囲に 囲い			
配	十分な強度有すること。			
	水圧試験			
	危険物により劣化しないこと。			
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)			
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)			
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止		
		腐食防止塗装		
上	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造		
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)		
地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)			
	重量保護措置			
外 面 の 防 食 措 置	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装		
		コーティング		
		電気防食		
管 下	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類		
		材質・口径		
		接続方法		
		埋設方法		
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)				

消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
危険物取扱者				
手数料				
特記事項				

審査表（一般取扱所（建築物の屋上に設置するボイラー消費等））

[政令第19条第2項第3号・省令第28条の54第3号・省令第28条の57第4項]

審査事項	審査区分	書面	現地調査		
			中間	完成	
危険物の指定（引火点40度以上の第4類危険物に限る。）					
危険物の数量（指定数量の倍数10未満）					
ボイラー等で危険物を消費する用途に限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）					
標識・掲示板					
設置場所（壁・柱・床・はり・屋根が耐火構造の建築物の屋上）					
危険物を取り扱う設備	屋上に固定（危険物を移送するための配管を除く。）				
	キュービクル式構造（危険物を取り扱うタンクおよび危険物を取り扱う配管を除く。）				
	キュービクルの周囲に高さ0.15メートル以上の囲い				
	キュービクルの内部に採光・照明・換気設備				
	囲いの周囲に幅3メートル以上の空地を保有				
	空地 が3 メー トル 未満 の部 分	壁および柱（耐火構造）			
		出入口以外の開口部禁止			
		出入口（自動閉鎖の特定防火設備）			
囲いの内部は危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・油分離装置					
危険物を取り扱うタンク	容量の総計（指定数量未満）				
	屋外	タンクの基準（防油堤に係る部分を除く。）			
		タンクの周囲に高さ0.15メートル以上の囲い			
	空地 が3 メー トル 未満 の部 分	壁および柱（耐火構造）			
		出入口以外の開口部禁止			
		出入口（自動閉鎖の特定防火設備）			
	囲いの内部は危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・油分離装置				
	屋内のタンク	タンクの基準			
専用室		壁（不燃材料）			
		柱（不燃材料）			

		床	不燃材料				
			危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備				
		はり（不燃材料）					
		屋根（不燃材料）・天井の禁止					
		窓および出入口	防火設備				
			延焼のおそれがある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）				
			網入ガラス				
		採光・照明設備・換気設備					
		強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
		タンクの周囲に囲いまたは出入口のしきいを高くする					
防火上有効なダンパー等の設置（換気設備（キュービクル内部・タンク専用室）・強制排出設備（タンク専用室））							
緊急時（地震時・停電時等）の危険物供給自動遮断装置							
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）							
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）							
加熱設備・乾燥設備の直火禁止							
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）							
電気設備							
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）							
管	配	十分な強度有すること。					
		水圧試験					
		危険物により劣化しないこと。					
		熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
		加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	上	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
				腐食防止塗装			
		支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
			耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				

	地	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
		重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装					
		コーティング					
		電気防食					
	下	強化 プラ スチ ック 製	設置場所・危険物の種類				
			材質・口径				
			接続方法				
			埋設方法				
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備						
	消火困難な製造所等に係る消火設備						
危険物取扱者							
手数料							
特記事項							

審査表（一般取扱所（充填））

[政令第19条第2項第4号・省令第28条の54第4号・省令第28条の58]

審査事項	審査区分	書面	現地調査	
			中間	完成
危険物の指定（アルキルアルミニウム等・アセトアルデヒド等・ヒドロキシルアミン等を除く危険物）				
車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入（液体の危険物を容器に詰め替えることを含む。）する用途に限定				
保安距離				
保有空地				
標識・掲示板				
建 築	地階の禁止			
	壁	耐火構造または不燃材料		
		通風のため2方以上は壁を設けないこと。		
	柱（耐火構造または不燃材料）			
	床（耐火構造または不燃材料）			
	はり（耐火構造または不燃材料）			
	屋根（耐火構造または不燃材料）			
	物	窓および出入口（防火設備・網入りガラス）		
空				
地	タンクに注入する設備の周囲に保有する空地（タンクを固定した車両がはみ出さず、安全、円滑に注入できる広さ）			
	タンクに注入する設備の空地以外の場所で容器に詰め替える設備の周囲に保有する空地（容器を安全に置くことができ、安全、円滑に詰め替える広さ）			
	舗装の基準			
	可燃性蒸気滞留防止措置			
	漏れた危険物の滞留防止措置（貯留設備）			
	貯留設備に收容された危険物が外部へ流出しない措置（水に溶けない危険物を收容する場合、雨水等が分離され排出する措置）			
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）				
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）				
加熱設備・乾燥設備（直火を用いない構造）				
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）				
電気設備				
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）				

避雷設備（指定数量の倍数10以上）						
危険物を取り扱うタンクの基準（屋外タンクは防油堤設置）						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地 管 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

審査表 (一般取扱所 (詰替え))

[政令第19条第2項第5号・省令第28条の54第5号・省令第28条の59]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (引火点40度以上の第4類危険物に限定)					
危険物の数量 (指定数量の倍数30未満)					
容器に詰め替え (容量4,000リットル以下の移動貯蔵タンク (タンクを2,000リットル以下ごとに仕切ったもの) に注入するものを含む。) の用途に限定					
標識・掲示板					
空地	容器に詰め替えるための固定注油設備のホース機器の周囲 (容器を安全に置くことができ、安全、円滑に詰め替える広さ)				
	タンクに注入するための固定注油設備のホース機器の周囲 (タンクを固定した車両がはみ出さず、安全、円滑に注入できる広さ)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	貯留設備に収容された危険物が外部へ流出しない措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され排出する措置)				
地下専用タンク (容量30,000リットル以下) 以外のタンクの設置禁止					
地下専用タンクの基準					
固定	給油ホースの先端弁				
	給油ホースの長さ				
	先端に蓄積される静電気の除去装置				
	吐出量 (詰め替え60リットル/分以下・車両に固定されたタンクへの注油180リットル/分以下)				
注	懸垂式	最大常用圧力を超えた場合、配管内の危険物を自動的に専用タンクに戻す装置			
		緊急移送停止装置			
油	ポンプ	電動機	固定子は危険物に侵されない樹脂が充填された金属製容器に収納		
		電動機の構造	固定子冷却構造 (運転時)		
		電動機内空気滞留防止構造			
設備	備	電線 (危険物に侵されないもの・危険物に直接触れないよう保護)			
		締切運転時の温度上昇防止措置			
		電動機停止措置 (電動機の温度上昇・ポンプ吸引口の露出時)			

	設 置 方 法	地下貯蔵タンクとフランジ接合				
		地下貯蔵タンク内は保護管内に設置(十分な強度の外装で保護された場合を除く)				
		地下貯蔵タンクの上部に設ける部分(危険物の漏えいが点検できるピット内に設置)				
ホ ー ス 機 器	注油ホース (J I S K 6 3 4 3 「送油用ゴムホース」1種)					
	先端弁および継手の危険物漏れ防止構造					
	注油ホースの破断による危険物漏れ防止措置					
	注油ホースの地盤面接触防止構造					
	注入管の設置(移動タンクの上部から注入するホース機器)					
	危険物過剰注入自動防止構造(上部からの注入吐出量が60リットルを超えるもの)					
	ホース機器が転倒した場合の危険物供給停止装置(油中ポンプ機器に接続するもの)					
	配 管	金属製				
		水圧試験により漏えい等がないもの				
		難燃性を有する材料で造られた外装(ポンプ室に設けるポンプ機器・油中ポンプ機器を除く。)				
	可燃性蒸気流入防止構造(火花を発生おそれのある機械器具の部分)					
	位置(道路境界線・建築物の壁・敷地境界線)					
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
	地 上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装				
	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
管 下	地	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)				
		重量保護措置				
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				

		電気防食			
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
		埋設方法			
電気設備					
周囲に高さ2メートル以上の塀または壁の設置（耐火構造または不燃材料）					
出入口（防火設備）					
ポンプ室等	床（危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備）				
	採光・照明設備・換気設備				
	強制排出設備（可燃性蒸気が滞留するおそれのあるもの）				
屋根等の構造（不燃材料）					
屋根等の水平投影面積（敷地面積の3分の1以下）					
消火設備	消火困難な製造所等に係る消火設備				
	その他の製造所等に係る消火設備				
警報設備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				
危険物取扱者					
手数料					
特記事項					

危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)					
電気設備					
危険物を取り扱うタンクの基準					
危険物を取り扱うタンクの周囲に囲いの設置または建築物のしきいを高くする措置 (指定数量の5分の1未満のものを除く)					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)				
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)				
地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
管	地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)			
		重量保護措置			
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	下	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類		
			材質・口径		
			接続方法		
埋設方法					
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)					
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
警報設備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				

危険物保安監督者			
手数料			
特記事項			

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 下 管	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ック 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)						
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

審査表 (一般取扱所 (油圧装置等・設備単位の規制))
 [政令第19条第2項第6号・省令第28条の54第6号・省令第28条の60第4項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。)					
危険物の数量 (指定数量の倍数30未満)					
油圧装置または潤滑油循環装置を設置するものに限定 (危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)					
標識・掲示板					
建築物	建	平屋建 (天井禁止)			
		壁 (不燃材料)			
		柱 (不燃材料)			
	床	不燃材料			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・周囲に排水溝 (危険物を取り扱う設備の周囲に保有する空地を含む)			
		はり (不燃材料)			
		屋根 (不燃材料)			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出 (屋外の高所に排出) 設備 (可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの)			
	物	防火上有効なダンパー等 (換気設備・強制排出設備に設置)			
危険物を取り扱う設備	床に固定				
	周囲に幅3メートル以上の空地を保有				
	空地が3メートル未満の部分	壁および柱 (耐火構造)			
		出入口以外の開口部禁止			
	出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)				
屋外に設けた危険物取扱設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物 (貯留設備に油分離装置)				
危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (漏れ・あふれ・飛散防止構造)					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備 (温度測定装置)					
加熱設備・乾燥設備の直火禁止					

危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)					
電気設備					
危険物を取り扱うタンクの基準					
危険物を取り扱うタンクの周囲に囲いの設置 (指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く)					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)				
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)				
地	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
上	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
管	地	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)			
		重量保護措置			
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	下	強 化 プ ラ ス チ ク 製	設置場所・危険物の種類		
			材質・口径		
			接続方法		
			埋設方法		
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)				
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備				
	消火困難な製造所等に係る消火設備				
警 報 設 備	自動火災報知設備				
	その他の警報設備				

危険物保安監督者			
手数料			
特記事項			

審査表（一般取扱所（切削装置等））

[政令第19条第2項第7号・省令第28条の54第7号・省令第28条の60の2第2項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）						
危険物の数量（指定数量の倍数30未満）						
切削油として危険物を用いた切削装置等を設置するものに限定（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）						
標識・掲示板						
建 築 物	地階の禁止					
	壁（耐火構造）					
	柱（耐火構造）					
	床	耐火構造				
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備				
	はり（耐火構造）					
	上階の床（耐火構造）・上階のない場合の屋根（不燃材料）					
	窓の禁止					
	出入口	特定防火設備				
		延焼のおそれのある外壁および他の部分との隔壁に設ける場合（自動閉鎖の特定防火設備）				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）					
	屋外に設けた危険物取扱う設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備						
第4類非水溶性危険物（貯留設備に油分離装置）						
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）						
電気設備						

危険物を取り扱うタンクの基準						
危険物を取り扱うタンクの周囲に囲いの設置または建築物のしきいを高くする措置（指定数量の5分の1未満のものを除く）						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
	地	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
	上	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			
	管	地	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）			
重量保護措置						
外面の防食措置		金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
下		強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
			材質・口径			
			接続方法			
	埋設方法					
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

審査表 (一般取扱所 (切削装置等・設備単位の規制))
 [政令第19条第2項第7号・省令第28条の54第7号・省令第28条の60の2第3項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。)					
危険物の数量 (指定数量の倍数10未満)					
切削油として危険物を用いた切削装置等を設置するものに限定 (危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)					
標識・掲示板					
建築物	建	平屋建 (天井禁止)			
		壁 (不燃材料)			
		柱 (不燃材料)			
	床	不燃材料			
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・周囲に排水溝 (危険物を取り扱う設備の周囲に保有する空地を含む)			
		はり (不燃材料)			
		屋根 (不燃材料)			
		採光・照明設備・換気設備			
		強制排出 (屋外の高所に排出) 設備 (可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの)			
	物	防火上有効なダンパー等 (換気設備・強制排出設備に設置)			
危険物を取り扱う設備	床に固定				
	周囲に幅3メートル以上の空地を保有				
	空地が3メートル未満の部分	壁および柱 (耐火構造)			
		出入口以外の開口部禁止			
出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)					
屋外に設けた危険物取扱設備	直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
	地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
	第4類非水溶性危険物 (貯留設備に油分離装置)				
危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (漏れ・あふれ・飛散防止構造)					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備 (温度測定装置)					
加熱設備・乾燥設備の直火禁止					

危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）					
加熱設備・乾燥設備の直火禁止					
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）					
電気設備					
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）					
避雷設備（指定数量の倍数10以上）					
危険物を取り扱うタンクの基準					
危険物を取り扱うタンクの周囲に囲いの設置（指定数量の5分の1未満のものを除く）					
配	十分な強度有すること。				
	水圧試験				
	危険物により劣化しないこと。				
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く）				
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）				
地 上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
		腐食防止塗装			
	支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）			
地 管 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く）				
	重量保護措置				
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装			
		コーティング			
		電気防食			
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
		材質・口径			
		接続方法			
埋設方法					
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）					

消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備			
	消火困難な製造所等に係る消火設備			
警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

その19

審査表（一般取扱所（蓄電池設備を建築物（屋上以外）に設けるもの）

〔政令第19条第2項第9号・省令第28条の54第9号・省令第28条の60の4第2項，第3項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類または第4類に限定）						
危険物の数量（指定数量の倍数30未満）						
危険物を用いた蓄電池設備に限定						
蓄電池設備の基準（告示第68条の2の2に適合）						
標識・掲示板						
建築物	建築物の他の部分と区画する壁または床（70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造または同等以上の構造・出入口以外の開口部禁止）					
	壁（耐火構造）					
	柱（耐火構造）					
	床	耐火構造				
		危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備				
	はり（耐火構造）					
	上階の床（耐火構造）・上階のない場合の屋根（不燃材料）					
	窓の禁止					
	出入口	特定防火設備				
		延焼のおそれのある外壁および他の部分との隔壁に設ける場合（自動閉鎖の特定防火設備）				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
	防火上有効なダンパー等（換気設備・強制排出設備に設置）					
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）						
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）						
避雷設備（指定数量の倍数10以上）						

危険物を取り扱うタンクの基準						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 管 下	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化 プラ スチ ック 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

その20

審査表 (一般取扱所 (蓄電池設備を建築物の屋上に設置するもの))

[政令第19条第2項第9号・省令第28条の54第9号・省令第28条の60の4第2項・第4項]

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定 (リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類または第4類に限定)						
危険物の数量 (指定数量の倍数10未満)						
危険物を用いた蓄電池設備に限定						
蓄電池設備の基準 (告示第68条の2の2に適合)						
標識・掲示板						
設置場所 (壁・柱・床・はり・屋根が耐火構造の建築物の屋上)						
危険物を取り扱う設備	屋上に固定					
	キュービクル式・キュービクルの周囲に高さ0.15メートル以上の囲い					
	囲いの周囲に幅3メートル以上の空地を保有					
	空地が3メートル未満の部分	壁および柱 (耐火構造)				
		出入口以外の開口部禁止				
	出入口 (自動閉鎖の特定防火設備)					
	囲いの内部は危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備・油分離装置					
危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (漏れ・あふれ・飛散防止構造)						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備 (温度測定装置)						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)						
静電気が発生するおそれのある設備 (静電気除去装置)						
避雷設備 (指定数量の倍数10以上)						
危険物を取り扱うタンクの基準						
配管	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)					

地 上	外面 の防 食措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 下	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外面 の防 食措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

その21

審査表（一般取扱所（蓄電池設備（屋外コンテナ等蓄電池設備）を屋外に設けるもの））

〔政令第19条第2項第9号・省令第28条の54第9号・省令第28条の60の4第2項・第5項〕

審査事項		審査区分	書面	現地調査		
				中間	完成	
危険物の指定（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類または第4類に限定）						
危険物を用いた蓄電池設備に限定						
蓄電池設備の基準	周囲に3m以上の空地进行保有					
	堅固な基礎の上に固定					
	キュービクル式					
	告示第68条の2の2に適合					
	冷却するための散水設備（指定数量100倍以上）					
標識・掲示板						
建築物	建	地階の禁止				
	壁	不燃材料				
		延焼のおそれのある外壁（耐火構造・出入口以外の開口部禁止）				
	柱（不燃材料）					
	はり（不燃材料）					
	階段（不燃材料）					
	屋根	不燃材料で造り軽量な不燃材料でふく				
		第2類危険物（粉状のものおよび引火性固体を除く。）のみを取り扱う場合、耐火構造とすること可能				
	窓および出入口	防火設備				
		延焼のおそれがある外壁（自動閉鎖の特定防火設備）				
		網入ガラス				
	床	不燃材料				
		液状の危険物を取り扱うもの（危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備）				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出（屋外の高所に排出）設備（可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの）					
危険物を取り扱う機械器具その他の設備（漏れ・あふれ・飛散防止構造）						

危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備（温度測定装置）						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備（圧力計・安全装置）						
静電気が発生するおそれのある設備（静電気除去装置）						
避雷設備（指定数量の倍数10以上）						
危険物を取り扱うタンクの基準（屋外タンクは防油堤設置）						
配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。（地下等に設置は除く。）					
	加熱設備・保温設備（火災予防上安全な構造）					
地 上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。（鉄筋コンクリート等）				
地 管 下	接合部の漏えい点検措置（溶接等の接合は除く。）					
	重量保護措置					
	外面の防食措置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
埋設方法						
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置（火災予防上支障ない位置）						
消 火 設 備	消火困難な製造所等に係る消火設備（指定数量30倍以上）					
	その他の製造所等に係る消火設備					

警報設備	自動火災報知設備			
	その他の警報設備			
危険物保安監督者				
手数料				
特記事項				

審 査 表 (一般取扱所 (高引火点危険物))

[政令第 19 条第 3 項・省令第 28 条の 6 1]

審 査 事 項		審 査 区 分	書 面	現 地 調 査		
				中 間	完 成	
危険物の指定 (高引火点危険物 (引火点 100 度以上の第四類の危険物) を 100 度未満の温度で取り扱うものに限る。)						
保安距離 (不活性ガスの高圧ガス施設・特別高圧電線を除く)						
保有空地 (3 メートル以上)						
標識・掲示板						
	壁	不燃材料				
		延焼のおそれのある外壁 (耐火構造・出入口以外の開口部禁止)				
	柱 (不燃材料)					
	はり (不燃材料)					
	階段 (不燃材料)					
	屋根 (不燃材料)					
	窓および出入口	防火設備または不燃材料もしくはガラスで造られた戸				
		延焼のおそれがある外壁 (自動閉鎖の特定防火設備)				
		延焼のおそれがある外壁に設置のガラス (網入ガラス)				
	床	不燃材料				
		液状の危険物を取り扱うもの (危険物が浸透しない構造・傾斜・貯留設備)				
	採光・照明設備・換気設備					
	強制排出 (屋外の高所に排出) 設備 (可燃性蒸気または微粉が滞留するおそれがあるもの)					
	屋外に設けた危険物取扱い設備	直下の地盤面の周囲に高さ 0.15 メートル以上の囲いの設置または流出防止と同等以上の効果のある措置				
		地盤面をコンクリート等の危険物の浸透しない材料で覆う・傾斜・貯留設備				
第 4 類非水溶性危険物 (貯留設備に油分離装置)						
危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (漏れ・あふれ・飛散防止構造)						
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備 (温度測定装置)						
加熱設備・乾燥設備の直火禁止						
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)						
電気設備						
危険物を取り扱うタンクの基準 (屋外タンクは防油堤設置・防油堤の高さの規制は除く)						

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備 (火災予防上安全な構造)					
	地 上	外面の防食措置	地盤面上接地禁止			
			腐食防止塗装			
		支持物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造			
			耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)			
	地 下	接合部の漏えい点検措置 (溶接等の接合は除く)				
		重量保護措置				
		外面の防食措置	金属製配管塗覆装			
			コーティング			
			電気防食			
		強化プラスチック製	設置場所・危険物の種類			
材質・口径						
接続方法						
埋設方法						
電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置 (火災予防上支障ない位置)						
消火設備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					
警報設備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者または危険物取扱者						
手数料						
特記事項						

審査表 (一般取扱所 (高引火点危険物の充てん))

[政令第19条第3項・省令第28条の54第4号・省令第28条の62]

審査事項		審査区分	書面	現地調査	
				中間	完成
危険物の指定 (高引火点危険物を100度未満の温度で取り扱うもの)					
車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入 (液体の危険物を容器に詰め替えることを含む。) する用途に限定					
保安距離 (不活性ガスの高压ガス施設・特別高压電線を除く)					
保有空地 (3メートル以上)					
標識・掲示板					
建	壁	耐火構造または不燃材料			
		通風のため2方以上は壁を設けないこと。			
築	柱 (耐火構造または不燃材料)				
	床 (耐火構造または不燃材料)				
	はり (耐火構造または不燃材料)				
	屋根 (耐火構造または不燃材料)				
物	窓および出入口 (防火設備または不燃材料もしくはガラスで造られた戸)				
空	タンクに注入する設備の周囲に保有する空地 (タンクを固定した車両がはみ出さず、安全、円滑に注入できる広さ)				
	タンクに注入する設備の空地以外の場所で容器に詰め替える設備の周囲に保有する空地 (容器を安全に置くことができ、安全、円滑に詰め替える広さ)				
	舗装の基準				
	可燃性蒸気滞留防止措置				
	漏れた危険物の滞留防止措置 (貯留設備)				
	貯留設備に収容された危険物が外部へ流出しない措置 (水に溶けない危険物を収容する場合、雨水等が分離され排出する措置)				
危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (漏れ・あふれ・飛散防止構造)					
危険物を加熱もしくは冷却する設備または危険物の温度変化が起こる設備 (温度測定装置)					
加熱設備・乾燥設備 (直火を用いない構造)					
危険物を加圧する設備または危険物の圧力が上昇するおそれがある設備 (圧力計・安全装置)					
電気設備					
危険物を取り扱うタンクの基準 (屋外タンクは防油堤設置・防油堤の高さの規制は除く)					

配	十分な強度有すること。					
	水圧試験					
	危険物により劣化しないこと。					
	熱により容易に変形しないこと。(地下等に設置は除く)					
	加熱設備・保温設備(火災予防上安全な構造)					
地 上	外 面 の 防 食 措 置	地盤面上接地禁止				
		腐食防止塗装				
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化に対し安全な構造				
		耐火性能を有すること。(鉄筋コンクリート等)				
地 管 下	接合部の漏えい点検措置(溶接等の接合は除く)					
	重量保護措置					
	外 面 の 防 食 措 置	金属製配管塗覆装				
		コーティング				
		電気防食				
	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製	設置場所・危険物の種類				
		材質・口径				
		接続方法				
		埋設方法				
	電動機・ポンプ設備・弁・接手等の位置(火災予防上支障ない位置)					
消 火 設 備	著しく消火困難な製造所等に係る消火設備					
	消火困難な製造所等に係る消火設備					
	その他の製造所等に係る消火設備					
警 報 設 備	自動火災報知設備					
	その他の警報設備					
危険物保安監督者						
手数料						
特記事項						

別記第14号様式（第3条，第4条関係）

審査表（許可申請に係る添付図面等）

[省令第4条・省令第5条]

審査事項			審結	査果		
図	製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置図					
	製造所等の周囲の状況図					
	屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分の構造および用途に関する図面					
	製造所等を構成する建築物その他の工作物および機械器具その他の設備の配置図					
	製造所または一般取扱所にあつては，工程の概要図					
	保安対象物件の状況が示された図面および保有空地の範囲が示された図面					
	面	製造所等において危険物を貯蔵し，または取り扱う建築物その他の工作物および機械器具その他の設備	建	平面図・立面図（4面）・断面図		
				主要構造部（壁・柱・床・はり・屋根等）の構造等を平面図等に記載		
			築	耐火構造または不燃材料で国土交通大臣の認定品を使用する場合，認定番号を記載		
				防火設備で国土交通大臣の認定品を使用する場合，認定番号を記載		
				窓および出入口の位置，寸法，構造等を平面図等に記載		
			物	排水溝，ためます等の位置および寸法を平面図等に記載		
		工作物・防火塀等	工作物の架構図および構造図			
			防火塀，隔壁等の位置を示した平面図および構造図			
		タンク等	タンク・塔槽類・危険物取扱設備等の構造図			
			液面計等の附属設備の取付位置，材質等を構造図に記載			
計量機器等の位置，機能等を配置図等に記載						
危険物取扱設備と関連のある非対象設備および危険範囲にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備の名称，防爆構造等を配置図等に記載						
危険物取扱設備と関連のある非対象設備で危険範囲にないものの名称を配置図等に記載						
給油取扱所の給油またはこれに附帯する業務のための用途に供する建築物および附随設備の構造図						
等		配管	地	配管ルート，材質，口径等を配置図等に記載		
	上		敷設断面，配管支持物等について，一定箇所ごとの断面，構造等の状況を記載			
	地下		配管ルート，材質，口径等を配置図等に記載			

			敷設断面、腐食防止措置について、一定箇所ごとの断面、施設状況を記載	
電 気 避 雷 消 火 警 報 設 備 等	危険範囲内にある電気設備の位置、防爆記号等の記載			
	危険範囲内にある電気配線系統のルート、構造、施行方法等を配置図等に記載			
	危険範囲以外の電気配線について、主電源等から危険範囲に至る主配線ルートの記載			
緊急時対策に係る機械器具その他の設備の位置、機能等を配置図等に記載				
添 付 書 類	製造所等に係る構造および設備明細書			
	第1種、第2種、第3種消火設備を設けるものにあつては、消火設備の設計書			
	火災報知設備を設けるものにあつては、当該火災報知設備の設計書			
特 定 外 タンク貯蔵所の添付書類	屋外貯蔵タンクの基礎および地盤ならびにタンク本体の設計図書			
	工事計画書および工事工程表			
	地質調査資料その他基礎および地盤に関し必要な資料			
	溶接部に関する説明書その他タンクに関し必要な資料			
準 特 定 外 タンク貯蔵所の添付書類	屋外貯蔵タンクの基礎および地盤ならびにタンク本体の設計図書			
	地質調査資料その他基礎および地盤に関し必要な資料			
	溶接部に関する説明書その他タンクに関し必要な資料			
移 送 取 扱 所 の 添 付 書 類	工事計画書および工事工程表			
	配管の書類			
	緊急遮断弁および遮断弁の書類			
	漏えい検知装置の書類			
	圧力安全装置の書類			
	感震装置および強震計の書類			
	ポンプの書類			
	ピグ取扱い装置の書類			
	電気防食設備、加熱・保温設備、支持物・漏えい拡散防止設備、運転状態監視装置および安全制御装置の書類			
	警報設備、予備動力源、危険物の受入れ口および払出し口、防護工、防護構造物および衝突防護工の書類			
伸縮吸収装置、危険物除去のための設備、通報設備および可燃性蒸気滞留防止のための設備の書類				
不等沈下測定設備、資機材倉庫、点検箱、標識その他移送取扱所に係る設備の書類				

別記第15号様式（第3条，第4条関係）

審査表（仮使用承認申請）

[法第11条第5項]

審査事項		審 結	査 果	
変更工事において火災の発生および延焼のおそれが著しく少ない部分				
タンク内に危険物が貯蔵されている（火災予防上必要な措置が講じられている地下タンクを除く。）				
承 認 事 業 に 関 連 す る 事 項	各 種 の 確 立	安全な工事工程計画		
		安全管理	施設側事業所および元請，下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成されていること。	
		組織	責任体制の明確化が図られていること。	
		の確立	災害発生時または施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。	
	工 事 管 理	火	火気または火花を発生する器具を使用する工事が行われないこと。（火災予防上十分な措置が講じられた場合を除く。）	
		気	火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。（火災予防上十分な措置が講じられた場合を除く。）	
		管	火気使用の規制範囲および規制内容が明確であること。	
		理	火気使用場所直近に，消火器等が配置されていること。	
	条 共 通 す る 事 項	工事場所は，工事に必要な十分な広さが保有できること。（営業用給油取扱所については，給油空地が確保されていること。）		
		工 事 場 所 と 仮 使 用 場 所 の 区 画	工事場所と仮使用場所とが明確にされていること。	
			工事場所と仮使用場所は，工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。	
			仮使用場所の上部で工事が行われる場合，工具等の落下防止のための仮設の水平区画が設けられていること。	
			水平区画およびこれを支える仮設の柱等は，不燃材料を用いるものとし，区画の大きさは，仮使用場所の実態に応じたもの	
			仮使用場所から危険物または可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされていること。	
			工事場所の周囲に，仮囲い，バリケード，ロープ等を設けるなど，関係者以外のものが出入できないような措置が講じられていること。	
		照 明 お よ び 換 気	工事に用いる照明器具等は火災予防上支障ないものが用いられていること。	
			必要に応じ，換気が十分行われていること。	
		事 項	仮設の堀，足場，昇降設備，電気設備等を設置する場合にあつては，危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。	
			防火扉等政令の基準による設備を撤去し，または機能を阻害する場合には，これに代わる仮設設備を政令の基準に適合するように設けること。	
	仮使用承認済み掲示板の掲出			
	等	作業記録の保管		

作業内容 別事項	危険物の 抜取り 作業等	可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられていること。		
		随時、周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確立されていること。		
		危険物を抜取り後、設備または配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、または不活性ガス等による置き換えが行われること。		
		静電気を発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器を接地し、または危険物の流速を限定するなど静電気災害を防止する措置		
	溶接・ 溶断 作業	溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分は確実に遮断すること。		
		溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。		
		溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所に必要な保護措置を講ずること。		
	添付 書類	案内図		
		工事 計画 画 書	工事の内容、方法、工程等の記載	
火災予防上必要な措置に係る設備の設置方法の記載				
仮設設備の位置および構造等の記載				
火気および火花を生ずるおそれのある使用器具等の記載				
平 面 図		仮使用部分の記載		
		工事計画書に記載されている事項の設置場所の記載		
	掲示板の位置を記載			
手数料				
特記事項				

別記第16号様式（第3条，第4条関係）

審査表（予防規程）

〔省令第60条の2〕

審査事項		審査結果	
危険物の保安に関する業務を管理する者の職務および組織に関すること。			
危険物保安監督者が，旅行，疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行するものに関すること。			
化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。			
危険物の保安に関する作業に従事する者に対する保安教育に関すること。			
危険物の保安のための巡視，点検および検査に関すること。（移送取扱所を除く。）			
危険物施設の運転または操作に関すること。			
危険物の取扱い作業の基準に関すること。			
補修等の方法に関すること。			
施設の工事における火気の使用もしくは取扱いの管理または危険物等の管理等安全管理に関すること。			
製造所および一般取扱所にあつては，危険物の取扱工程または設備等の変更に伴う危険要因の把握および当該危険要因に対する対策に関すること。			
荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策を講じた給油取扱所にあつては，専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油等が行われる場合，監視等の保安のための措置に関すること。			
営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策を講じた給油取扱所にあつては，緊急時の対応に関する表示その他給油業務が行われないときの保安のための措置に関すること。			
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には，顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。			
移送取扱所にあつては，配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。			
移送取扱所にあつては，配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。			
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。			
地震発生時および地震に伴う津波発生時または発生するおそれがある場合における施設ならびに設備に対する点検，応急措置等に関すること。			
危険物の保安に関する記録に関すること。			
製造所の位置，構造および設備を明示した書類および図面の整備に関すること。			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波対策			
前記に掲げるもののほか，危険物の保安に関し必要な事項			
給油	統	目的としては，消防法第14条の2の規定に基づき，火災その他の災害を防止すること。	
	括	適用範囲は，給油取扱所の全域とする。	

取 扱 項	的	遵守義務は、給油取扱所の従業員に課するものとする。	
	な	出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定めること。	
	事	規定の改正は、危険物取扱者等の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の認可を要することについて定めること。	
所 の 役 割 分 担	保 安	保安管理を行う者として、所長および危険物保安監督者の氏名を定めること。	
	の	保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定めること。	
	役	所長、危険物保安監督者、危険物取扱者その他従業員の保安に係る職務について定めること。	
	割	危険物取扱者の氏名等の表示について定めること。	
定 め ら る べ き 等	貯	無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務	
	蔵	給油または注油時における油種の確認	
	お	ローリーからの危険物受入作業時における危険物取扱者の立会い義務と品名の確認および受入タンクの残量確認	
	よ	みだりな火気および火花等を発生させる機械器具の使用の禁止	
	び	危険物の積みおろし時および給油時等における自動車等のエンジン停止の確認	
	取	灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認および注入済み容器の放置の禁止	
	扱	その他当該給油取扱所の形態等に応じ、必要な事項	
	基	給油または注油以外の業務を行う場合、給油または注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うこと。	
	準	給油またはこれに附随する注油、自動車の点検・整備もしくは洗車と関係のない者をもつばら対象とする業務を行わないこと。	
	等	給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施	
	付	所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置およびこれによる整理および誘導の実施	
	加	その他当該給油取扱所において行う給油および注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項	
	事	給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらかじめ明示された場所で行わせること。	
項	点	毎日、定期、臨時に行うべき点検項目および点検実施者の指定	
	検	点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務および報告義務	
	事	点検記録簿への記入義務と保安義務	
火 災 時	事	改修工事または補修工事については、工事内容に応じた手続を行い、安全対策を講じた後に実施するものとする。	
	火	災害時の即応体制を備えておくため、自衛消防隊を編成することおよび消防隊長および隊員の責務を定めること。(規模に応じ、その役割分担を定めること。)	
	災	火災の発生または危険物の流出等を覚知した者の報告義務とこの場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導および応急措置の実施	
時	危険物が給油取扱所外へ流出した場合または可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民および通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請およびこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施		

の 措 置	火災発生時または危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報	
	地震発生時の措置については、危険物取扱い作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定めること。	
教 育 お よ び 訓 練	保安教育としては、その対象者、実施時期および内容等について定めること。	
	訓練としては、その内容および実施時期等について定めること。	
特記事項		

別記第17号様式（第4条関係）

検 査 経 過 表

年 月 日	項 目	検査内容および結果	立会者職氏名（自署）	検査員
特記事項				

